

目 次

(令和2年)

○第8回臨時会

第1日目(10月29日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第56号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第5号)	3
議案第57号 ウフクビリ線災害防除工事(R2-1工区)請負契約について	10
議案第58号 物品等購入の契約について	13

○第9回定例会

第1日目(12月4日)

会議録署名議員の指名	19
会期の決定	19
諸般の報告	19
行政報告	20
議案第59号 中城村公共施設整備基金条例	22
議案第60号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第61号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	30
議案第62号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例	32
議案第63号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について	34
議案第64号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第6号)	36
議案第65号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	42
議案第66号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	43
議案第67号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	45
議案第68号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	46

第2日目 (12月5日) 休 会 (土)

第3日目 (12月6日) 休 会 (日)

第4日目 (12月7日)

一般質問

12番 金城 章 議員	51
9番 比嘉 麻乃 議員	60
1番 安里 清市 議員	69
6番 玉那覇 登 議員	78

第5日目 (12月8日)

一般質問

8番 大城 常良 議員	87
5番 桃原 清 議員	96
3番 渡嘉敷 眞整 議員	105
7番 新垣 貞則 議員	112

第6日目 (12月9日)

一般質問

4番 屋良 照枝 議員	125
10番 安里 ヨシ子 議員	132
13番 石原 昌雄 議員	138
2番 新垣 修 議員	145

第7日目 (12月10日)

一般質問

11番 仲松 正敏 議員	157
15番 新垣 善功 議員	166
16番 新垣 博正 議員	175

第8日目(12月11日)

議案第59号 中城村公共施設整備基金条例	187
陳情第13号 日常生活用具給付等事業(紙おむつ)の給付要件の緩和・中城村に対する支援要請に関する 陳情	188
陳情第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	190
陳情第15号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について(要請)	191

第8回 臨時会

令和2年第8回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和2年10月29日

会 期 1 日間

閉 会 令和2年10月29日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	10月29日	木	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第56号、57号、58号に対する説明、質疑、 討論、採決 閉会

令和2年第8回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和2年10月29日（木）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和2年10月29日（午前10時00分）		
	閉 会	令和2年10月29日（午前11時07分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	10 番	安 里 ヨシ子	11 番	仲 松 正 敏
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ だ も 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 幹 主	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第56号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第5号）
第 4	議案第57号 ウフクビリ線災害防除工事（R2-1工区）請負契約について
第 5	議案第58号 物品等購入の契約について

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和2年第8回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番 安里ヨシ子議員及び11番 仲松正敏議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日10月29日のみにしたいと思えます。御異議ありま

せんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日10月29日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第56号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第56号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第5号)について御提案を申し上げます。

議案第56号

令和2年度中城村一般会計補正予算(第5号)

令和2年度中城村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,369,926千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月29日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,285,263	14,240	1,299,503
	2 県補助金	656,254	14,240	670,494
19 繰入金		674,273	10,055	684,328
	2 基金繰入金	611,915	10,055	621,970
歳入合計		12,345,631	24,295	12,369,926

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,942,987	3,561	3,946,548
	1 総務管理費	3,739,100	3,561	3,742,661
6 農林水産業費		246,859	2,934	249,793
	1 農業費	188,003	2,934	190,937
8 土木費		537,518	17,800	555,318
	2 道路橋梁費	299,830	17,800	317,630
歳 出 合 計		12,345,631	24,295	12,369,926

○議長 新垣博正 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 おはようございます。それでは、議案第56号 一般会計補正予算(第5号)について質疑をしたいと思います。

まず、歳出の6ページ、6款農業水産業費の6目農地費、16節の公有財産購入費、その中の浜地区海岸保全施設整備事業用地購入費ということで293万4,000円あるんですけども、これは説明の中では3筆あって、1筆は同意を得ているという説明ですけども。この293万4,000円というのは、3筆のトータルの予算が全て入っているのかどうかですね。あと地権者との用地交渉で、残りの2筆はどういう状況なのか。話をしてほぼ了解を取れている状況なのか、それともまだ、これからの話になるのか。これ1点目ですね。

2点目、7ページ、これも道路新設改良費なんですけども、委託料ですね。奥間南上原線の測量設計業務の中の845万円。これは国道からおおよそ何メートルを、何百メートルになるのかな、を予定しているのか。こ

れ延長距離ですね、それを伺いたいと思います。これをやった上で、国道329号から入ってくる段階で緩和するという予定になっていると思うんですけども、一定の効果があるのか、その辺をちょっと伺わせてください。

以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 大城議員の質問にお答えいたします。

この294万3,000円につきましては、3筆、全筆の予算の用地を計上しております。

現在の進捗状況ですが、3筆3人の地権者がいます。3筆のうちの2筆の地権者には既に事業の目的と趣旨を説明し、1人目の地権者については、予算可決後、契約締結する方向で進めているところです。2人目の地権者につきましては、交渉は続けているものの用地の金額に難色を示しており、検討させてほしいということで保留中ではありますが、引き続き用地交渉を進めていきたいと思っております。

あと3人目の地権者につきましては、日程調整が今取れておらず、まだ交渉はしていませんが、再度事業の趣旨の理解を求めながら、事業完了に向けて締結できるよう進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 7ページの委託料、測量設計業務についてお答えいたします。

まず、今回の設計の延長としては約140メートルを予定しております。

それから、改良に対する効果についてです。まず現状が、朝夕の南上原から国道に抜けての渋滞が結構激しいものがありまして、この改良で右折だまりをつくることによって、十分な改善が可能だと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 じゃ、1点目のほう農地費なんですけれども、1筆は大体ほぼオーケーと。2筆目が金額的に若干難色を示しているという、3人はこれからということなんですけれども。これは用地を購入すれば、恐らく県の管轄になっていくだろうというふうに思っているんですけども、大体めどどのあたりをめぐりに用地交渉を終える予定なんですか。それをまだ、いつまでもいつまでも延ばしていったら、今度また予算的に県の配分が少しずつ減っていくとか、そういうのも危惧しているんですけども、大まかな予想として、どの程度の期間をめぐりに用地交渉を終える予定なのか、それをお聞かせください。

2番目ですね、道路新設のほうですね。およそ140メートルというところで、右折だまりも渋滞緩和を期待できるということですので、とりあえず、そこのほうは大変議会としても注視していますので、しっかりと対策を取って、国道からの入るところ、それから上から来るところの緩和に十分寄与すると思いますので、できるだけ早めに対応をしていってください。

じゃ、1点だけお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村

武宏 お答えします。

県の事業が令和3年度までの事業となります。なので、今年度3月をめぐりに用地を買収したいと考えています。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 土地購入というのは相手があるもんだから厳しい状況になるかと思うんですけども、しっかりと対応していただいて、やっぱり金額というのがネックになって、1人でもオーケーしないと、それしかできないということになるかと思うんで、しっかりと相手を説得して納得していただけるように、早めにぜひやっていって、しっかりとこの護岸が造れるような体制を整えていってください。

以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

1番 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。この農林水産費の中の公有財産購入費についてですけども、これは一般的に考えると、購入をした後、所有権の移転をして登記というふうなことになるかと思いますが、村有地としての登記ができるのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

それから、購入した後の県の事業の進捗について、大まかでもお分かりでしたら御教示をお願いいたします。

以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 安里清市議員の質問にお答えします。

購入した後、村で代理登記で所有権移転を行うことができますので、こちらのほうで所有権移転は行います。

あと、県の事業に関しましては、令和3年

度までの事業になりますので、令和3年度を
めどに竣工する予定でございます。

以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 購入する場所が、現
在公有水面というふうなことで、去った全員
協議会の中では御説明をいただいているんで
すが、そこら辺何か一般的な土地の取得とは
違って、海面を買うというふうなことなので、
それも一般的に行われているような売買の形
式と登記の形式に沿ってできるのかというふ
うなことを疑問に思いましたのでお尋ねをい
たしましたが、少しこの代理登記の件につい
て詳しく分かるんでしたらお願いしたいと思
います。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村
武宏 お答えします。

あくまでも、こちらは個人の土地になって
いますので、代理登記、嘱託登記で所有権移
転のものは可能になります。

以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時15分）

~~~~~

再 開（10時16分）

○議長 新垣博正 再開します。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村  
武宏 つけ加えて、お答えします。

あくまでも水没地ではあるんですが、個人  
の土地で有地番がついていますので、そこも  
同じように、陸地と同じように購入すること  
はできます。

以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 村の予算を入れて購  
入されるわけですので、それがちゃんとした  
登記までできるようなことじゃないと問題な

のではないかとって質問をいたしました。  
費用対効果という面では非常に、この金額で  
県の海岸保全施設整備が行われるというふう  
なことであれば大変有意義なことだと思いま  
すので、また頑張って進めていただきたいと  
思います。

以上、終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありません  
か。

13番 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 それでは、5ペー  
ジの財産管理費の役務費、仲介手数料につい  
てですけども、当初なかったですけど、どの  
ような状況で今回提案されたのか説明をお願  
いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まずは、令和元年度の施政方針におきまし  
て、未利用の村有地については積極的に売払  
いあるいは貸付けを行い、財源の確保と村土  
の有効利用というふうなことで、施政方針で  
村長から述べております。それに基づきまし  
て、令和元年度中に一般競争入札による村有  
地の売却を予定しておりましたけれども、あ  
いにく購入者がいなくて、一般競争入札は不  
調に終わったというふうな経緯がございます。

その後におきまして、地方自治法の施行令  
におきまして、一般競争入札でできなかった  
場合に随意契約できるというふうなことがご  
ざいますので、これを一般に募集をかけまし  
て先着順による村有地の売却を行いたいと、  
そのように考えておりました。そのために、  
直接買い手が買いたいというふうなことであ  
ればいいんですけども、それを直接買うこ  
とができない場合あるいは不動産の宅地宅建  
取引業、その有資格者を通じて村有地の買取  
りを行いたいというふうなことの申出があっ  
た場合に、仲介手数料を支払いするものでご

ございます。

当初予算におきましては、そういうことがございませんでしたので、今回改めてその仲介をしたいんだというふうな業者がおりますので、手数料として予算を計上しているところでございます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 それでは、この仲介手数料ですけど、この積算の根拠を示してほしいと思います。あと売却するというところで作業が進んでいるようですけども、売却して後の金額、この金額の分についてどのような活用の計画があるかも教えてください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時21分）

~~~~~

再 開（10時22分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

積算の根拠でございますが、これは売却費の1.5%相当分でございます。348万9,000円ですけれども、さらに消費税を加えたもの、それが根拠でございます。（発言する声あり）

失礼しました。答弁漏れでございます。売却費を2億1,100万程度で売却をしたいと考えております。その金額につきましては、もちろん村につきましては、これから扶助費であるとか、そういう財政の支出が予定されております。併せて、老朽化する施設もございまして、新たに整備する施設もございまして、そういう施設の整備の基金を一部積み立てたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 金額が2億1,000ということで、具体的には前回出された南上原の地内にある村有地と。ぜひ今回そのような方針が出されるんで、この公共施設の今後

の整備に必要な基金ということで、あちこちからいろんな基金の創設も求められている時期ですので、この基金を積み立てて、公共施設が十分になるようにやってほしいと思います。

以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

15番 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 議案第56号について質問いたします。

5ページ、今さっき石原議員からありました件ですけど、この仲介手数料を払う業者名はどこなのか。

それと、副村長からの説明では、この売却したお金は公共施設整備基金としておくと、基金を設置してそこに基金としておくということでありましたが、今総務課長から答弁、扶助費にも使うということではありますが、どういう割合で使っていくのか、扶助費に幾ら使う、基金として幾ら残すというのはできているのかどうか。

それと、6ページ、公有水面の買取りですけど、これは以前にもそういう事例があったかどうか。そして、この護岸工事の主体はどこですか、これ村が護岸工事をするのか。護岸工事は県か国どちらかだと思えるんですよ、村が整備するものではないと思えるんですよ。整備する側が用地は買取りすべきじゃないかと思えるんですけどね。そこら辺、説明願います。

それと7ページの、これは以前に内示を受けていながら没にした、そしてまた今回復活ということでやっていますが、この没にした理由、これ以前でも今年、一旦は内示を受けながら、これを没にしたと。そしてまた、今上がってきています。これを没にした理由は何なのか、以前に。そこら辺説明求めます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在、仲介業者とは契約しております。これは株式会社イエカリヤというところと媒介の契約を締結しているところでございます。この契約に基づい（「株式会社何て」と言う声あり）イエカリヤです。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時27分）

~~~~~

再 開（10時27分）

○議長 新垣博正 再開します。

○総務課長 與儀 忍 株式会社イエカリヤでございまして、その仲介業者が買い手を見つけて、そこでの契約が成立し、移転登記が終わりましたら仲介手数料をお支払いしたいというふうに考えております。

それから、売却費の使途ですけれども、もちろん議案説明のほうで副村長からも説明があったとおりです。公共施設等の整備基金として積立てを予定しております。現在2億1,000万程度で売却を予定しておりますけれども、2億円程度は公共施設整備基金として積立てを行いたいと考えております。残りにつきましては、一般財源としてあるいは財政調整基金に積立てを行いたいと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 新垣善功議員の質問にお答えします。

事例があったかということですが、以前から事例はあります。

もう1点、なぜ県の事業であるが村が用地買収をしなければならないのかという件ですが、県の海岸保全施設整備事業においては、今登記上は保安林になってはいるんですが、用地買収ができない旨の説明は受けています。

しかし、村としましては、北浜地区から以

前より海岸の整備の要望もあり、毎年襲来する台風や高潮波浪時の越波、浸水、農業用施設や住宅への被害を防ぐためにも、村単独では困難な事業であるため県とタイアップし、村が用地買収しながら事業に向けて取り組みたいという考えで、この事業を進めているところです。

以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

まず、この事業、沖縄振興公共投資交付金事業が、令和3年までの事業となっていましたので、この奥間南上原線の完了を2年間で実施するのはちょっと厳しいだろうという判断で、次の交付金がスタートしてから行うというところに方向を変換しております。

ただ、ここは早急に必要ということで、せっかく頂いた内示ですので、今年度できる分を申請して設計業務から取りかかっていく予定でございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 6ページの護岸工事については基本的には県の事業だということですね、主体はね。しかし、たまたまそういう公有水面に個人の土地があると、特異の事例ですよ。それをやるにはやっぱり地権者が同意しなければならないということで、また住民からはその要望が強いと。それで今回は、県と協力しながら、この事業を進めていくということで理解してよろしいかどうかですね。

それと、7ページの令和3年までには工事はできないということで、一度は断ったと。しかし今回は新しい交付金ができるということは、これはもう確定しているんですか、確定済みですか。沖縄振興計画はこれからなるんですけど、その辺は確定しているかどうか

ですね。

そして、内示を来ているながら、工事が2年間ではできないからということで、これを断ろうということは、いかがなものかと思うんですよね。一生懸命努力してみて、やってみなければ、それで、またその後の措置は、善処措置はあると思うんですよね。これはもう令和3年まで、工事は完了しないといかんのかどうかですね。

それと、これは工事3年までできないということで、自信がなかったから断ったということで理解していいかどうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

新垣善功議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。（「今7ページの質問している」と言う声あり）

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時33分）

~~~~~

再開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、この新たな交付金が確定しているかということについては、まだ確定はしていないんですが、ここは県との調整の中で、継続していけるものということで、4年度以降も申請して事業は進められるということは口頭ではあるんですが、得ています。

それから、工事の2年間でできないのかというのは、用地とか墓の補償であるとか、そういったものもこの事業の区域の中にありますので、ここはやはり墓の移転が一番ネックになってくるのかなと考え、2年間では厳しいだろうということで期間の延長を申請して

おります。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これについては断った理由は副村長、これは裏負担金がないということで断ったという話も聞こえてくるんですけどね、本当は何なのか。今、課長が答弁あったように、新たなものが、振興策ができるということ言っていますけど、これはできる可能性はあるということよね。であるならば、なぜ以前これを断ったか、そういう話合いはなかったのかどうか。

これは副村長のところで没にしたという話も聞こえますけどね。これ村長と調整しての中なのか、これは村長もこれは報告を受けていましたか、断るときの。そこら辺、説明してください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時36分）

~~~~~

再開（10時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

予算を没にしたとか、そういう話ですが、当然予算編成する中でいろいろな状況、単年度でこの事業が2か年でできるのかという担当課との調整等をやってきました。その中で、やっぱり用地交渉しながら墓の移転と構造物の補償とかいろいろ出てきます。2か年の間で工事までできるかどうかというのが、その中で議論もいたしました。

あと、この交付金が、令和3年までという事業でございます。令和2年、令和3年で工事まで完了することが可能かということも議論いたしました。もし、できない場合に、この工事費が単費にならんかという疑問も議論の中で発生しました。そういうことで予算編成を終え、村長査定、村長にこういう状況が

あるということを報告をし、予算編成ですね、見送るという形をやっておりました。

以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（10時38分）

~~~~~

再 開（10時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 ウフクビリ線災害防除工事（R2-1工区）請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第57号 ウフクビリ線災害防除工事（R2-1工区）請負契約について御提案申し上げます。

議案第57号

ウフクビリ線災害防除工事（R2-1工区）請負契約について

ウフクビリ線災害防除工事（R2-1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|----------------------|
| 1. 契約の目的 | ウフクビリ線災害防除工事（R2-1工区） |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 金 65,956,000円 |
| | うち取引に係る消費税 |

及び地方消費税の額 金 5,996,000円

4. 契約の相手方 うるま市石川二丁目23番8号
有限会社 国 吉 組
代表取締役 石川 裕憲

令和2年10月29日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

ウフクビリ線災害防除工事（R2-1工区）の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

○議長 新垣博正 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、議案第57号について質疑をいたします。

請負契約ということで災害防除工事になっているんですけども、これは財源のほう、どういった財源を活用して交付金やっていくのかどうか。補助額というのは大体どれぐらいになっているのか。

1工区ということがあるんですけども、ウフクビリ線を大体何工区をトータルですよ、今回1工区なんですけれども、何工区ぐらいを予定しているのか、4工区になるのか5工区になるのか。最終的な終了時期というのが大体、これめどで結構ですので、どの程度を予定しているのか。

以上、お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは、お答えします。

まず、この事業費は何で充てているのかという社会資本整備交付金というのがあります。

て、これは全国的な交付金の一つであります。沖縄県は80%補助を頂いて、その事業を行っております。

それから、何工区になるかと言いますと、今完了を令和4年までの予定で進めていくんですが、この毎年度の交付金の額、配分される額によって工区はちょっと変わってくるのかなと思っております。現在で、例えば3工区で終わらせるかというのはちょっと言えない状況です。

それから完了は令和4年を目指しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 財源として社会資本整備交付金ということなんですが、これは、毎年使える交付金なのかどうかですね、申請したら。継続して3年、4年、5年までどうやって使える交付金なのか、それちょっと伺います。

あと、工区的にも、やはりこれは補助金によってメーター数も違ってくるといふふうに思うんですけども。一定のウフクビリ線見てみたら、相当片側が地割れしているとか、そういうところが多いものですから、交付金国が決定すると思うんですけども、できる

だけ申請を怠らずにしっかりとやっていた
きたいと思しますので、1点だけ答弁求め
ます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

毎年、申請できる交付金となっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 できるだけ村道です
ので、しっかりと整備して通行がどんど
ん多くなっているものですから、しっか
りと整備してやっていってください。

以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませ
んか。

3番 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 ウフクビリ線
ですが、例えばのあれですが、台風何
号による災害とかいうふうな、これ災
害防除工事となっていますけど、災害
が起こったんですかということと、こ
のウフクビリ線、言うなれば長期使用
による損壊というのかな、劣化とい
うんでしょうかね、そういうことで、
これはいつ頃造って、何年経過して、
こういう修繕が必要になっているか。
今後、今年から造るとして、あとまた
何年サイクルぐらいで改良工事の必
要性が出てくるかということをお分か
れば教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、災害が起こったかということ、
災害が起こって行う事業ではありません。
この事業自体は未然に防止するための
防止事業となっておりますので、そ
れで中城のほうは採択しております。

それから、このウフクビリ線はいつ
ごろ施工したかちょっと今、分かりませ
んけど、例えば施工した後にそういった
亀裂が入っているとかであると、その
事業で今後も対応して

いけるものと考えられます。何年サイ
クルということではなくて、未然に防
ぐための事業です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 何年サイ
クルが分からないということで、それ
はそうでしょう。年数がたって、そ
れで状況が悪くなれば、また改良が
できるということですので、頑張り
てください。

以上です。分かりました。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はあり
ませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認
め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題とな
っております議案第57号は、会議規則
第39条第3項の規定によって、委
員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認
めます。したがって、議案第57号は
委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論は
ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認
め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号 ウフク
ビリ線災害防除工事(R2-1工区)請
負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のと
おり決定することに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認
めます。したがって、議案第57号
ウフクビリ線災害防除工事(R2-1
工区)請負契約については、原案
のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 物品等購入の契約
についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第58号
物品等購入の契約について御提案を申し上げ
ます。

議案第58号

物品等購入の契約について

中城村立小中学校 I C T 機器購入について、次のように物品購入契約を締結したいの
で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求め
る。

記

1. 契約の目的 中城村立小中学校 I C T 機器購入
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 金 114,400,000円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 10,400,000円
4. 契約の相手方 那覇市安謝638番地
株式会社 興洋電子
代表取締役 多良間 洋二

令和2年10月29日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城村立小中学校 I C T 機器購入契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第30号）第3条の規定により、議会の議決を
必要とする。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を
終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

8番 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、議案第58
号について質疑をいたします。

まず、今朝、これ資料ということで I C T

機器購入、中身の部分ですね、概要、それか
ら整備内容、導入構築業務ということで出て
きたんですけども、こういった資料は、我々
は事前説明会を持っている中で、しっかりと、
これは私、以前も言ったと思うんですよ。議
案が出てくるのであれば、資料を提出してく
れと。さらにこれを機器の購入、どれが何台
かタブレット何台かと、あるいはまたいろいろ

るな数量があるのであれば、しっかりと提出して、議会で各議員がしっかりと分かるようにということの前にも言ったと思うんですけども、これはしっかりと徹底していただきたいと資料添付、これは忘れずにやっていってください。

質問は、この資料の中にある、その他の中で、タブレット、端末設定、それから加入者向け訪問研修あるいは教員向けの訪問研修、無料オンラインサポートというようなこと書かれているんですけども、このタブレット、例えば利用方法、各子供たち1台ずつ多分割り当てられていると思うんですけども、それを学校だけで使用するのか、あるいは家庭に持ち帰って、しっかり家庭でも勉強しなさいよというようなやり方でやっていけるか、その中でWi-Fiとか全然やっていない家庭も、これから研修、訪問研修もやると思うんですけども、そういったものの例えば家庭での金額が発生した場合、Wi-Fi入れるとか、そういうものに対してはどの程度補助をするのかどうか、それとも家庭でやってくれというのか、その2点、ひとつお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。
○教育総務課長 比嘉 保 では、大城議員の質問にお答えします。

このタブレットは、各生徒一人一人に与えて、学校で使い方等を教師が教えて、この教師にも研修等をスクールサポーターとか委託契約も行っておまして、どういうふうに使っていくという研修等を行っていきます。それで教師が、各同じスキルで子供たちに学習ができるように進めていくという計画をしております。

また、このタブレットのほうは、自宅に持ち帰ることも一応可能です。オフラインでも学習ドリルというのがありまして、このドリ

ルを活用することが可能となりますので、持ち帰って宿題等を学習ドリルで行ったりできるように設定しております。

また、今家庭でWi-Fi等が使えるかどうかというのは、現在オンラインでは各先生方が全員の生徒が同一に時間的なものとかというのを合わせないと、オンラインの授業とかはできませんので、そのWi-Fi等の設置がまだ進んでないところも、今後モバイルルーターがあるんですけども、そちらのほうを購入しようとしたんですけども、こちらのほうが、維持管理がかかってしましまして、その維持管理をどういうふうにするかというものと、各家庭では、家庭ごとのWi-Fiの使用やネットの使用となりますので、こちらのほうに対する補助等はありません。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 家庭に持ち帰って宿題とかそういうのをやってもいいということであるんですけど、例えば今コロナ禍で学校が休業になった場合、オンライン授業とか今もうテレビ等では相当やられているんですけども、そういった類いのものがこのタブレット使ってできるのかどうかですね。その点はいかがですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大城議員の質問にお答えしたいと思います。

ICT機器の導入によって、オンラインを通じた子供たちと教師の双方向の授業が可能性としてあります。

ただ、実際にそれをやるとするならば、その環境整備をまず十分する必要があります。

ただ、子供たちが本当にダイレクトに1対例えば15、1対20とか、そういった子供たちの複数の学びがしっかりできるような環境を

構築することがまず先となりますので、今後可能性としては村としては追求していきたいと思っております。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 手元に例えばこのタブレットが、初めて触るという子供たちも多々いるかと思っておりますので、しっかりと公平性を持って、そしてさらには分かりやすいような教え方で混乱しないように、例えば、家に持って帰ったときに家庭の人がですよ、何でこれ持って帰ってきたのと、学校に置いておくものじゃないのとか、そういうのを含めて何ら混乱が起これないようにしっかりとした説明を添えて、これからは進めていってほしいというふうに思っているんで、ここはまた一つしっかりとやっていってください。

以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（11時01分）

~~~~~

再 開（11時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第58号 物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号 物品等購入の契約については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（11時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新垣博正

中城村議会議員 安里ヨシ子

中城村議会議員 仲松正敏

# 第9回 定例会

## 令和2年第9回中城村議会定例会会期日程表

開 会    令和2年12月4日

会 期 8 日間

閉 会    令和2年12月11日

| 日 次 | 月 日    | 曜日 | 開議時刻  | 会議名 | 事 項                                                                                                                            |
|-----|--------|----|-------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日 | 12月4日  | 金  | 午前10時 | 本会議 | 会議録署名議員の指名<br>会期の決定<br>諸般の報告<br>行政報告<br>議案第59号に対する説明、質疑、委員会付託<br>議案第60号、61号、62号、63号、64号、65号、<br>66号、67号、68号に対する説明、質疑、討論、<br>採決 |
| 第2日 | 12月5日  | 土  | /     | 休 会 |                                                                                                                                |
| 第3日 | 12月6日  | 日  | /     | 休 会 |                                                                                                                                |
| 第4日 | 12月7日  | 月  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 4人                                                                                                                        |
| 第5日 | 12月8日  | 火  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 4人                                                                                                                        |
| 第6日 | 12月9日  | 水  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 4人                                                                                                                        |
| 第7日 | 12月10日 | 木  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 3人<br>委員会審議                                                                                                               |
| 第8日 | 12月11日 | 金  | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告に対する質疑、討論、採決<br><div style="text-align: right;">閉会</div>                                                                  |
|     |        |    |       |     |                                                                                                                                |
|     |        |    |       |     |                                                                                                                                |
|     |        |    |       |     |                                                                                                                                |
|     |        |    |       |     |                                                                                                                                |
|     |        |    |       |     |                                                                                                                                |

## 令和2年第9回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和2年12月4日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 令和2年12月4日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和2年12月4日（午後0時12分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 12 番            | 金 城 章               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保     |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                                                        |
| 第 2  | 会期の決定                                                                             |
| 第 3  | 諸般の報告                                                                             |
| 第 4  | 行政報告                                                                              |
| 第 5  | 議案第59号 中城村公共施設整備基金条例                                                              |
| 第 6  | 議案第60号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 7  | 議案第61号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例                                          |
| 第 8  | 議案第62号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例                                                       |
| 第 9  | 議案第63号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について                                                     |
| 第 10 | 議案第64号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第6号）                                                      |
| 第 11 | 議案第65号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                                                |
| 第 12 | 議案第66号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                                               |
| 第 13 | 議案第67号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                                               |
| 第 14 | 議案第68号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）                                              |

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和2年第9回中城村議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番 金城 章議員及び13番 石原昌雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月4日から12月11日の8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日12月4日から12月11日の8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和2年9月7日より令和2年12月3日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1. 例月現金出納検査の結果報告について  
村監査委員より、令和2年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので御参照ください。

2. 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会、南部広域行政組合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

3. 陳情、要請、意見書等の処理について  
期間中に受理した陳情・要請・意見書等については3件受理し、11月30日の議会運営委

員会で協議した結果、日常生活用具給付等事業(紙おむつ)の給付要件の緩和・中城村に対する支援要請に関する陳情については、総務常任委員会に付託し、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情については、文教社会常任委員会に付託いたします。また、令和3年度福祉施策及び予算の充実については、本会議即決とします。

4. 中部地区町村議会議長会関係について

○10月6日(火)中部地区町村議長会、10月定例会が嘉手納町で開催され、議長並びに事務局長が出席しております。会議では、任期満了に伴う役員選挙が行われ、新会長に伊波 篤読谷村議会議長、副会長に亀谷長久北谷町議会議長が選任されました。

5. 沖縄県町村議会議長会について

○10月12日(月)沖縄県町村議会議長会理事会並びに定例総会が、那覇市のパシフィックホテル沖縄で開催され、議長と事務局長が出席しております。

定例総会は任期満了に伴う理事役員の選任、会長並びに副会長等の選挙が行われ、会長に伊波 篤読谷村議会議長に決定いたしました。

○10月23日(金)沖縄県町村議会議長会研修会がかでな文化センターにおいて、沖縄県町村議員370名、事務局職員60名を対象に行われ、議員と事務局が参加しております。

6. 中部広域市町村圏事務組合議会について

○10月13日(火)第91回中部広域市町村圏事務組合議会定例総会が沖縄市の中部市町村会館で行われ、議長が参加し、令和2年度一般会計補正予算と令和元年度一般会計並びに特別会計の決算認定を審議しております。

7. 沖縄県市町村総合事務組合について

○12月1日(火)令和2年第3回沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会が自治会館にて

行われ、議長が出席しております。

会議における資料については、事務局で閲覧してください。

その他

その他の日程等については、別紙をご参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。

令和2年8月から令和2年10月にかけての主なものを抜粋して御報告申し上げます。

まず、8月4日には、沖縄振興特別措置法等の延長に向けた意見交換会をウェブ会議で行っております。全ての市町村長が延長を望むということで一致した意見がございました。

8月24日には、第4回の大型MICEエリア振興に関する協議会、これも県庁のほうで行いましたけども、今後のマリンタウンのMICEエリアにおける県の取組についての説明を受けております。

9月21日、24日には、例年どおり慶祝訪問を行っております。新100歳と米寿（トーチ）ございます。

10月15日には、創立50周年記念の村の老人クラブ大会に参加をしております。人数制限をいたしまして行っております。

10月21日から23日までは、東海岸地域サンライズ協議会でウォークアブルシティの視察を行っております。東京、千葉、神奈川でございます。

10月26日には、中城村養殖技術研究センターの開所式を行いまして、非常に将来楽しみな養殖技術でございました。しっかりとまた支援しながら取り組んでいきたいなと思っております。

27日には、中城村・北中城村とアメリカの

大学との間の協定調印式がございました。

30日には、世界遺産サミット、これ毎年開かれておりますけれども、今回は沖縄での世界遺産登録20周年記念事業として行っております。ラグナカーデンホテルで意見交換等を行っております。

以上でございます。

続いて、令和2年度の主要施策の執行状況調書、第3・四半期分でございます。読み上げて御報告申し上げます。

総務課、10節フェイスシールド購入業務、令和2年8月11日、随意契約、149万4,900円、100%、ものづくりネットワーク沖縄。12節中城村防災行政無線システム移設委託業務、令和2年9月1日、随意契約、874万2,360円、100%、デルタ電気工業株式会社。12節沖縄県震度情報ネットワーク端末局移設委託業務、令和2年9月1日、随意契約、99万7,370円、100%、株式会社興洋電子。12節沖縄県総合行政情報通信ネットワーク中城村役場庁舎移転に係る機器移設業務、令和2年9月15日、随意契約、1,631万5,200円、100%、日本電気株式会社沖縄支店。17節令和2年度中城村観光防災力強化支援事業、防災備蓄品等購入業務、令和2年8月7日、指名競争入札、651万2,660円、98%、鈴繁工業沖縄営業所。12節新庁舎落成式典運営委託、令和2年10月8日、随意契約、209万円、88.4%、有限会社沖縄式典プランニング。12節中城村役場電話交換設備移設業務、令和2年10月28日、随意契約、737万円、97.1%、パイオニア電設株式会社。14節、令和2年度中城村観光客向け防災情報機能強化整備工事、令和2年10月23日、指名競争入札、748万円、95.9%、株式会社興洋電子。17節新庁舎三役執務室等家具購入事業、令和2年8月18日、随意契約、1,177万円、75.2%、株式会社中城モール。17節軽貨物自動車購入業務、令和2年8月20

日、指名競争入札、123万9,476円、84.8%、琉球ダイハツ販売株式会社。17節中城村新庁舎事務用備品購入業務、令和2年8月21日、指名競争入札、8,855万円。97%、株式会社オキジム。

産業振興課、12節中城第3地区農道調査測量設計委託業務、令和2年8月17日、指名競争入札、3,047万円、98.4%、株式会社沖橋エンジニアリング。12節新たな情報発信体制構築事業委託業務、令和2年9月1日、指名競争入札、1,997万6,000円、90.8%、HSDM株式会社。12節中城村観光V字回復護佐丸プロジェクト事業委託業務、令和2年9月17日、随意契約、605万円、100%、仕事人倶楽部。12節お城EXPO2020出展委託業務、令和2年9月28日、随意契約、95万円、100%、中城村観光協会。12節中城第2地区農道舗装工事現場技術業務、令和2年10月13日、指名競争入札、319万円、95.4%、株式会社沖橋エンジニアリング。12節プロサッカーキャンプ支援事業委託業務、令和2年10月16日、随意契約、170万50円、100%、中城村観光協会。14節中城第2地区農道舗装工事（R2-1）、令和2年9月15日、指名競争入札、3,083万3,000円、93.3%、株式会社島袋開発。14節中城浜漁港機能保全工事、令和2年9月15日、指名競争入札、4,452万8,000円、92.9%、株式会社富士建設。14節中城第2地区農道舗装工事、令和2年10月16日、指名競争入札、2,793万8,900円、93.7%、有限会社石原設備。15節中城村野菜産地協議会補助金、令和2年9月9日、補助金、280万円、中城村野菜産地協議会。18節中城城跡共同管理協議会負担金、令和2年8月20日、負担金、1,954万125円、中城城跡共同管理協議会。

都市建設課、14節村道新垣中央線法面復旧工事、令和2年10月7日、指名競争入札、715万円、99.9%、有限会社津城電気工事。

14節ウフクビリ線災害防除工事、令和2年10月21日、指名競争入札、6,595万6,000円、92.4%、有限会社国吉組。14節伊集和宇慶旧県道線2号ボックス改修工事、令和2年10月27日、指名競争入札、1,358万5,000円、99.6%、株式会社五城。14節村道若南線道路整備工事（R2-1工区）、令和2年9月1日、指名競争入札、2,663万3,200円、93.5%、株式会社マルケン建設工業。

上下水道課、14節中城村内配水管布設工事、令和2年8月3日、指名競争入札、5,251万1,800円、91.9%、拓南製作所株式会社。

教育総務課、12節中城村中学3年生無料塾支援事業、令和2年8月31日、随意契約、190万4,826円、100%、NPO法人エンカレッジ。12節公立学校情報通信機器整備事業、令和2年10月29日、指名競争入札、1億1,440万円、97%、株式会社興洋電子。14節公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、令和2年9月7日、指名競争入札、5,258万円、99.2%、株式会社興洋電子。

生涯学習課、12節令和2年度中城城跡工事設計及び監理業務委託、令和2年8月19日、指名競争入札、105万6,000円、95.4%、株式会社真南風。12節吉の浦公園野球場機能強化整備工事監理委託業務、令和2年8月28日、指名競争入札、115万5,000円、94.9%、株式会社双葉測量設計。12節令和2年度糸蒲遺跡発掘調査支援業務委託、令和2年9月29日、指名競争入札、412万5,000円、96.9%、株式会社アーキジオパシフィック支店。14節吉の浦公園野球場機能強化整備工事、令和2年8月28日、指名競争入札、6,050万円、92.8%、有限会社ヒロ建設。17節図書館パワーアップ事業（本の除菌機購入業務）、令和2年10月2日、指名競争入札、180万1,800円、95%、株式会社オキジム。17節健康増進施設管理強化事業乗用草刈機購入、令和2年9月16日、

指名競争入札、154万円、83.3%、株式会社屋我商会。

以上でございます。

○議長 新垣博正 続いて、教育行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。

8月から10月までの教育行政報告を行います。主なものを報告いたします。

今年度は新型コロナウイルス関係で行事が大分中止になっております。

8月4日、学識経験者による点検評価委員会を行っております。教育委員会の事業等、おおむね良好な評価を得ました。

14日、臨時の教育委員会、そして校長会を実施しております。新型コロナウイルスの対策のための会議でございます。

27日、第8回中城村教育委員会を行って、令和元年度事業の執行状況に関わる点検評価等の報告等について、話し合いを行っております。

9月18日、定例の教育委員会を行って、中城村教育の日の表彰規定の一部改正等について行っております。これは中城村立の学校の児童生徒だけではなくて、村内の児童生徒全員対象にして、表彰しようというふうなこと

でございます。

29日、校長の評価システムの面談を行って、各学校の学校経営の状況の中間報告を校長から受けております。

10月1日、中頭教育事務所教育委員会訪問がございました。本村の取組について説明を行っております。

4日、中城中学校の校内陸上協議大会が、ごさまる陸上競技場で行われております。

6日、中頭地区教育長会、これは教職員の定期人事異動の説明を行われました。

16日、第10回目の定例教育委員会、村立学校における男女混合名簿等についての話し合いを行っております。

24日、中頭地区中学校駅伝大会がうるま市海中道路を中心に展開されております。男子が7位、女子が12位という成績でした。

以上で、教育行政の報告を終わります。

○議長 新垣博正 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第59号 中城村公共施設整備基金条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第59号中城村公共施設整備基金条例について御提案申し上げます。

議案第59号

### 中城村公共施設整備基金条例

中城村公共施設整備基金条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

住民ニーズの多様化や老朽化に伴う今後の本村における公共施設の整備に必要な経費について、予めその資金を積み立てることにより、整備する年度及び将来に渡る財政負担を軽減することを目的として基金を設置する。

中城村公共施設整備基金条例

(設置)

第1条 公共施設の整備に必要な経費に充てるため、公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、公共施設の整備及び維持に関連する経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、議案第59号 中城村公共施設整備基金条例について質疑をいたします。

条例の中の第2条、その中で基金として積

み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めるという旨、条例に書かれているんですけども、これは毎年度、一定額の予算が計上されるということで理解しているのか、その1点をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

確かに、前年度予算に計上するというふうなことは、この場では明言はできません。これは、その年度、年度ごとの財政事情がございしますので、でき得る限り積立は行いたいと、そういうふうを考えておりますが、確実に毎年予算に計上するというふうなことではございません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 前々年度ぐらいまでかな、新庁舎建設に対しての基金、これが毎年度2,000万というふうな形で積み立てられていたということを知っているんですけども、やはり積立というのは、毎年度、毎年度しっかりと額を決めて、それに沿って一定程度の積立をやっていくというのが筋であって、例えば、今から毎年度、皆さんも御存じかと思うんですけども、相当厳しい財政運用になっていくんじゃないかなということで、例えば来年度が仮に1,000万として、その次年度が財政的に厳しいということで、今年度はゼロだなあというような、極端に言えば、そういう場面も出てくるかもしれないというような中でも、やはり我々の議会の中でも、こうして公共施設の基金というのがどんどんつくって、積み立ててくれというような話も前々からやっているものですから、そこはしっかりと積み立てていただいて、一定程度の加減を設けて、それ以上のものを予算で合わせて、またプラスしていくのかというような形が取れないのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

理想としましては、毎年一定程度の金額を予算に計上し、基金に積み立てるというふうなことが一番最良な方法だというふうなことで考えております。

村全体的に財政状況を鑑みながら、基金に充てるべきなのか、あるいは今年度に関しては基金じゃなくて、別のところに予算を充てるべきなのか、総合的に判断が必要になってくると考えております。できる限り積み立てて、将来の負担を小さくしたいと、そのように考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 提案理由にもあり、やはり住民の多様性、あるいは老朽化に伴う、やはり今、本村の公共施設、相当な老朽化が激しいというものがあるものですから、それについてのやはり経費はしっかりと積み立ててもらいたいと、それは我々議会としても特段の配慮をしていただきたいということで、しっかりと毎年度積み立てられるように、ぜひ処置をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

2番 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは、基金条例のまず第6条について質問させていただきます。

第6条について、前回、全員協議会の中でも説明をいただきましたが、まず、この施設の整備及び維持という言葉の中で、この維持の解釈、どの範囲まで維持になるのか。この説明の中で基金を一部充てる、あるいは処分する場合は議会の議決を経るというふうな説明も受けていますけども、維持に関する経費に充てる場合に、処分するときにはですね。そ

の維持という建物の施設の維持と思うんですけど、解釈の幅が少しあり過ぎるような感じがしますので、その維持の範囲をちょっと教えてほしいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

議会の議決を経るというふうなところは、その基金から繰り入れるということは、予算の中で繰入金という形で措置しなければなりません。それを繰り入れて、歳出に充てる場合も、当然、予算のほうに計上しなければなりません。そういう意味で、議会の議決を経るというふうなことを説明申し上げました。

それから、維持の範囲ですけれども、通常の維持管理と言われる光熱水費であるとか、そういうふうなものに充てるというふうなことは想定しておりません。あくまでも大規模な修繕と、それに関わるのが、今回この基金で充てる場合があるというふうなことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今のたしか、建物の維持に関しては、やはり建物外部、内部いろいろとあると思います。先ほど課長言うように、維持管理で捉えると、今言うように消耗品、後で取り付けるクーラーとか、そういったものに関しては維持管理ということで、この中には含まないだろうなというふうに解釈は理解もできてはいるんですけれども、これは条例をつくるときに、担当によって、解釈も少しやっぱり幅があり過ぎて誤解を与えたり、あるいは修繕というのは維持に当たると思うんですよね。ですから、その中で、この第6条の補足事項にとかに、維持に関してなんですけど、例えば建物の構造体の維持という大規模な修繕になりますよね。そういったものには、その基金を充てるというふうに理解できていますので、そういうふうに建物の

構造体の維持とか、そういった名称を、固有名詞を設けて、補足事項を付け加えることができないのかどうかお聞きいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

条例案は、現在、提出しているとおりでございます。仮に総務常任委員会からのその条例に対する説明を求められた場合は、そこでの説明として、おおむねこういうことに充てたいというふうなところの説明はしたいと思いますが、この条例の中でそれを記載するというふうなことは、現在は考えておりません。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 考えていないということですので、これは今言うように総務常任委員会に付託されると思うんですけども、やはりこの建物維持のために、やはりこの条例をつくってしまうと、前回もお話あったように、担当で解釈が違ったりやはり全てが維持管理に当たるような解釈をされてもというのが、考えがありましたので、できるだけその辺、維持、整備に関する範囲をやはりちゃんと細目を設けてもらって、それで整備するように心がけてほしいと思います。後は総務常任委員会のほうでも細かく、その辺の説明のほうもよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

15番 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 議案第59号の中城村公共施設整備基金条例の第1条の中で、公共施設整備基金というのは、公共施設についての定義、これの説明を受けたときは、道路やあるいは橋とかそういうのは含まれないと、どの範囲までなのか、先ほども2番の議員からありましたように、この範囲、公共施設の定義について説明を求めます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時34分）

~~~~~

再開（10時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

公共施設の定義としましては、広く一般住民が使用する施設というふうなことで捉えております。

今、インフラの話もありましたので、インフラについてもお答えしますが、道路、それから下水道施設、それも公共施設の一部であるというふうなことは間違いございません。しかしながら、今回の公共施設整備基金で基金を充当する施設というのは、建築物を中心とした施設、その整備の場合に基金の活用を考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは、インフラ整備については適用しないということで、そして、俗に言う箱物についてのみ適用していくということで理解してよろしいですね。はい、分かりました。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（10時37分）

~~~~~

再開（10時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

3番 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 議案第59号についてお尋ねいたします。

従来、新庁舎の場合もそうだと、建設の基金条例をつくってやったと思うんですが、これはもう全般的に公共施設であれば、この基金を活用するのか、一件一件、またつくろうというときに、何年目標を立ててつくろうと

いうときに、一件一件の基金が必要になるのか、それともこの中でプールして、この中で漠然的にやるのかというのがちょっと見えてこないで教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回、提案しております基金条例によりまして、その基金を活用しまして、施設整備というのはあらゆる施設について適用ができるというふうに考えております。

緊急的にあるいは整備する建物が今の段階で分かっている、将来、この建築物に基金を充てたいというふうなことであれば、新たな基金を設けることも可能ではありますが、現在、提案しております条例におきましても、公共施設として基金を充てることは可能でございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、答弁がありましたけれども、2通りの方法でできるという話ですけど、実質、言うならば、膨大な予算がかかると見込まれたときに、ぜひその単独の目標とする施設をつくるための資金を積み立てるといことが起こる可能性もありますので、ぜひそこら辺は、ぜひ具体的な施設が分かった時点で、ぜひそういう基金もつくって、村の公共施設をつくっていただきたいなと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回、提案しております基金条例におきましては、まだ個別具体的にどの施設に充てるというふうなところまでは至っておりません。御提案ありますように、個別の施設について基金を設けることも可能でございます。

将来、それが必要というふうなことで判断ができるのであれば、そのように基金をまた設立したいと、そのように考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第60号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第60号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

#### 議案第60号

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用を行うため、本条例の一部を改正する必要がある。

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第1（第4条第1項関係）

| 機 関     | 事 務                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 1 ～ 6   | 略                                                      |
| 7 教育委員会 | 中城村就学援助規則（平成29年中城村教育委員会規則第3号）による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの |

改正前

別表第1（第4条第1項関係）

| 機 関   | 事 務 |
|-------|-----|
| 1 ～ 6 | 略   |

改正後

別表第2（第4条関係）

| 機 関   | 事 務                                      | 特定個人情報                                                             |
|-------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 ～ 5 | 略                                        | 略                                                                  |
| 6 村長  | 中城村移動支援事業実施要綱による移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報であって規則で定めるもの                                                |
|       |                                          | 地方税関係情報であって規則で定めるもの                                                |
|       |                                          | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの                                               |
|       |                                          | 身体障害者福祉法_____による身体障害者手帳又は沖縄県療育手帳制度規程_____による療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの |
|       |                                          | 精神保健福祉法（昭和25年法律第123号）による精神保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの                 |

改正前

別表第2（第4条関係）

| 機 関   | 事 務                          | 特定個人情報                       |
|-------|------------------------------|------------------------------|
| 1 ～ 5 | 略                            | 略                            |
| 6 村長  | 中城村移動支援事業実施要綱による移動支援事業に関する事務 | 住民票関係情報であって規則で定めるもの          |
|       |                              | 地方税関係情報であって規則で定めるもの          |
|       |                              | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの         |
|       |                              | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障 |

|  |              |                                                             |
|--|--------------|-------------------------------------------------------------|
|  | であって規則で定めるもの | 害者手帳又は沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）による療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの |
|  |              | 精神保健福祉法（昭和25年法律第123号）による精神保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの          |

改正後

別表第3（第5条第1項関係）

| 情報照会機関  | 事 務                                                      | 情報提供機関 | 特定個人情報               |
|---------|----------------------------------------------------------|--------|----------------------|
| 1 教育委員会 | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの | 村長     | 住民票関係情報であって規則で定めるもの  |
|         |                                                          |        | 地方税関係情報であって規則で定めるもの  |
|         |                                                          |        | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 2 教育委員会 | 中城村就学援助規則による就学援助の関する事務であって規則で定めるもの                       | 村長     | 住民票関係情報であって規則で定めるもの  |
|         |                                                          |        | 地方税関係情報であって規則で定めるもの  |
|         |                                                          |        | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

改正前

別表第3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

休憩します。

休 憩（10時43分）

~~~~~

再 開（10時45分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第60号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第60号 中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第61号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第61号

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）が令和2年10月1日に施行され、地域経済索引事業の促進による成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）が改正されたことに伴い、地域経済索引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）について

改正されたため、中城村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村固定資産税の課税免除などの特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 (略) (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 促進区域対象施設 地域未来投資促進法第25条に規定する承認地域経済索引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地域公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。 (6) (略) 第3条～第10条 (略) 附則抄 1・2 (略)	(目的) 第1条 (略) (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 促進区域対象施設 地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済索引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地域公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。 (6) (略) 第3条～第10条 (略) 附則抄 1・2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

休憩します。

休 憩（10時48分）

~~~~~

再 開（10時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第61号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正

する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第61号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第62号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第62号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第62号

#### 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を別紙のとおり改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い規定されている住民基本台帳カードの交付に関する規定（法第30条の44）が削除されたことにより、通知カードの新規発行及び再発行の手続きが廃止されることになったため中城村手数料徴収条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前                         |
|-----|-----------------------------|
| 附 則 | 附 則<br>(住民基本台帳カードの交付に係る手数料の |

| <p>(中城村手数料徴収条例の廃止)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住民基本台帳</td> <td>住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料</td> <td>1件につき<br/>200円</td> </tr> <tr> <td>個人番号カードの再交付手数料</td> <td>1件につき<br/>800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民票の記載事項の証明手数料</td> <td>1件につき<br/>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民基本台帳の閲覧手数料</td> <td>1件につき<br/>200円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分                 | 手数料の名称        | 手数料の額 | 住民基本台帳 | 住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料 | 1件につき<br>200円 | 個人番号カードの再交付手数料 | 1件につき<br>800円 |  | 住民票の記載事項の証明手数料 | 1件につき<br>200円 |  | 住民基本台帳の閲覧手数料 | 1件につき<br>200円 | <p><u>徴収の特例</u></p> <p><u>3</u> 平成20年7月1日から平成23年3月31日までの間に行われた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項の規定による申請に基づく住民基本台帳カードの交付に係る手数料については、第2条(別表)の規定にかかわらず徴収しない。</p> <p>(中城村手数料徴収条例の廃止)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住民基本台帳</td> <td>住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料</td> <td>1件につき<br/>200円</td> </tr> <tr> <td>通知カードの再交付手数料</td> <td>1件につき<br/>500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人番号カードの再交付手数料</td> <td>1件につき<br/>800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民票の記載事項の証明手数料</td> <td>1件につき<br/>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民基本台帳の閲覧手数料</td> <td>1件につき<br/>200円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 手数料の名称 | 手数料の額 | 住民基本台帳 | 住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料 | 1件につき<br>200円 | 通知カードの再交付手数料 | 1件につき<br>500円 |  | 個人番号カードの再交付手数料 | 1件につき<br>800円 |  | 住民票の記載事項の証明手数料 | 1件につき<br>200円 |  | 住民基本台帳の閲覧手数料 | 1件につき<br>200円 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------|-------|--------|--------------------|---------------|----------------|---------------|--|----------------|---------------|--|--------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|-------|--------|--------------------|---------------|--------------|---------------|--|----------------|---------------|--|----------------|---------------|--|--------------|---------------|
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 手数料の名称             | 手数料の額         |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |
| 住民基本台帳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料 | 1件につき<br>200円 |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 個人番号カードの再交付手数料     | 1件につき<br>800円 |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 住民票の記載事項の証明手数料     | 1件につき<br>200円 |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 住民基本台帳の閲覧手数料       | 1件につき<br>200円 |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 手数料の名称             | 手数料の額         |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |
| 住民基本台帳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料 | 1件につき<br>200円 |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 通知カードの再交付手数料       | 1件につき<br>500円 |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 個人番号カードの再交付手数料     | 1件につき<br>800円 |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 住民票の記載事項の証明手数料     | 1件につき<br>200円 |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 住民基本台帳の閲覧手数料       | 1件につき<br>200円 |       |        |                    |               |                |               |  |                |               |  |              |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |       |        |                    |               |              |               |  |                |               |  |                |               |  |              |               |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩 (10時56分)

~~~~~

再 開 (11時03分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第62号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第62号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第63号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第63号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について御提案申し上げます。

議案第63号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務を加えるとともに、同組合規約を以下のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年12月4日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務を共同処理するに伴い、同組合の規約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出する。

中部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

中部広域市町村圏事務組合規約（平成元年沖縄県指令総第946号許可）の一部を次のように変更する。

第3条に次の1号を加える。

(7) 障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務

別表第1中

「

第3条第1号から第3号まで及び第6号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村
--------------------------	---

を

第3条第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に関する事務	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村
--------------------------------	---

に改める。

別表第4中

第3条第6号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	均等割 5% 件数割 95%
--------------	---	-------------------

を

第3条第6号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	均等割 5% 件数割 95%
第3条第7号に係る負担金	沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村	均等割 10% 利用者数割 90%

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

休憩します。

休 憩（11時06分）

~~~~~

再 開（11時08分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第63号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第63号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更については原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (11時09分)

~~~~~

再 開 (11時20分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第10 議案第64号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第64号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第6号)について御提案申し上げます。

議案第64号

令和2年度中城村一般会計補正予算(第6号)

令和2年度中城村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,317千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,498,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,507,569	21,973	4,529,542
	1 国庫負担金	1,275,951	14,209	1,290,160
	2 国庫補助金	3,224,612	7,764	3,232,376
16 県支出金		1,299,503	14,129	1,313,632
	1 県負担金	579,210	5,924	585,134
	2 県補助金	670,494	9,615	680,109
	3 委託金	49,799	△1,410	48,389
18 寄付金		100,002	33,895	133,897
	1 寄付金	100,002	33,895	133,897
19 繰入金		684,328	54,190	738,518
	2 基金繰入金	621,970	54,190	676,160
21 諸収入		133,248	4,130	137,378
	4 雑入	129,579	4,130	133,709
歳入合計		12,369,926	128,317	12,498,243

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		100,368	△1,242	99,126
	1 議会費	100,368	△1,242	99,126
2 総務費		3,946,548	40,691	3,987,239
	1 総務管理費	3,742,661	36,471	3,779,132
	2 徴税費	107,929	5,092	113,021
	3 戸籍住民基本台帳費	67,028	538	67,566
	5 統計調査費	10,048	△1,410	8,638
3 民生費		3,587,736	61,712	3,649,448
	1 社会福祉費	1,406,914	30,309	1,437,223
	2 児童福祉費	2,180,822	31,403	2,212,225

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		965,056	△4,886	960,170
	1 保健衛生費	576,157	△5,923	570,234
	2 清掃費	388,899	1,037	389,936
6 農林水産費		249,793	1,435	251,228
	1 農地費	190,937	689	191,626
	2 林業費	798	746	1,544
8 土木費		555,318	9,049	564,367
	2 道路橋梁費	317,630	1,181	318,811
	3 河川費	3,695	1,818	5,513
	4 都市計画費	1,595	6,050	7,645
10 教育費		1,949,988	20,711	1,970,699
	1 教育総務費	432,667	4,837	437,504
	2 小学校費	519,889	11,192	531,081
	3 中学校費	67,853	1,062	68,915
	4 幼稚園費	379,765	70	379,835
	5 社会教育費	243,995	2,268	246,263
	6 保健体育費	305,819	1,282	307,101
12 公債費		518,525	847	519,372
	1 公債費	518,525	847	519,372
歳 出 合 計		12,369,926	128,317	12,498,243

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、議案第64号について質疑を行いたいと思います。

まず、1点目、歳出の16ページの2款総務費、2目基幹統計調査費、1節の報酬、調査委員報酬ということで92万3,000円の減額になっているんですけども、この理由と、

これは国勢調査になると思うんですけども、この回答率はどの程度なのか、お願いしたいと思います。

2点目に、21ページ、6款の農林水産業費、3目農業振興費、12節委託料、農業施設廃ビニール処理委託料ということで24万2,000円計上されているんですけども、これは説明の中では4トンほど増えたのと、廃ビニールがそういうことなんですけれども、これ1人当たりの農業従事者の方々の数量が増えたのかどうか、その理由は何なのか、年間ベースで大体この処理数量というのはどの程度になっ

ているのか、大体の目安の結構ですのでお願いいたします。

3点目に、31ページ、10款教育費、3目公園施設費、17節の備品購入費、これが50万、これは説明ではコンテナの購入ということだったんですけれども、これの設置する場所、それとコンテナの大きさはどの程度になるのか、コンテナといえは、10フィート、20フィート、40フィートとあると思うんですけれども、その大きさはどの程度なのか、以上3点お願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、補正予算の16ページの基幹統計調査費の報酬の件についてお答えします。

まず、報酬の減についてですが、当初の計上については、5年前の国勢調査の数値等を基に試算し計上しております、今回、人数等の確定もありましたので、その部分を減額補正しています。

そして、回収率についてですが、現在、県のほうに提出して確認をしていただいている状況ですので、まだ回収率、例えば人数とかが確定しておりませんので、現段階ではちょっとお答えができませんので、控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 大城議員の質問にお答えいたします。

今回、廃ビニール量が増加している原因だと今認識していますが、たしかな要因ではないんですけれど、最近、サトウキビのほうから芋類のほうに転換し始めまして、それが増えてきたことと、芋を栽培している農家の方が生産の規模拡大をしているために、芋を栽培する際にはマルチというビニールがあるんで

すが、それが多く出てきたのではないかと考えています。

あと、年間処理数量が増えていることに関しまして、個別の農家のものは、資料はあるんですけど、約年間12から13トンというふうに認識しています。

以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、大城議員の御質問にお答えします。

コンテナの設置場所につきましては、吉の浦公園の野球場と遊具のブランコがある間に、河川敷に沿って設置する予定でございます。

コンテナの大きさに关しましては10フィート、約長さが2メートル90で幅が2メートル35、高さが2メートル40程度のコンテナを2台予定しております。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 1点目のほうから、人数が減になったということなんですけれども、国勢調査というのは5年に1度、これは義務であって罰則はないんですけれども、できるだけやるということが決められていると思うんですけれども、例えばこれは課長、5年前の話になるんですけれども、5年前の回収率というのは大体分かるのか、分からなければまた後でちょっと調べてもらえればいいんですけども、それを分かるのかどうか1点。

2点目の廃ビニール、これキビから芋に移行しつつあるということなんですけれども、このイモの大体栽培が今、二、三年前ぐらいから始まっているというふうな話も聞くんですけれども、大体どのあたりの地域がこれに移行しているのか、さらにこのベースで行くと、十二、三トン年間当たりになるんですけれども、さらに増えていくようなのかどうか、その1点をお願いします。

3点目のコンテナの件、10フィートが2台ということなんですけれども、これ河川敷に、そこら辺しか恐らく設置場所がないだろうなと思うんですけれども、例えばこれ10フィートが2台ということは、20フィート1台ということではできなかったのかどうか、あるいは金額的に厳しかったのかどうか、10フィート2台ということで、もう予定はしているということなんですけれども、大体それに入れる物というのか、品物は何を想定しているのか、それを一つ伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、御質問の回答率についてなんですけど、平成27年度、国勢調査で調査した人数が1万9,454人ということは、現在、数値として持っていますが、実際、国勢調査の場合は住所で判断するのではなくて、現在住んでいるかどうか、例えば、今年度であれば10月1日時点で中城村に住んでいて、住所の部分は関係なく調査しますので、回答率、その辺が出せるかどうかというのがちょっと気にはなりますが、その分については議会終了後に、数字は出せるのかどうかを確認して回答していきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、お答えいたします。

どの地域かということですが、土地改良全域だと認識しています。特に南浜から当間のほうまで広がってきていると思っています。

あと、今後もこの芋の栽培が増えるのであれば、もちろん毎年マルチをやりますので、その量は増えるかと思っています。

以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、お答

えいたします。

まず、なぜ2台かということでございますが、これまで3年、4年ほど前から、少年野球連盟のほうからも少年野球専用の倉庫が欲しいという要望もございましたし、それと少年野球の専用の部分と通常一般が使う例えばナイターとか、夜間使う方々が使うのと分けた扉も鍵も分けたほうがいいのかなどということで、こちらの中で、少年野球用と一般用という分け方をしようということで2台を想定しました。

中に入れるものに関しましては、野球場を整備するトンボ、レーキと言いますか、それとあとはラインカーやベースであったり、石灰であったり、そういったものを倉庫に格納する予定でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 1点目と、それから2点目に関しては分かりましたので、3点目ですね。2台を設置して、少年野球と一般のほうに分けるということでの答弁ですけども、これは野球場に限ってのコンテナの利用になるのか、あるいはまたそのほかにも何かそこに入れるような考えがあるのかどうか、その1点だけ聞いて終わりたいと思います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

野球場専用で使用する予定でございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（11時41分）

~~~~~

再開（11時44分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第64号について質問しますが、先日、説明を受けたんですけど、ちょっと分からない点が多くて、ちょっと再度説明をお願いします。

民生費の3款1項1目27節繰出金の約2,500万、毎年のもではありますけど、これ以上にまた出てくるのかどうか。それと同じく3款2項1目19節扶助費の5,900万の減、赤ちゃん応援給付金、これが総額2,500万と聞いたんですけど、約5分の1の減ですけど、それがどうしてなのか。それと衛生費の4款1項2目18節負担金補助及び交付金、国県の支出金が減になっているインフルエンザの件ですけど、今回のコロナと関係あるのかどうか、何でまたこれだけ減になったのか。以上、説明だけをお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時47分）

~~~~~

再開（11時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 金城 章議員の御質問にお答えします。

3款1項1目の繰出金、国民健康保険事業特別会計の繰出金については、今回は療養費と高額療養費について、3月までの支払いが足りなくなりますので、その分に対しての繰出金であります。

それから、更に繰出金が必要かという質問でありますけども、療養給付費に関しましては、3月分まではめどがついてはいますが、4月分が少し足りなくなるおそれがありますので、その分に関しては3月補正で額が決定次第、補正予算を計上したいと思います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

3款2項1目19節扶助費の赤ちゃん応援給

付金、4款1項2目18節負担金補助及び交付金の小児インフルエンザ予防接種補助金の減額補正についてなんですけれども、お答えする前に、まず両事業とも新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。この交付金は市町村単位に割り振られているコロナ対策の予算でございまして、コロナ事業として完全執行したいというところで、各事業とも精査して、実質的に見合う予算で組替え等を行っていく方針でございまして、そのためにも実績に近い額へと精査しております。

その中で、まず赤ちゃん応援金につきましては、10月までで125名というところで、今後、大体14名程度で推移するだろうということで、当初の見込みが250名というところからの精査をした結果、見込みでの減額とさせていただきます。

インフルエンザ予防接種の補助金の減額につきましては、今日のタイムスにも掲載されておりますけれども、新聞の掲載内容というのが12月に補充されるというような書かれ方をしているんですけども、こちらが知り得ている情報からすると、そう楽観的ではないというところで認識しております。

先週も西原、浦添含む中部の医師会の予防接種の研修会がございまして、そこでも、もうほとんどの病院でワクチンの在庫がなく、今後入る見込みもないというところでした。今後入る見込みにしても、本当に一部しかなく、県の報告としても、12月にワクチンが4万本入るだろうとか、必ず入るという、その辺の正確さはなかったんですけども、ワクチンが4万本、接種量にすると8万人分であり、県内で今、全市町村の定期接種の65歳以上の受けるべき人が約36万人いるんですが、その中で10月末現在、12万人しか今受けていない状況もあり、また65歳以上の人

たちの分も足りない状況なので、8万人分入ったとしても、多分足りないというところで、中城村は子供の分として、7,739回分の予算を計上していたんですけれども、今後、ワクチンが足りないだろうというところで、予算としてもっていても、結局流れてしまうよりも、先ほど言った組替え等を考え、取りあえずもう絶対使わないだろうというところでの約1,000万の減額補正をさせていただいております。

○議長 新垣博正 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第64号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第64号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第65号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第65号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第65号

令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,312,865千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		233,979	25,792	259,771
	1 他会計繰入金	233,979	25,792	259,770
歳入合計		2,287,073	25,792	2,312,865

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		48,635	142	48,777
	1 総務管理費	38,540	142	38,682
2 保険給付費		1,418,639	25,540	1,444,179
	1 療養費	1,190,356	2,240	1,192,596
	2 高額療養費	211,994	23,300	235,294
6 保健事業費		40,491	110	40,601
	2 保健事業費	18,651	110	18,761
歳出合計		2,287,073	25,892	2,312,865

以上でございます。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これから議案第65号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第65号は委員会付託を省略します。

したがって、議案第65号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。討論はありますか。

日程第12 議案第66号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第66号 令和2年度 (第2号) について御提案申し上げます。
 中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第

議案第66号

令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164,455千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		112,148	1,500	113,648
	1 後期高齢者医療保険料	112,148	1,500	113,648
4 繰入金		43,601	775	44,376
	2 他会計繰入金	1	775	776
6 諸収入		2,623	193	2,816
	4 雑入	1,400	193	1,593
歳入合計		161,987	2,468	164,455

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		4,818	968	5,786
	1 総務管理費	2,184	968	3,152

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		152,194	1,500	153,694
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	152,194	1,500	153,694
歳 出 合 計		161,987	2,468	164,455

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第66号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、こ

れで討論を終わります。

これから議案第66号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第66号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第67号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第67号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第67号

令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305,245千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料手数料		51,732	200	51,932
	1 使用料	51,672	200	51,872
歳入合計		305,045	200	305,245

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		173,243	200	173,443
	1 公共下水道費	173,243	200	173,443
歳出合計		305,045	200	305,245

以上でございます。

○議長 新垣博正 先ほどの件、訂正する箇所がありますので、訂正します。

補正予算「(第3)」と私言いましたけど、「(第2号)」に訂正いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第67号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第67号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第68号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

(第2号)について御提案申し上げます。

○村長 浜田京介 議案第68号 令和2年度
中城村土地区画整理事業特別会計補正予算

議案第68号

令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,811千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119,888千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		81,842	3,811	85,653
	1 基金繰入金	81,842	3,811	85,653
歳入合計		116,077	3,811	119,888

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		116,076	3,811	119,887
	1 南上原土地区画整理事業費	116,076	3,811	119,887
歳出合計		116,077	3,811	119,888

以上でございます。

んか。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を
終わります。

休憩します。

休憩(12時07分)

これから質疑を行います。質疑はありません。

~~~~~

再開（12時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第68号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号 令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第68号 令和2年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会（12時12分）

## 令和2年第9回中城村議会定例会（第4日目）

|                        |              |                     |                  |       |
|------------------------|--------------|---------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 令和2年12月4日（金） |                     |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                     |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 令和2年12月7日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 令和2年12月7日（午後3時04分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                  | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 安里清市                | 9番               | 比嘉麻乃  |
|                        | 2番           | 新垣修                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 渡嘉敷眞整               | 11番              | 仲松正敏  |
|                        | 4番           | 屋良照枝                | 12番              | 金城章   |
|                        | 5番           | 桃原清                 | 13番              | 石原昌雄  |
|                        | 6番           | 玉那覇登                | 14番              | 伊佐則勝  |
|                        | 7番           | 新垣貞則                | 15番              | 新垣善功  |
|                        | 8番           | 大城常良                | 16番              | 新垣博正  |
| 欠席議員                   |              |                     |                  |       |
| 会議録署名議員                | 12番          | 金城章                 | 13番              | 石原昌雄  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 新垣親裕                | 議事係長             | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                | こども課長            | 金城勉   |
|                        | 副村長          | 比嘉忠典                | 企画課長             | 比嘉健治  |
|                        | 教育長          | 比嘉良治                | 都市建設課長           | 仲村盛和  |
|                        | 総務課長         | 與儀忍                 | 産業振興課長兼農業委員会事務局長 | 仲村武宏  |
|                        | 住民生活課長       | 義間清                 | 上下水道課長           | 知名勉   |
|                        | 会計管理者        | 荷川取次枝               | 教育総務課長           | 比嘉保   |
|                        | 税務課長         | 大湾朝也                | 生涯学習課長           | 稲嶺盛昌  |
|                        | 福祉課長         | 照屋淳                 | 教育総務課主幹          | 宮城政光  |
|                        | 健康保険課長       | 仲松範三                |                  |       |

議事日程第2号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 おはようございます。この議事堂での最後の議会となります。何事もなく最後の議会が終えられることを望みますので、また、現庁舎のことで小さな崩落事故とか外壁の落下事故とかありましたけど、今後また大地震が来ないことを願っております。

それでは、通告書に基づき質問します。

新庁舎建設についてであります。これも今議会で終わりかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

①新庁舎の引渡し後の管理体制。清掃等はどうに行っているか。進捗状況。この進捗状況は機器類の進捗状況です。

②12月20日に行われる落成式はどのような形で行なうのか。今議会で200万の補正予算も上がっていましたが、どのような感じか。

また、招待客等は何人か伺います。

③庁舎敷地内の清掃計画はどうか。

9月質問で、総務課長が職員で清掃を行うとありましたけど、どうなのか。

大枠2、本村の都市計画について。

①今後、どの地域を先行して都市計画を進めていくか。

②現在、用途地域の変更地域計画はあるかどうか。

③農用地を残す考えはあるかです。

④北上原地区の区画整理計画の考えはあるか。

⑤久場前浜線周辺の用途変更はどうか。これも考えがあるかどうか。

また、前浜線の開通について進捗はどうなったか。他周辺の土地です。これ、用途変更といったら何筆あって、宅地がどのくらいできるかということで、何筆かと質問してあります。

大枠3、食文化と農業についてでございます。

①本村の農業育成と新たな特産品、農産物は何種類あるか。新たな特産品も、これから考えているかどうか。また、取組状況を伺います。

②農家への農業指導体制と取組状況はどのように行っているか。農業指導員が要ると思いますけど、どのように行い、取り組んでいるかです。

③本村と沖縄の食文化を推奨するために島野菜の生産拡大の考えはあるかどうかです。今、また沖縄の食文化が見直される時期でありますので、その食材に対するもの考えはあるかどうか。

大枠4、道路整備計画についてであります。

①東西道路（宜野湾横断道路）の進捗状況はどうか。これも毎回の質問でありますけど。

②来年度の道路整備計画はあるか。来年度でなくても、これからの計画があるかどうか。多分、西原バイパスが出てくると思いますけど、ぜひお願いします。

③里道拡張、旧集落等の道路計画等の考えはあるか。これも、9月に質問しましたが、地権者の用地提供があればやる計画はあるとの答弁でしたけど、その件のこともぜひお願いします。

④歴史の道（ハンタ道）の除草は年に何回行っているか。また、歴史の道周辺の整備計画とかの考えはあるかどうかです。

大枠5、公共施設についてであります。

①南上原への公共施設の考えはあるかどうか。これ、社会教育的な公民館とか、それが複合施設とか福祉施設なり、いろんな考えがありますけど、その考えがあるかどうかです。

南上原は、本村の3分の1の人口を占める地域でありまして、南上原の都市計画、その前から私は何か公共施設を設置するべきだと訴えておりますけど、全く進んでいないんですけど、ぜひお考えをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては都市建設課、大枠3番が産業振興課、大枠4番も都市建設課、大枠5番が企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の本村の都市計画について、大枠2番についてですけども、御承知のとおり本村、幾つかの柱があって、その中でも特に庁舎近辺、吉の浦公園も含めて、これからのこの庁舎を中心としたまちづくりをやっていかないとということが1つと、もちろん、北中城村と今一緒に行っております城跡管理協議会の、その世界遺産を中心としたまちづくりも含めて、この大きな柱があるとは思っております。

そのためにも、いろいろな都市計画の変更も含めて、今後本村の将来のために庁舎近辺、吉の浦近辺そして世界遺産、そこを中心としたまちづくりに励んでいきたいなと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 新庁舎引渡し後の管理についてお答えいたします。

引渡しの後、ネットワーク関連の作業、備品の搬入等が行われていたため、総務課及び企画課において搬入業者と連携を取りながら管理を行っております。

また、引渡しの際に大まかな清掃はなされておりますが、落成式前の12月18日に改めて清掃を行います。

次に、落成式についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、少人数での式典にしたいと考えております。午後1時に、正面玄関前でテープカットを行った後、東側出入口付近の来客者用駐車場に設営する大型パワーテント内で式典を行います。

村議会議員、自治会長、施工業者、土地提供者等、約100名程度の参加になると考えております。

次に、庁舎敷地内の清掃についてお答えいたします。

職員により、定期的に草刈り等の清掃を行いたいと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠2と大枠4についてお答えいたします。

まず、大枠2の①です。中城村第4次総合計画では、中城公園周辺、吉の浦会館周辺、南上原土地区画整理事業地区周辺、電力施設周辺の4つの拠点を生かした村づくりを推進していく計画であります。

それから、続きまして②です。久場泊地区が現在特定保留地区に指定されており、村道久場前浜原線の整備が完了次第、準工業地域及び工業専用地域に指定予定となっております。

③です。農用地については、担当課の産業振興課や関係機関と協議を行い、今後の農地の活用について検討していきたいと考えております。

④です。これまでも、行政懇談会などで新規の区画整理事業への要望が上がっておりますが、地権者へのアンケート調査などの動向を踏まえ、調査・計画の検討を行っていきたいと考えております。

次、⑤です。②の答弁と関連しますが、市街化区域への編入は、村道久場前浜原線の整備完了が条件となっており、現在1人の地権者の同意が得られていないため進展はありません。久場前浜原線沿いの土地は70筆あります。

大枠4の道路整備計画についてです。

①について、宜野湾横断道路、中城インターチェンジともに、現在予備設計を進めており、年度内に検討委員会を開催予定のことです。

②です。次年度、新規の道路整備はありません。

③です。里道は、利用者での整備で対応していますので、拡張計画などはありません。

④です。歴史の道の除草は、不定期ではありますが年四、五回程度実施しております。

また、周辺の整備計画は、都市建設課のほうでは計画はございません。

以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。それでは、金城議員の大枠3についてお答えいたします。

まず、①についてです。農業育成につきましては、今年度は認定新規就農者2名、認定農業者2名を認定しました。

新たな農産物につきましては、本村の在来種である島トウガラシと島ネギの2種類の普及に取り組んでいます。

次に、②についてです。農業指導体制につきましては、農業指導員1名を配置し、JA指導員と情報共有しながら農地を巡回し、営

農指導を行っています。

営農指導の内容は、主に野菜農家を中心に、肥培管理や病害虫対策の指導を行っています。

次に③です。本村は、特産品の島ニンジンをはじめ、多くの島野菜を生産している地域であり、今後も島野菜の生産振興に向けた取組を行いたいと考えています。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、大枠5の①についてお答えします。

現時点において、南上原地域への新たな公共施設等の整備計画はございません。

今後の計画につきましては、住民ニーズに基づいた必要とされる施設整備を検討していくことと考えております。

以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは再度質問します。

総務課長、この不定期ではありますけど、職員で定期的に行うというのは、どのぐらい定期的に行うか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

庁舎敷地内の管理についてであるというふうなことで認識をしております。

これまで、職員駐車場も含めまして、年に2回程度草刈りを行っておりました。新庁舎におきましても、最低でも年2回、年2回では不足であれば回数を増やしていきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この職員は、定期的というのはどのような形で行うのか。ボランティアで行うの。また、その仕事内で行うのかどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

勤務時間内でございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、職員が勤務時間内で行うことを、僕は個別にも言いましたけど、皆さんは皆さんの時給に見合った仕事をしていただいたほうが賢明だと思います。

今日も、ちょっと来庁前に新庁舎を見ってきましたけど、小さな雑草がもうちょっと生えています。

これ、芝生はすぐ雑草で生えなくなるんです。與儀課長、公共駐車場の件で分かりますけど、年2回でこの間除草されたみたいですけど、雑草が生え過ぎて、せっかく金かけて植えた芝生がなくなっているんです。これ見て御存じだと思いますけど、新庁舎の芝生の管理というのは、ほぼ2か月に1遍とか年2回では、またせっかく植えた芝生がなくなります。

年間の管理をどこかにさせていただかないと、せっかく新しい庁舎で金かけた芝生等がなくなったらどうしますか。

ぜひこれは、来年予算を組んでいただいて、職員は職員の仕事がいっぱいあるはずなんです。もう、村一斉の清掃作業ぐらいはボランティアで出て、庁舎の敷地内とか業社に清掃してもらったらいいです、それ以外に勤務時間内でやるということは違うんじゃないかなと思います。もう一度だけ答弁願えます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

職員が通常業務に専念することも大事であらうというふうに考えております。しかし、庁舎内外の清掃もすることも、これも業務の一環としてやるべきものだと考えております。

さきの定例会の一般質問で、村長からの答弁もありましたけれども、まずは職員で行います。どうしても職員で困難な状況であれば、委託も検討したいというふうに考えておりま

す。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 そうしたら、年2回と言わずほとんど毎月やらんといけないですけど大丈夫ですか。ちゃんと計画立ててください。

落成式のことですけど、これは12月20日は100名程度ということですけど、こんなにいるののかな。職員だけで、全職員ということですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

職員の出席は、管理職のみでございます。もちろん、内覧も行いますので、そこで必要な職員につきましては動員をお願いしたいと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、ぜひ、清掃のことは、敷地管理も総務課長、考えてください。職員がやるべき仕事じゃないと思いますから。

大枠2に移ります。

今、用途地域変更、都市建設課長も村長もタウンセンターを中心とした都市計画の話、出ていますが、北上原の地域は全く考えていないですか。調査等を行ったと聞いたんですけど、聞き逃しましたので、その進捗ももう一度お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

7月頃から、北上原と南上原の一部の地域のアンケート調査を行っております。ただ、現時点で回収率が46%と思わしくなくて、今後の計画を入れていくかどうかをまだ決めかねているというか、判断がまだちょっと弱いところがありまして、現在、今後の対面調査とかその辺をちょっと検討していこうかなと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この用途変更も、今度村長が望まれている那覇広域か中部広域の用途変更とか都市計画は、構想的にもやらないといけないはずなんですけど、その進捗もちょっと教えてもらえますか。

それと、どっちにしても中部広域に移ろうが那覇広域であろうが主道路の周辺は用途変更をして何でも造れる地域にしないといけないと考えてですけど、そのことは望めないのかなと思って、これから道路計画でまた、西原バイパスも、この間地権者に説明があったみたいですけど、この西原バイパスの延長も津覇まで来る。この周辺はどういう扱いにするかとか、そういう計画も今からもう全部やっていかないといけないはずなんですけど、その件で答弁できますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、この西原中城バイパスが、今後都市計画決定に向けて手続を踏まえているところではあるんですけど、その決定後に事業化されたときに、中城村の土地利用の検討も同時に進めていかないといけないと考えております。

現時点ではまだ、この地区はどのようにしていくかという具体的なことはまだ決まっておられません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 具体的というか、もう西原バイパスのどこに出るとか今、図面ももう公表されていますし、小学校前に終着点というか出ますね。そうしたら和宇慶と北浜、南浜近辺のこの都市計画も今から考えていかないと、この道路周辺は、これ何メートル道路だと思います。約28メートルぐらいの幅です。正規の幅は27.5の幅員があります。結構4車線の大きい道なんです。両サイドに歩道もつき、自転車道もついている。結構歩

道も大きい、3メートルでしたか、それぐらいの計画があるんですけど、今から取り組んでいかないと、この主道路の周辺の開発は、今から用途変更を考えていかないとまずいんじゃないかと思うんです。

村長、どうですか。用途変更する。そうしたら、下地区の小中学校区域の児童数とか住民も増えてくると思うんですけどどうですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御質問の件につきましては、実はもう以前からその話で調整も行いつつあります。

いろんな勉強会、これ公式の勉強会の中でも、中城だけの話をさせていただきますが、幹線道路沿いをいかにして変更していくか。単純に言えば、建物が建てやすく、あるいは計画がしやすくなるような環境をどうつくっていくかというのは、もう既に話も出ている段階でございますので、とりあえずは現存の329号線道路沿いをどうしていくかということから始まって、今の議員おっしゃる西原バイパスのほうに流れていくような手順になると思われま。

今のところはこういう答弁でしか、こういう話でしか答弁できませんけど、そういうことで流れは来ているということでございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今やっぱり村長がおっしゃったように、329号線沿いの用途変更だけをどうしても考えないと、下地区の人口増加、全く望めません。アパートでも何でも造れる用途にしていかないと、南上原だけ人口増えてあとの下地区が全然伸びないというのはそういう、住宅しかできないところ、今の既存の宅地にはアパートも造れますけど、なかなか中城村でアパートが増えていかないのでその件だと思います。

商業的な地域も、国道沿いにはぜひ進めて

いていただきたい。これ、ぜひ村長が主導になって、せめて329号線沿いは何でも造れるようにぜひ頑張りたいと思います。

北上原の区画整理の件ですけど、これ私、以前から話す横断道路を造る前に計画的なものを入れておかないと、横断道路だけ先になってしまうんですけど、そうしたらまた減歩率がまた上がってしまうことで、また整備ができなくなると以前からよく話していますが、この件は、調査費とかもう進める気がないですか。村長、進める気はないですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

この件も以前から、この議会においても答弁させていただいていると思いますが、進める気は大いにあります。

ただ、その根拠となるものがどうしても必要になりますから、今アンケート調査をしたり住民の意向をしっかりと受け止めて、その中でこれはもうどうしてもやっていきたいということであれば、それは調査費をつけてやっていくことはやぶさかではないという話はもうずっとさせていただいておりますので、今、先ほど答弁がありましたとおり、まだ5割にも満たないところの返答でございますので、これをしっかりもうちょっと対面の方向でもやるという話でもありますので、いろんな形でしっかりと我々の根拠を得て、その後進めていけたらいいなと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 意外と県の進め方が、僕が思っているスピード感があるみたいな感じなんです。いろんな状況、中城とか西海岸沿いのいろんな計画をスピードがちょっと速くなっているような気がします。

それで、横断道路が設定する前に、もう調査・計画が入って、地主との交渉入る前に

やっていたかないと減歩率は本当に上がってきます。得するのはこの横断道路が来る地主さんだけで、それ以外は整備できなくなってしまふんじゃないかと懸念しているんです。

組合組織にして、組合でおける賠償とかだったら、そこで減歩率に還元できてできるという、そういう形で持っていったほうが計画も減歩率が少なく済むんじゃないかと思っています。

これを、横断道路計画、途中という話ですけど、そこで用地交渉入らずと前にまた、整理も基礎調査なりやって進めていってほしい。

ちょっとこの宜野湾横断道路、先ほど話した西原バイパスの終点というのかな、中城終点、329号線の取次です。そこは、宜野湾横断道路がこの出口と交差点にならないという情報がちょっと耳に入って、そうしたらせつかくの交通改善を図ったこの主道路が、今でも奥間近辺で混んでいるのを、また津覇近辺でも混む。

また、これ今、西原向けの南上原へ上がる右折だまりだけを拡張する計画で今、国道を進めていますけど、これまた逆に北向きの車線で混むことになるんですけど、この横断道路はこのところと西原バイパス道路の出口、329号線の出口と交差点にならないのかなか、どうにか答弁できます。何か、耳にしたところ交差点にならないという。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在の県の案では、まだ津覇小学校の北側のほうに下りる案で現在予備設計を進めているところです。ですから、西原バイパスとの交差はない計画で今、予備設計に取りかかっているということで、今年度まだ検討委員会とかが開催されていませんで、年度内に開催して、そのような案をまた提示するものと

考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これ、どうにか十字路というか交差点にしてしまわないとまた混雑が発生して、せっかく奥間の交差点解消したのに、またここで混んで北向きが全部混む。道路の、バイパスの意味がなくなってくるんじゃないかなと思います。どうですか。

副村長もこの審議委員ですよね、この横断道路。ぜひこれ、十字路にするような何か案はないかということをお求められませんか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 私は検討委員会の委員になっております。都市建設課長から答弁があったように、この件について、検討委員会で提案されるだろうということで先ほど都市建設課長、答弁しております。

僕らが求めているのは、以前の計画と今度のまた新しい本線に関わっている。この辺もまだ説明を受けているわけではございませんので、次の検討委員会でその辺の理由、村は西原バイパスとつなぐだろうということで以前から考えていたわけですので、その辺を含めて再検討しながら方針を、村としての見解を持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、村の利害も話ながら、これ十字路にしないとまた混んできてまた変な道路になってしまうんじゃないかなと思っているんです。

せっかくの東西道路も今計画中でありますけど、この西原バイパスを交差点にして交通解消はしないといけないんじゃないかと思っています。

ぜひこの点は副村長、ぜひ強く訴えて、交差点で、西原バイパスをもう少し伸ばして逆

に交差点に持っていか、東西道路はまた国道329号線、そこの出口に接続しなければ、これでしたら、南側に持ってきた意味がなく、東西道路もなくなるんじゃないかなと思っています。

逆にもう、北側に設計変更させたほうがいいんじゃないかなと思うんです。このぐらい交通混雑をするのでしたら。

こういった宜野湾横断道路とこの西原バイパスを接続して、そのまま国道58号に持っていく計画だったと思いますけど、その件はぜひ強く訴えていただきたいと副村長お願いします。

次に⑤、久場前浜線地域です。そこも住宅とか工業地、建物が建てば税収も増えていくだろうと思いますけど、どうにか村長、もっと前向きに、やっぱりその地主さんとの交渉は難しいですか。何か村長が行けば承諾するような話はないですか。これ、前向きに進めていく検討、早めの開通ができることをどうにか、どなたか答弁できませんか、村長。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 久場前浜原線の開通について、この件については以前、地元からのいろいろ要望がありまして工事に取りかかっている状況です。

そういう中で、今問題になっている1筆1地権者と村との折り合いがつかない状況が長年続いています。その辺を含めて、地域が今の状況をどういうふうに考えているのか。その辺も含めて再検討をしながら進められたらいいのかなというふうに考えております。

今後、進展ができるように、知恵を出し合いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この1筆だけ除いて、もう完成して2年です。もう何年目に開

通するか分からないですけど、やっぱり利用度、ぜひ執行部で決めて、こうなったら少しの土地値上げぐらいはいいんじゃないかなと思うんですけど、開通をぜひ早めにしないと、せっかく3億余りをつぎ込んで利用度がなければどうしようもないんじゃないですか。

これも、もっと真剣に考えて取り組んでいただきたい。これから毎回質問しますので。

次の大枠4の④このハンタ道の計画、この、今不定期的に何かのイベントがあるときにいろんなことをやっていますが、この周辺に以前ずっと、五、六年前ぐらいに質問して、今中城城跡がツワブキでいっぱいです。このツワブキは下草を抑える効果があると聞いています。ぜひこの歴史の道周辺に花畑なんかつくって、この歴史参道のほかにまた花も鑑賞できるような道路にすべきだと思うんですけど、遊歩道的なものにすべきだと思うんですけど、この歴史の道周辺を利用して花を植えて、また村の観光地みたいな感じでできないものかどうか。

今、本村も観光地が少ないのでできますか。どなたか回答できますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、金城章議員の御質問にお答えいたします。

これまでに御提案のとおり、ツワブキを植える、例えば刈るよりは抑えたほうが良いという提案があったりとか、あと南上原自治会のほうでは一部でツワブキを植えて、自治会が頑張らせていただいて、そういった南上原区間についてはいろいろ協力をいただいております。

全線約6.9キロある中で、残りの成田山以降の250メートルがこれからの整備になっていく中で、山道の特に消防学校あたりから入っていく道とか、その辺の部分について沿道に花などを植えたりする中でも、過去に何

度かやっていたんですが、やっぱり水をかけたりとかしないといけないとか、そういった維持管理も大変厳しいというところもありながら、ただし、また新垣自治会を含め、ほかの自治会においてはその沿道のほうでの協力もいただいているというところもありまして、ぜひ御提案のとおり今後、ツワブキだけではなくてそういった沿道の整備ができるかどうかも含め、ハード的、ソフト的な面も勘案しながら考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、観光地の少ない中城ですので、また村長も観光協会の今、会長ですので、新たな名所づくりもまた村長の頭で考えて、ぜひそこを取り組んでいただきたい。

今、こういう花道ですか、要するに歴史の道、ツワブキ以外でもいいです。観光団が来れば投資した分は取り戻すと思います。ぜひこれ、村長、今の会長でいる間に何か検討していただけたらと思います。

一言、観光についてどうですか。今、地域の団体、登又の団体が、県の所有の普天間川周辺に桜を植えているんです。そこもいずれは観光名所になってくると思います。ぜひ、その辺も踏まえながら村長、一言、観光地づくりはどうですか、道路周辺に。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、観光という面で考えたときには非常にいい話だと思います。

また、歴史の道などは特に歴史の道百選にも選ばれたり、今非常にタイムリーな時期だと思っておりますので、これにはやはり地域の協力やまた村民の皆さんのアイデア、協力も必要になってくると思いますので、観光という面で、観光協会長としても一生懸命頑張りたいなと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、名所づくりも、花は1回整備すれば毎年のごとく観光団が来ます。少しの予算でできると思っていますので、考えて取り組んでいただきたいと思います。

次、大卒の5番です。企画課長、さっきの答弁、つくる計画、今ないって、南上原に公共施設をまだつくる計画ないと言いますけど、どうです、さっき僕が話した社会教育的な公民館、生涯学習的なもの……そこは生涯学習課長がいいのかな、こういう公民館をつくる予算的なものとか、本当でしたら児童館とか社協みたいな福祉関連のものが一番住民としては充実する施設ではないかなと思うんですけど、ぜひ公民館もコミュニティーを、中央公民館的な公民館です。今、各自治会にある公民館じゃなくて大きい、中城村の3分の1の人口がいる地域ですので、それを考えられるかどうか。

そういう社会教育的な公民館というのはどうですか。どんな補助制度とかいろんなものであるかどうかとも検討をお願いしますか。

誰がいいのかな、生涯学習課長がいいのかな。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、金城章議員の御質問にお答えいたします。

御提案のとおり、中央公民館等が現在中城にはございません。類似施設といたしまして吉の浦会館がございます。昨年実施されました地域懇談会の中でも、上地区のほうに何らかの施設が欲しいという要望も理解しております。

社会教育法を含めた中で行きますと、公民館と言われる部分と自治公民館と言われる部分のすみ分けもございまして、現時点で文科省をはじめとする社会教育施設に関する補助は、過去にも調べた経緯はございますが、直

近ではちょっと今、手元資料がございませんので、災害における復旧に対する補助金が1,500万が限度だったかと思えます。あとは起債事業等が幾つかあったということを理解しております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この財政も厳しいのは分かっていますが、村長、南上原の土地も、もう村の所有の土地も売却の予定ですけど、ぜひ南上原にはあと1つ、自治公民館じゃなくて、住民が使用できる公共施設、どうしても考えないといけない。高価な土地の問題じゃなくて、向こうには何か1つはどうしてもつukらないといけないと思うんです。

その1つをどうにか、前向きな御答弁をお願いできますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、南上原への公共施設という面では、これも以前から答弁させていただいていますが、必要だと思っております。

答えは、1つはもう出ているんです。土地があるかどうかです、南上原は。非常に都市化され、金額が高額ですので、土地の取得の面が一番のネックになっているというのは、もう誰もが知っているということだと思いません。

そういう意味では、今後、比嘉麻乃議員の御質問にもお答えしましたが、公園を利用した形での公共施設のつくり方、あるいはもうちょっと金額的に少し落ちていったときに土地が取得できるか。そういう面でいろんな策を講じながら、行政としても考えていきたいと思えますし、またぜひ議員、南上原の応援団といたしましても、いろんなまたお知恵をいただきたいと思えますので、我々が知らないもし補助金等がありましたらぜひ御一報をいただけたらうれしいなと思っております。

す。どうぞこれからもその辺の御提言、期待をして答弁とさせていただきます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 私、南上原の応援団ではないですけどね、正直。ただ、不均衡というか、要するに住民が集まっている地域は何でもあるべき姿を設定しないといけないと思っています。

村内全域で公共施設を今、吉の浦近辺に集めるのは、もう以前の組長が取り組んだもので、これしっかりとした施設整備をやっているんですけど、まさかこの1地域にこの村の人口の3分の1も集まる地域が出るとは私も思っていませんでした。しかし、集まったからにはその施設を自治公民館じゃなくて公的施設を絶対考えないといけない。これはもう、皆さん方もそう思っている中で、今答弁なさる村長、土地が高価だからつくらないとか、こういう問題じゃないんじゃないかなと思うんです。

ぜひこれ、考えていただきたい。

あと1つだけちょっと、農業振興、まだやっていませんので少しだけいいですか。

今、主要産業作物には補助金等が出ると思うんです。別の地域です。中城の主要産物的なもの以外で、これから新しい農産物を進めていくために、ぜひ産地指定です。これから農家が売って儲ける野菜、これ見出してどうにか農家に組みませてもらいたい。これ、産業振興課です。これ考えていただけないかなと思います。

ひとつ、別の地域でつくっていながら、中城では数量的に少ないものですから、補助金とかそういうのがないかもしれませんけど、ぜひ売れる野菜を中城の産地指定に、新しい主要野菜の取組、産業振興課長、よろしく答弁お願いできますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 金城議員の質問、とっても重要だと思います。

私たちも、売れるような野菜をぜひ職員一同、協力しながらつくっていきたくと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 毎回、同じ質問をしますが、また来年の3月、新庁舎においても同じ質問が出ると思います。ぜひ、進捗を伺いますので検討して、前に進めていく答弁が欲しいですのでよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時54分）

~~~~~

再開（11時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは、改めましておはようございます。

議席番号9番 比嘉麻乃です。

それでは早速ではございますが、通告に従いまして一般質問いたします。

大枠1、こども医療費助成制度について。

本村は、こども医療費助成を他自治体よりも常に先んじて単独事業で取り組んできました。

平成30年10月1日より、医療費が中学校卒業まで現物給付（窓口無料）となり、疾病の早期発見、早期治療の促進と保護者の経済的負担の軽減を目的とした子育て支援を図ってきました。

そこで、さらなる子育て支援のため、以下のことを伺います。

①現在の中学校卒業までの医療費助成を高校卒業まで拡充する考えはあるか。

②命に関わる難病で、こども医療費助成制度の対象とならない、保険適用外の治療費が発生した場合に上限額を定め、村が一部負担する考えはあるか。

大枠2、村の行事開催について。

全国各地で新型コロナウイルスの新規感染者数が最大人数を更新し、いまだ収束の兆しが見られず、第3波が到来したとも言われています。

今後、コロナ禍の影響で12月以降、村主催のイベントや教育委員会、学校等で中止や延期になった行事を伺います。

①中学校の修学旅行延期の詳細について。この件に関しましては、先日御父兄のほうから連絡がありまして、私も初めて知りました。延期と行き先の変更ということを知ったわけなんです、そこで今回の質問に挙げさせていただいておりますので、またよろしく願いいたします。

②成人式の開催と対応について（中城城跡での開催の考えはないか。）

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、こども課、大枠2番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうで、お尋ねのこども医療助成制度、高校卒業までどうかという御質問でもありますが、これは議員も御承知のとおり新聞報道でもありましたけども、2022年度からですか、沖縄県のほうが中学校までの助成をしていくという報道がありました。やっと追いついてくれたというのが実感ではございますが、確かにそういう面では我々にとって

は今、単費で持ち出していた分がそれ相当の金額は浮いてくるだろうと予測もつきますし、また担当課から言わせると、毎年増えるその費用の中に溶け込んでいってしまうというところもあるんですけども、ただ実際には間違いなく財政的な負担は少し軽減されるものだと思っておりますので、議員がおっしゃる高校卒業までなのか、あるいはお子様、難病の場合の村の制度になるのか。これも1つのメニューという考え方でいろんな選択肢があるものだと思っておりますので、今後その財政的な部分も勘案しながら、こういったものにまた新たに何かできないか、こういったものができるのかを真剣に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 ただいまの大枠2についてですが、教育委員会としても予定どおり行事を実施したい気持ちはありますが、何よりも児童生徒、住民が安全で安心して生活が送れることを第一優先にしなければなりません。

そのためには、行事を中止にしたり、延期にしたり、あるいは簡素化して実施したり、いろいろな対策を講じているのが現状でございます。詳細については、①は主幹から、②は生涯学習課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 ①中学校の修学旅行等について回答させていただきます。

①の新型コロナウイルス感染の状況が、今後さらに拡大する恐れがあるため、生徒への感染防止の観点と、7月に行った保護者へのアンケート結果を踏まえて、今年度の修学旅行を延期する判断となっております。

なお、教育総務課主催で中止になった行事

については、2月6日に予定しておりました、中城村教育の日の中止が決定しております。

また、教育の日で行う予定でありました表彰については、各学校にて学校長から表彰することになっております。

以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時13分）

~~~~~

再 開（11時13分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1についてお答えいたします。

①のこども医療費助成制度の対象を高校生まで拡充する考えは現在ございません。

②の保険適用外の治療費の一部負担となりますと、医療費助成制度とは別の制度創設になると考えますが、現在考えはございません。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、比嘉麻乃議員御質問の大枠②成人式の開催と対応についてお答えする前に、12月以降の生涯学習課における教育委員会主催のイベント等の中止、延期はございません。

ただし、各種団体、体協をはじめ、そういったところの行事の中止はございます。

それでは、令和3年成人式についてですが、新型コロナウイルス感染を避けるため、入場者及び来賓の制限、式典時間を短縮するなど、規模を縮小して令和3年1月10日日曜日午後2時から開催予定であります。

また、御質問の中城城跡での開催については、天候に左右されることなど、現時点では開催することは考えておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では、順を追って再質問させていただきます。

こども医療費助成制度について、医療費助成を高校卒業まで拡充する考えはないかということで、冒頭村長のほうからも検討していくあらゆるメニュー、どのメニューかは分からないけれども検討していくということで、課長からの答弁ではこういう考えは今ありませんということなのですが、県のアンケートによりますと、高校生でアルバイトの経験がある生徒は、困窮世帯で49.2%、うち30%の学生はアルバイト代を学校の給食費ですとか学用品の購入、そして家計の足しに充てるなど、放課後休む間もなく家庭を支えるためにアルバイトをしているということが今回分かりました。

そして、高校生が経済的理由で必要なときに病院を受診できない生徒は8.1%との調査結果が発表されております。

せめて、日頃頑張っている生徒が風邪を引いたり、そして体調が悪いときには家計を心配せずに病院を受診してほしいという気持ちで今回は質問させていただいております。

それでは、再質問いたします。

こども医療費を高校卒業まで拡充した場合、幾らの医療費増になるか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

現在、高校生の医療費は把握できておりませんが、中学生の実績をそのままスライドして考えてみますと、令和元年度で約900万、平成30年度で約660万でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 現在は、高校生の医療費を把握していないということなんですけれども、やっぱり中学生と高校生とでは、成長するにつれ医療費がかかからなくなっていくのかなと思います。病院行く回数もだんだんと少なくなっていくので、中学校の3年間と高校の3年間とではやっぱり医療費の差があ

るのではないかなと思ひまして、実際、現在県内11市町村で高校卒業まで医療費を無料にしているところがあったので、私はその中の名護市のほうを調査させていただいたんですけども、名護市では入院と通院費を足しましたら2,021万2,675円なんだそうです。

それで、名護市の高校生が2,401名いるので、それで割りましたら、1人当たり名護市のほうでは高校生にかかる医療費が、1年間で8,418円になります。

中城村では、令和2年の11月30日現在、高校生が661人いますので、その名護の1人当たりの高校生の医療費を掛けましたら、私なりに計算すると556万4,298円となりましたので、ちょっと差はあるんですが、やっぱり中学生で使う医療費と高校生で使う医療費は若干変わってくるのではないかなと思ひまして、ちょっと計算をさせていただきました。

先ほど村長もありましたように、さる11月の27日に、沖縄県はこども医療費助成制度について、2022年4月から通院費助成の対象年齢を中学校卒業まで拡大すると発表がありました。そのことで、これまで本村が独自財源で支援してきましたこども医療費の経費の2分の1を県が補助することになるわけなんですけど、県が中学校卒業まで医療費助成を拡大した場合に、本村は幾らの予算の減額になるか、幾ら浮くかということをお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

現在の小中学校の通院費用で、令和元年度で約3,400万かかっておりますので、その半分の1,700万、平成30年度で言いますと負担が2,600万でございましたので、その半分の1,300万となるかと思われまふ。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 そうですね、小学1

年生から中学3年生までの通院費の医療費を2分の1にするとこの予算になるわけなんですけど、それでは、村長にちょっとお伺ひします。

今、ありましたように、その減額された経費の1,700万のうちから高校卒業までの、私が試算した中では550万、課長の答弁のほうでは約900万の費用がかかるわけなんですけども、この1,700万の浮いた分をこの医療費の助成に充当する考えはあるかどうかお伺ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今現在での答弁ということになりますと、やはりすぐその医療費に充てるということは明言は避けたいんですけども、ただ先ほどもお話ししましたけれども、選択肢の1つとして十分に今の金額的な部分も含めて、財政にそこまでの負担はないんじゃないかなという感じもしますので、しっかり精査をさせていただいて、今議員がおっしゃるような御提言を真剣に考えさせていただきます。この選択肢の1つとしてです。

ただ、ここで明言できるのは、間違いなくこの負担が軽減された分の金額というのは子供たちに使わせていただきます。子供たちや子育て支援に使わせていただくというのは明言をさせていただきたいと思ひます。

その内容につきましては、もうしばらくお待ちください。しっかり精査して、またその辺の意見も伺ひながら政策として出していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。きっと、村長のことですから、頭のどこかにそれを想像していたのかなというふうにも思っておりますのでちょっとお伺ひしました。

ぜひ、頑張っている高校生が病気になったときに、家計を心配せずに安心して受診できるよう、こども医療費助成制度の拡充の要請をしていきたいと思えます。

また、本村では本当に沖縄県でもなかなか中学校卒業まで現物給付ということは少ないと思うんですけども、この中城村では現物給付を実施していますが、医療機関の中では現物給付が使えない、不可な病院も村内であるんですけども、その理由と、今後全ての村内の医療機関で現物給付ができるようになるような取組というのは、これからどうやってやっていくんでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

契約については、村の単独契約ではございませんので、県を介して各病院との契約ということで、おっしゃるように現物給付のほうの一部負担がないというところから、村としても県に毎回要望はさせていただいております。しかしながら、判断は最終的には病院がすることになるので、村がやりたいと言ってもできない状況です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 本村は、現物給付ができる村だということで、保護者の皆さんからもすごく安心して子育てができるというふうに言われてきたんですけども、実際村内で現物給付ができなくて一時負担をして、また役場のほうに領収書を持ってきてというのが実際にあるようなので、できれば医療関係になるんでしょうか、機関によるのでしょうか、そういうところは協力願いだとかそういったのをやっていただければなと思えます。

それでは、次に②の保険適用外こども医療費一部負担について再質問をさせていただきます。

先ほど、保険適用外の医療費が発生した場

合に、上限を定め、村が一部負担する考えはあるかという質問に、今のところはその考えがないということなんですけど、確かにこういった事例を私も調べたところ、ないので、課長もいろいろ調べていたのかなと思えますが、保険が適用されないものの中には、健診ですとかあと人間ドック、予防接種、薬の容器代、入院時の食事代とかあるんですけど、しかしそれ以外に莫大な費用がかかる保険適用外の治療や、そして手術、高度先進医療など、まだ世間に出回ってなくて認められていない治療や新薬は、公的医療保険が適用されません。

つまり、これは保険適用外となり、全額が自己負担となるわけなんですけど、その自己負担を支払うことができずに治療を諦めてしまうことがないように、行政支援として助成制度を設けてほしいという気持ちで今回はこの質問をさせていただいております。

それでは、再質問いたします。

18歳未満で、保険適用外の治療や手術で膨大な費用がかかる場合に、それを行政は把握できるのででしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

こども医療費助成や独り親医療費助成の業務内では知り得ることはありません。相談が来たりとか、あとほかの機関からの連絡があったりということがあれば把握できると思えますけども、通常の業務内での把握は困難であると思えます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では、業務内では困難だということなんですけども、それでは、ちょっと課長にもまたお伺いしたいと思えますが、把握するにはどのような方法があるのか。それをちょっと伺いたいと思えます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

こども医療費助成というのは、基本的に医療保険の各法律及び制度に基づいた医療費の請求業務であり、保険適用外のやり取りがあるわけではございませんので、適用外の治療等があった場合には村に御相談してくださいとかというような周知をして、相談体制を整えていくということが考えられます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ここでは、業務の中では把握はすることはやっぱり難しいということなんですけれども、やっぱりそれを把握するためには課長がおっしゃっていたように、いろんな周知が必要なのかなというふうにも思います。

では、これまでに病気になった子の家族ですとか、あるいは保険適用外の手術をすることになり、医療機関からの保険適用外の費用の面ですとかそういったので相談ですとか、あと問合せはこれまでであったのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

細かい問合せについては把握しておりませんが、私のところにはまでは上がってきておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 たしかもう最近では、保険適用の治療ができるのが多いので、保険適用外の治療ですとか手術はあまりないのかなというふうにも思います。ですから上がってきていないのか、あるいはそれが把握できていなくてこのお金を集めるのに一生懸命周りがやっているのかどうかはちょっと分からないんですけれども、ぜひこういったときには周知、もしこれらもやってくれるんでしたら周知などをして把握をしていただければと思います。

それでは、これまで多くの子育て支援に取り組んできた村長にまたお伺いしたいと思います。

先ほどから、医療費の浮いた部分をどの部分で充当していくかという話も村長のほうからもありましたけれども、保険適用外の治療でも生きることを諦めない、その子供と家族のために保険適用外の治療の一部負担を、上限を決めて補助する考えはないでしょうか。

もちろん、適用外なので莫大なお金がかかりますので、本村としても財政を気にしつつの一部助成になると思うんですけれども、本当に最初は100万、200万、それでもちゃんと保険適用される手術が多ければ適用外も少なくなっていくので、そのときにはじゃあまた300万、400万と上限を決めて、これから前向きに検討する気はないかどうか伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もう、気持ちは十分伝わっております。どういったことができるかは、もう本当にこれから制度上の話もあったり、子供たちに対する思いがどういった形で表すことができるかの、今の保険適用外の話でありますけれども、形はこれから考えていきますけれども、何らかの方法はあるんじゃないかなという気はします。

例えば、基金的な部分をつくって、その基金にいろいろ、もちろん行政としてのやり方もありますし、また地域の皆さん方の協力も得ながらだとか、集めやすい環境を整えることは可能じゃないかなと思っていますし、その辺また議員のほうから、こういったやり方がいいんじゃないかとか、もしあれば、我々当然行政としてやっていきたいという気持ちはございますので、今後の課題という形にさせていただきます。ありがとうございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 確かに、事例がやっぱりないので、どういうふうにやればいいのかと私もずっと考えてきたんですけれども、今村長の答弁ありましたように、確かに基金をつくって、その中からそういうお子様が出たときに上限を決めて一部負担する考えもあるんだなということで、今ここで聞かせていただきました。

先ほどから言っているように、保険適用外のこの助成制度については、私も本当にいろいろ調査をしましたがけれども、行政支援の事例がどう探しても見つからなかったんです。これは中城村から初でもいいと思います。ぜひ、本村からその助成事例をつくりまして、全国に広げていただければいいなと思います。どうかよろしくお願いします。

では、次に大枠2に移ります。

中学校の修学旅行延期の詳細ということで、修学旅行については私も平成30年6月定例会の一般質問の中で、関西だった修学旅行先を九州の平和学習に戻してほしいと要望いたしました。その後、令和元年、ちょうど1年前です。1年前の12月定例会で当時の主幹より、令和2年度の計画で修学旅行を九州にし、平和教育の学習を行うことが決定したと答弁がありました。

今回は、コロナ禍の影響で中城中学校の修学旅行が、予定では2年生の1月だったんですが、それをコロナ禍で3年生の9月に延期になったということは大変理解はできます。これは当然の判断だとも思っております。

私が指摘したいのは、修学旅行先が予定していた九州ではなくて関西に変更になったことをちょっと指摘したいのですが、行き先を変更した理由について伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答え

いたします。

修学旅行先を九州から関西に変更した理由ということですが、学校のほうに確認いたしました。大きく3点ございます。

まず1つ目は、学校行事の精選を図る上で、九州の3泊4日より1泊少ない関西の2泊3日を取り入れた。

2つ目に、バスの移動が多いため、2泊3日の旅行行程にした場合には、旅行内容の充実が図れないということがございます。

3つ目には、長時間のバスの中での移動で、生徒たちの体調面が少し気になるということの回答がありました。

以上でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 理由が3つありましたが、まず日程で3泊4日を2泊3日にしたということは、1日の時数確保なのかなというふうに思いますけれども、私はこの九州の3泊4日より1泊少ない関西ということなんですが、この時数確保以上に、私は原爆が投下された場所を実際に訪れ、平和学習をするほうが、中学生に命の大切さの学びになるのではないかなというふうに思います。

あと、2つ目のバスの移動が多いということなんですけれども、実際バスの移動が多いと言っても、乗っている生徒は中城から同じような生徒が移動していくわけなんです。多分、関西に言った場合には京都の班別行動が入っていると思います。その班別行動になると、電車に乗ったりと、やっぱり同じ中城の人以外の人が多い場所に移動するわけなんです。なので、そのバスの移動が多いということは理由にはなっていないのかなというふうにも思いますし、体調面が気になるということも2つ目と同じような答弁になっているかと思えます。

また、これまで平成28年度以前は、九州で

の平和学習がテーマだったんです。もともと九州だったのが、3年間だけ関西になったわけなんです。

ほかにまた理由があると思うんですけども、この平和学習の大切さを知ったのが、前にもお話をしましたが、昨年11月に本村の慰霊祭に参加いたしました。そのときに女子生徒の長崎平和学習派遣の報告を聞かせていただきました。その生徒は、平和学習に参加して、平和の大切さ、そして命の尊さについて大きく考えが変わったことや、そして戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさを長崎の地で学ぶことができるかと述べておりました。そして、最後に今を生きる私たちにできることは、悲惨な戦争を忘れず、それを多くの人に知ってもらい、平和な世の中が続くことを願い、かけがえのない日々を過ごしていきますという報告があったんです。

そのときに私が思ったのは、大人がこの生徒たちの平和学習を妨げてはならないし、そして平和学習へ導いていくのも私たち大人の責任ではないかなというふうに思っておりました。

その気持ちが伝わりまして、やっと関西の修学旅行から九州の平和学習に変わったはずなのに、今回また関西へと変わったわけなんですけれども、そもそもこのコロナ禍の影響で変更になったのであれば、長崎よりも何倍も感染者の多い関西に決定したのかというのが、私にはもう全然理解できません。

新型コロナウイルス感染者数の累計は、12月6日、昨日現在で、長崎県は276名で9番目に少ない県なんです。大阪は2万2,507人と、その差は81倍なんです。そもそもこのコロナで変更したのは、時期は分かるんですけども、この場所をわざわざコロナの累計の多い関西に変えるのはどうかなというふうにも思います。

また、保護者へのアンケートがあったと思いますが、そのアンケートは実施時期のみのアンケートで、場所のアンケートはなかったと思います。私も、何人かから修学旅行の、この九州になったはずなのにどうして関西になったのか、今から変えることはできないんですかということと相談も受けましたけれども、私の周りには、大阪とかユニバーサルスタジオは家族でも行けるし、卒業してからも行けるので、九州の平和学習をしてほしかったという保護者の声もありました。

ですから、以上のことから教育長に伺います。教育長の平和教育への思いと、そして本来九州の平和学習と、なかなかスキーを体験することのできない生徒へのスキーの体験が本当はあったはずなんです。その計画から関西に変更したことについて、教育長の所見あるいは所感を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 まず、修学旅行の狙いというものは、もちろん平和学習も大切なんですけれども、沖縄と違う文化、自然、産業等、それを見聞を深めていく。それから、仲間とのよりよい人間関係づくり、寝食を共にすること等です。それと、公衆道徳を学ぶ。あるいは、主体的に、自主的に取り組む態度を養う等があります。

もう1つ大きいのは、基本的に学校行事です。教育委員会ではなくて校長の裁量だということで、私の私見というふうなことであれば、私は沖縄ではできない体験をさせたいというのが私の考えるところで、まず第1にスキー体験です。議員がおっしゃるように、私もユニバーサルであったりとか、奈良、京都であったりとか、大人になっても行くチャンスはあると思っています。ただ、沖縄の、我々大人も含めてスキーの体験という面では、

家族旅行でスキーに行くということは非常に少なくなってくるんじゃないかなと、そういった意味でスキー体験をさせたいというのが私見といたしますか、そういった沖縄で体験できないことを体験させたい、体験学習を重視したいというのが私の考えです。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では、教育長は関西よりも九州のほうを勧めるということで認識してよろしいのでしょうか。

実は、実際に中城中学校の学区内の高等学校の修学旅行で関西に行く学校もあるんです。そうすると、中学校のときの修学旅行も関西、高校に行っても修学旅行先が関西になっていくところもやっぱりあるわけなんです。一方、高校の修学旅行で九州の平和学習を計画する高等学校はほとんどないと思うんです。どうか、中城中学校の生徒の皆さんに命と平和、そして何よりも生きるという大切さを学習させてほしいなというふうに思っております。また来年度の修学旅行先はもう決まっているのかどうかお尋ねいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

現在、1年生が来年度2年生になった場合の修学旅行は、令和4年1月24日から26日を予定しております。今の現在2年生が3年生の場合は、来年度令和3年9月28日から30日を予定しております。

現在のところ、関西になっております。

ただ、議員のほうから御指摘がありました、現在変更になった時期については、7月の時点で変更となっております。現在、やっぱりコロナでの感染状況を勘案した場合に来年度、さらにコロナの状況がどうなっているかというのにも勘案しながら委員会としてはしっかり

と助言をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番 比嘉麻乃議員 議長、行き先が決まっているのかという答弁漏れがあります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時49分）

~~~~~

再開（11時49分）

○議長 新垣博正 再開します。

○教育総務課主幹 宮城政光 答弁漏れがありました。失礼いたしました。

現在の1年生、2年生の来年度の行き先は関西になっております。

以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今の2年生は、3年生の1月に関西ですよ。今の1年生が2年生になったときも関西ってもう決まっているんですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

修学旅行については、前年度で契約という形になりますので、現在のところ関西で決定をしております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 また、これからも関西での修学旅行が続いていくのかなというふうには思うんですが、先ほど申し上げましたように、関西は卒業してからも、あと家族とも一緒に行くことができます。

この卒業生の話からすると、ユニバーサルでは少ない時間で乗り物を1つしか乗れなかったとかそういうこともありました。それよりは九州のほうがかかったと。

何よりもやっぱり保護者の皆さんが、九州の平和学習をしてほしいという声もあります

ので、もちろん校長先生が一番の裁量があるということは分かるんですけども、教育委員会も村も一緒になって、子供たちにはどのような教育がいいのか、団体行動の中をわざわざ班別にして京都に行かすのか。それよりは、私は平和学習で吸収を要望していきたいと思うんですけども、どうでしょうか教育長、もう中城中学校の修学旅行をこの先、よっぽどのことがない限り九州の平和学習をテーマに修学旅行を実施してくということを決めてもらうことはできないのでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 先ほども申し上げましたけれども、行事に関しては校長裁量です。ですから、教育委員会がこうなさいということではできません。

相談があったときに、いろいろ相談はしていますけれども、こちらで学校行事をこうなさい、運動会はいつやりなさい、文化祭はいつやりなさいということではできませんので、あくまで校長の裁量であるということです。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 分かりました。

では、次の成人式のほうに移らせていただきます。

成人式の式典に関しましては新成人を中心に、今年度は開催についてコロナ禍を含め多くの課題について話し合ったと思います。

今年度の新成人の皆さんは2000年生まれで、中城城跡が世界遺産に登録された年に誕生いたしました。この式典を城跡で開催することで、私は屋外であるため3密を避けながら世界遺産登録20周年にふさわしいお祝いになるのかなと期待して、ちょっと通告書に括弧書きで書かせていただきました。

では、ちょっと再質問しますけれども、あってはほしくないんですが、当日コロナウ

イルス感染で参加できない方や、そして県外在住でコロナウイルス感染の拡大を懸念し出席を断念した新成人のために、式典の模様をライブ配信する考えはないかどうか伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

当日、会場の様子を撮影した映像をYouTubeでオンデマンド配信を現在のところ計画はしております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 とてもいい計画だと思います。

やはり、本村の新成人の皆さんが、遠くにおいても一緒にお祝いができる環境を今、計画しているということは高く評価いたします。

県内では延期になったり、そして県外のほうでは残念なことに中止を決定した自治体もあるようなんですが、本村におきましてはあらゆる感染防止対策をし、予定どおりの開催に向けて努力していただきたいと思います。

今回は、新型コロナウイルスを気にしながらの開催も予想されますが、新成人の皆さんがすばらしいこの門出のお祝いができますことを願ひまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時55分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 議席番号1番 安里清市でございます。

さきの9月議会で提案しました公民館、あるいは集会所への案内表示について、企画課で事務委託者会議でのアンケート調査を実施していただいたというふうに聞いております。大変高く評価をさせていただきたいと思いません。

それでは、通告書により質問を進めてまいります。

大枠1の歴史の道の利用、活用について伺いをいたします。

中城ハンタ道は2015年3月10日に国指定文化財（史跡）に指定され、2019年10月29日には、文化庁の歴史の道百選に選定されました。

生涯学習課において議論されてきた歴史の道利用、活用について、①ハンタ道及び周辺文化財保全整備基本計画作成検討委員会が、平成25年11月に第1回目の会議を持ちました。以後、数回にわたる委員会を開催しておりますが、その成果書は完成したのでしょうか。

②同委員会での議論では、村内の歴史の道に関して利用、活用が話し合われたと思えますが、具体的に実施された項目がありますか。議論を受けての利用例を伺います。

③この歴史の道に、新たに駐車場やトイレ、小規模休憩場所、売店などを一括して整備するために、用地の購入の必要性が平成26年11月の意見交換会で出されていますが、検討されましたか。

これら施設の候補地は挙がってきましたでしょうか。

④歴史の道の草刈りなどの維持管理の状況、予算、体制、年間計画などを伺います。

⑤歴史の道の本村観光振興に果たす役割についての認識をお伺いいたします。

大枠2の安心な飲料水を求む。

上地区の村民で飲み水をペットボトルで購入し、安全性に疑問のある水道水は飲み物以外に使用しているという方がいます。そのせ

いで、ペットボトルの片付けが大変との声があります。この問題は、安全な水がすぐ近くにあるのに安全性に不安のある水を飲まざるを得ないという差別的な扱いへの不満ともなりかねません。そこで伺います。

①北谷浄水場の取水割合に占める比謝川等からの取水割合は、幾らでしょうか。有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）の数値は幾らでしょうか。

②令和元年5月22日及び9月17日付と二度にわたり、浜田村長のほうから企業局長宛てに文書でもって水の安全性の確保、情報提供をすること、有機フッ素化合物の濃度低減処置に努めることなどを内容とした要望書を提出しておりますが、尊重されているでしょうか。企業局側から情報提供などさきの要望書に沿った回答はございましたでしょうか。

③去った令和2年10月20日に、北谷町長は嘉手納井戸群からの取水停止や基地内への立入調査を求める要請を企業局長へ申し入れをした旨の新聞報道がありました。当村議会でも、令和元年9月定例会では、北谷浄水場における水道水の有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）対策、及び基地内への立入調査を求める意見書を可決しております。また令和2年9月定例会では、嘉手納基地立入調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める陳情がなされ、当議会では全会一致で採択されています。

このように議会としてこの問題に対する態度を明確に示してきたところではありますが、議会の態度表明を受けて村長の対応をお伺いいたします。

あわせて、同問題に積極的に取り組む姿勢を表明していただきたい。

④供給されている7つの自治体の首長の一致した意見として、取水先を変更する要求を連名で提出していただきたい。そのための会

議を計画し、意見を集約してほしいと思います。

安全性に疑問のある水を飲み続けている村民の将来への不安、子や孫まで、あるいはいつまで続くか分からない不安の払拭に政治の力が必要とされていると思います。

⑤これまで血中濃度測定をしなかった理由について伺います。

⑥先駆け的に、上地区の村民の血中濃度調査を実施してもらいたい。その結果に異状がなければ村民は安心して生活することができます。また、結果に懸念すべき事項が現れた場合には、村長には行政の責任者として断固とした県への対応ができると思われま

す。以上、御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、生涯学習課、教育委員会です。

大枠2番につきましては、上下水道課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは、PFOS、PFOA関連で所見を述べさせていただきますと思います。

以前から当議会におきましても、安里清市議員の一般質問でも御指摘ございました。そして、二度にわたり我々も要請書を出してまいりましたけれども、抜本的な解決という意味ではまだまだだと認識をしております。やはり、これから我々がやらなければいけないこと、第1に安心・安全です。その安心・安全の担保が取れないか。数値的な担保は、後ほど担当課から説明いたしますけれども、数値的な担保とは別に、安心・安全のやはり疑義があってはいけないところだと思っておりますので、しっかりこれからも各市町村、足並みそろえて何とか解決に向けて一生懸命努力をしていきたいなと思っております。

ございます。

詳細につきましては、また担当課のほうで対応させていただきます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の歴史の道の利用、活用についてですが、中頭方東海道は、中城村では崖沿いを通っていることから通称「ハンタ道」と呼ばれていますが、ハンタ道沿いには、ペリーの旗立岩や、161.8高地陣地など、たくさんの文化財があり、とても貴重な文化遺産となっております。

教育委員会としましても、多く人が活用していただくために維持管理を含め整備を進めていきたいと考えています。

詳細については、生涯学習課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、安里清市議員御質問の大枠1についてお答えいたします。

まず、①の成果書についてでございますが、平成27年3月に中城ハンタ道及び周辺文化財保全整備活用基本計画を50冊発刊しております。国立国会図書館や県立図書館、県内の市町村図書館や教育委員会等へ配布しております。

②の利用例についてですが、ハード面においては161.8高地陣地の監視哨保全、園路整備、説明版設置工事等を実施、また、新垣グスク、ペリーの旗立岩周辺では、国史跡への追加指定を行いながら、指定地区内の私有地の買上げを随時実施しております。

これまで、旧ホテル跡地の未整備区間であった箇所につきましては、令和3年度から6年度に実施していく予定であります。

ソフト面においては、戦跡巡り、護佐丸ウォーキングの開催や中城南小学校では糸蒲

周辺での課外授業、また最近では北中城高校の平和学習や近隣市町村からの見学者への現地への案内などの対応を行っております。

③の施設の候補地ですが、具体的な検討は現在のところ行っておりません。駐車場やトイレ、売店などを設ける必要性は感じておりますが、財政的な面から喫緊での対応は厳しいと考えております。

今後、観光協会や関係機関とハンタ道の今後の利活用について議論しながら、関連施設の整備等を行っていきたく思っております。

④の維持管理についてですが、新垣地内に1か所のトイレを現在設置しております、その維持管理費を新垣の自治会のほうに年間12万円、委託料として支払っております。

そのほか、草刈りなどにつきましては、特に予算化はしておりません。

現時点では、生涯学習課、金城 章議員の御質問にもありましたが、都市建設課や新垣自治会、また南上原自治会などの地元や吉の浦総合スポーツクラブ、あと商工会などが、護佐丸ウォーキングや戦跡巡りなど、そういう事業の前後にそういった草刈り作業を実施しております。

⑤の観光振興に果たす役割についてですが、昨年10月に、御承知のとおり歴史の道百選に選定され、約6.9キロの区間には新垣グスクやペリーの旗立岩、161.8高地陣地などの重要な文化財、戦跡が散在しております。世界遺産である中城城跡と連動した本村の重要な観光資源と位置づけ、今後関係機関とも連携しながら取組を検討してまいりたいと思っております。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 大枠2の①、②、⑤と⑥についてお答えいたします。

①についてです。北谷浄水場の原水は、久志系列・中部河川及び嘉手納井戸群・許田系

列などが混合されており、10月の原水量全体で459万1,600立方メートル、そのうち、井戸群を含む中部水源が72万5,100立方メートルであり、全体に占める割合が15.8%でございます。

また、今年4月から10月における浄水のPFOSとPFOAの合計の含有量は、平均で13ナノグラム／リットルであり、厚生労働省が今年4月に定めた水質管理目標値の50ナノグラム／リットル以下の数値となっております。

②についてです。本村からの要請について、沖縄県企業局から令和元年9月10日付で回答がございました。その内容としましては、1、水道水の安全性については、米国環境保護庁が定めた飲料水の生涯健康勧告値の70ナノグラム／リットルを参考に水質管理を行っており、北谷浄水場の値は同勧告値以下であることから、水道水の安全性は担保されている。

2、比謝川等からの取水制限については、平成30年度の約40%まで制限しており、PFOS等の吸着効果がより高い粒状活性炭の入替えを行い、さらなる低減化に取り組んでいる。

3、原因究明に向けた取組として、沖縄防衛局や米軍に対し、嘉手納基地内への立入調査の申請、PFOS等の使用中止の要請を行っているが、米軍から立ち入り許可が得られないため、関連部局と連携し、日米両政府に対し基地内への立入調査などを要請した。また、防衛省に対し、日米合同委員会環境分科委員会の議題に上げるための事前相談を行っている。

4、情報提供については、PFOS等の検査結果をホームページで公表しており、マスコミ、受水市町村への説明会等でも周知をしており、引き続きホームページやマスコミ等の機会を通して情報を発信する。

以上のような内容となっており、企業局としましてはPFOS等の低減化や原因究明に向けてできる限りの努力をしているものと考えております。

次に、⑤と⑥は関連しますので一括して答弁いたします。PFOS等は水道法に基づく水質基準の定めがなく、検査義務のある測定項目には含まれておりませんが、企業局では平成26年2月から検査を継続して実施しております。

令和2年4月に厚生労働省は従来の要検討項目から水質管理目標設定項目に改正し、暫定目標値50ナノグラム／リットルと設定しました。

北谷浄水場のPFOSとPFOAの合計値は、暫定目標値を下回っており、企業局としても水道水の安全性は担保されているとの認識でございます。

また、昨年、宜野湾市と南城市において住民の血中濃度測定を行った京都大学の小泉昭夫名誉教授は、昨年6月の報告会の中で、「北谷浄水場が水質基準の参考にしている米国の生涯健康勧告値は安全性の高い数値である」と説明し、「現在の値であれば水道水を飲み続けても健康に影響はない」と述べたと新聞に掲載されておりました。

このようなことから、村としても上地区の水道水も安心・安全であるとの認識に基づいて供給しております。今のところ血中濃度を測定することは予定にございません。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時52分）

~~~~~

再 開（13時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 大枠1から何点か再質問をさせていただきたいと思います。

歴史の道の利用、活用についてのところなんです。この③で、休憩所やトイレ、売店の設置というところについて、必要性があるんだというふうにはおっしゃっているんですけども、なかなか予算の面で難しい状況だという御回答いただきました。

この場所の選定についてですが、南上原のアグリティード橋、それから中城城跡公園までの間で中間点にある新垣集落とをターゲットというか候補地として挙げておきたいと思うんですが、ちょうど中間点ということと、それから県道が通っているというようなことで、交通アクセスの面でも非常に優位性があるのではないかというふうに思いますが、そこら辺について検討される余地はございませんでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいまの御質問にお答えいたします。

議員のほうからございましたように、当時新垣自治会の皆さんとの意見交換会の中でも、例えば公民館周辺の字有地であったり民有地であったり、そういったところを買い上げての休憩所やあずまや、あと売店等の設置の提案も住民のほうからあったと認識しております。

それと新垣はちょうど中間地点、現在もよく護佐丸ウォーキング等でも新垣の公民館を利用させていただいておりますが、そういったところが基本的には中心になって、中間地点としての整備が今後考えていけるのかなと考えております。

また、県道を含めた交通網、極端に言えば村内の観光交通網に関しまして、どういった経路がいいのか、城跡を含めた、またその他の文化財を含めたところで県道の利活用、あ

と村道の利活用を含め、トータル的に関係機関とも協議しながらルートの問題もごさいますので、そういったところを勘案しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 護佐丸ウォーキングやてだこウォーキングが開催されているんですが、そういった行事のたびに休憩所にして新垣の公民館を使いたいということがあって、自治会長はその対応にいつもあたっているところであります。諸行事についてこの参加をされる方が気持ちよく参加をされ、そして休憩をしていただくというような場として、休憩所、トイレそれから駐車場を含めて一体化した整備ができるように頑張っていたきたいと思います。

今、候補地として必要なことがあれば、またこちらのほうとしても最大限の協力をしていきたいと考えております。

④についてですけれども、歴史の道に沿ってというか、歴史の道から100メートル近く離れたところに歴史の道のトイレが1つ、10年ほどまえに造られて、その維持管理については新垣自治会のほうに委託というようなことで現在まで来ている状態です。そこら辺の運営と、もうちょっと草刈りができないのかなということの問題なんですけど、現在の草刈り等については予算化されていないというふうなことでしたが、都市建設課辺りで何か事業としてやっていらっしゃるということも聞いたんですがどうでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

事業としてではなくて、一括交付金を活用して美化作業を年四、五回程度実施しています。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そうすると一括交付

金は令和3年度が期限だったと思うんですが、その後についてはどういう対応になるんでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時00分）

~~~~~

再 開（14時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいまの御質問にお答えをいたします。

これまでの歴史の道の、特に草刈りを含めた維持管理については何度かの御質問もございました。

ただいまの御質問にありました、例えば都市建設課の今後の一括交付金事業の継続ができるかということにつきましては、現在のところはできるかできないかという答弁はできないと思います。

ただし、その中で単独で、例えば各地元の自治会やサークルやNPOなど、企業、商工会を含めた協力団体のボランティアをいただきながら、特に険しいところの部分の部分的についた単費での例えば草刈り作業ができるかとか、持ち出しが厳しい草とかがある、場所、場所によって今後、草刈り作業ができるか検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 せっかくの歴史の道ですので、維持管理について頑張って周辺のボランティアの方々も協力しながらやっていくだろうと思うんですが、やはりある程度の金銭的な担保、それも必要だと思いますので、一括交付金の終了で終わるというのではなくて、それに代わるようなことでまたぜひ御検討いただきたいと思っております。

この歴史の道の整備、保全活動で、先ほど成果書もできて50冊ほど発刊したということ

がございましたので、やはりまたそれが活かせるように、道だけで観光資源というふうなことになるのではなくて、中城城跡等の連携を取った捉え方をしていかないとどうもうまい具合に行かないのかと思いますので、そこら辺のことについてもまた御検討をお願いしたいと思います。

大枠の2について質問を行います。

先ほど、PFOS、PFOAの合計値が13ナノグラムということで公表されていましたが、北谷浄水場のほうで比謝川からの処理自体は10月から停止をしていること、また嘉手納井戸群からは6井戸からのみの取水になっているということについては御承知でしょうか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えします。

その件については承知しておりませんでした。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 こういったいろんなことがあって、現在PFOSとPFOAの合計値が下がってきているんだろうと思うんですけども、またしばらくすると元どおりの取水状況に立ち返って40ナノグラム近辺の値に行くのではないかというふうに心配はしております。

先ほど④のほうで、供給されている7つの自治体の首長の皆さんの会議をとということのお願いをしているんですが、昨年12月の令和元年定例会で村長がそういう取水ができるのかどうかを含めて、技術的なこともあり、勉強してそういう会が持てるのかどうか検討したいというようなことを答弁していらっしゃいますが、1年経過してこれまで何か進展した事項がございましたでしょうか。その首長の会としてです。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

結論から言いますと、これはまだ進展しておりません。

ただ、今年4月に議員も御承知だと思いますが、米軍普天間飛行場からのPFOS、PFOAの漏出事故がございました。そのときに、我々中部市町村会で抗議要請しましたが、そのときには非公式ではありますがけれども今の取水からのPFOSとの関連という意味で話が出たことはありますが、正直なところ各市町村全てが一致して、7市町村ですか、一致してやりましょうというところまではまだ至っていないのが結果でございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 非公式ではあっても、お話しがあったということは一步前進なのかなと思いますが、この取水源の変更については、県の水がめと申しますか、70%ほどが国管理になっているということから、県企業局としても国との調整が必要になる関係で、村単独での要請や要望などでは進まない点があると思います。

ですので、ぜひ関係市町村で一致した要望ができるように、何らかの集まる機会を今後検討していただきたいと思います。

⑤、⑥について一括して再質問いたします。

次年度の予算にPFOSなどの血中濃度検査の経費を計上していただきたいというふうに思います。試験的で数値入れると思うんですが、対象の人数、それから地域です。これを抽出をして結果を確認し、今後の対応に生かしていけるのではないかと思います。

それについては、費用がいろいろかかるんだろうと思いますけれども、水道課長にお伺いいたしますが、今年8月と9月の上地区の5自治体の合計の水道料をお示しいただきたいと思います。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えいたします。

今年の8月における上地区の水道料金の調定料ですが、2,283万9,790円で、9月が2,163万4,730円でございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 これ8月、9月というようなことでお聞きをしているんですけど、これ上地区（南上原、北上原、登又、サンヒルズタウン、新垣）、この上地区5地区の水道料金で、この5自治会で人口が1万1,532人いらっしゃいます。これの水道料金が先ほどの金額です。中城村の半数が安心できない水、不安を訴えながら供給されているというふうな状況であります。

安心な水がすぐ隣には来ているにもかかわらず、単純計算で行くと年間に約2億2,600万の水道料金を払って、不安な水を飲み続けているという状況があります。

血中濃度の測定については、そういった不安を取り除くための、また安心な水というふうな証明をするためにもぜひ取り入れていただきたいと思いますが、御見解をお伺いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時11分）

~~~~~

再 開（14時12分）

○議長 新垣博正 再開します。

上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、上下水道課としましては専門家の意見や県企業局の測定値に基づいて、安心・安全であるということで供給しておりますので、上下水道課としては来年度も血中濃度を測定する予定はございません。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 お気持ちは非常に分かるんですけども、実際住んでいるところの方がそういう不安を持っている。蓄積されたそのPFOSが、どういうふうな悪影響をするのかということで不安な生活をしている。

さらにこれを飲み続けていくという状況が今、出てきておるわけでございますが、年間2億5,000万、6,000万水道料金を払って、一方は安心な水、上地区のほうは将来的な不安を抱えながら飲む水というようなことについて、どうなんですか、ちょっと不平等だと思うのですが、村長少し御答弁を。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議員のお気持ちもよく分かるところでありますけども、不平等という言葉ではちょっと適さないのかなという感じがしますが、全てが疑義のない取水であればもちろん一番いいことであります。ただ先ほどから担当課からも答弁しておりますけれども、やはり基準値あるいは安全性は担保されているという状態で、なかなかその血中濃度ですか、そういう検査をやるということになりますと、ほかの部分でまた影響も出てくるんじゃないかなという懸念があると思います。

ですから、一概にこれが全てこのほうがいいのかというのはまた、私も実際のところどうかなと思いますけども、今のところはほかの面で知恵を出してその安全性を確保といいますか、担保できるようなものがあれば、それに越したことはないと思っておりますけども、その辺の模索をしていきたいなというところでございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 非常に心苦しい御答弁を求めているんだろうと思います。

実際これ、今日になるまで考えていたのが、

これは1ナノグラム以下、これは20ナノグラム以下の水だと、それでどれを飲みますかというお話。どうしても皆さん、この数値の低いほうに向かうと思うんです。

だから、国が基準値を示してそれで安心というふうなことではなくて、ぜひこれまで蓄積されているその数値について年間2億6,000万の水水道料金を払っている住民の方に、1回必要だと思いますが、重ねて答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時16分）

~~~~~

再 開（14時16分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 安里清市議員の御質問にお答えします。

ただいまの血中濃度測定につきまして、中城村が住民健診を委託している健康づくり財団に問合せしたところ、血中濃度測定はしていないということでした。外注先でもできないという返事をもっております。

中部医師会に確認したところ、中部医師会でも測定は行っていないということで、沖縄県のほうに確認したところ、県内に検査機関があるかどうか把握していないという状況であります。

宜野湾市に問合せしたところ、住民の血中濃度測定はしていない。今後もある予定はないという返事をもってしております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 課長もよくお調べになったと思いますが、他県でも例もあるのかと思って環境関係の会社、何件かネットで検索をして、直接電話で確認をしたんですが、PFOSについてはほとんどやられていない。ほとんどというかやっていないというふうな

回答でございます。

ただ、宜野湾市の大山で44名、それから南城市でも60名ほど京都大学の先生が二、三年ほど前に血中濃度を検査をされて、よその血液検査との差が顕著というふうなことで報告がありました。そういう研究段階での調査なんだろうと思いますけれども、それでも我々村としてはぜひそこら辺と何らかのコンタクトを取って対処していくべきである。数値を絞って検査をしていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時19分）

~~~~~

再 開（14時19分）

○議長 新垣博正 再開します。

上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えいたします。

PFOSと水道水の関連については、まだ明確には示されておらず、いろいろな要素から有機フッ素化合物は取り込まれるという報告もございますので、上下水道課としては企業局に対しては引き続き取水源の変更を強く国と交渉していただいて、取水箇所の変更をしていただくようこれからも要請していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 お互い、中城村民として非常に心苦しい質問を続けているのかなと思います。実は2週間ほど前に孫が生まれて、そうすると水の心配になって、何とかの水というのを子供たちが求めておりました。それを聞いたら、これは運よく西原の会社でつくっているというふうなことがございましたので、これは大丈夫だなというようなことを考えた次第ですけれども、今回、お話をしているのはこの取水源の変更をする、求める

これは、津覇と和宇慶の境、国道329号線から和宇慶の部落ほうに下りていくところのすぐ北浜の方面に下りる川沿いの道であります。この川沿いの道の十字路で事故がよく発生します。現在、パイプガード、ガードレールも破損しています。

この場所は、よく事故が発生する場所であり危険であるために、パイプガードの修繕をしてほしいと思いますが、これはどうなるか伺います。

事故防止のために、標識や路面標示を施工できないか。現在のところ、津覇から和宇慶に向かっていくところの止まれの標示は見えないです。ここは、両方ともほとんどブレーキをかけなくてよく事故が発生する場所ありますので、ぜひそういった事故をなくすためにも路面標示が必要ではないかと考えます。

大枠4、災害対策について。

①9月の議会でもお願いしました津覇小学校付近の避難路の側溝の崩落について。

②国道329号線沿いの民家の山側からの土圧に対する計測計、ひずみ計等の設置について、その後の取組状況はどうなっているのかお伺いします。

以上です。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、玉那覇登議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番と大枠4番につきましては都市建設課、大枠2番と大枠3番につきましては産業振興課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、329バイパスについて少し所感を述べさせていただきますが、実は大変紆余曲折あって、やっところまで来たというのが実感でございます。いろんなことがございまして、そして就任以来、やっところまで、都市計画審議会まで諮れるところまで来

たというのが、大変感無量なところもございます。

今後、東西線とのまたいろんな関係性もございましてけれども、とりあえずはこのバイパスに限ってはもうゴールが見えてきております。あと事業化に向けて一生懸命またやらせていただきたいと思いますと思っております。

都市建設課のほうでまた、詳細については答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠1と4についてお答えいたします。

まず、大枠1についてです。国道329号西原中城バイパスの都市計画道路の原案が作成され、10月19日には西原町、10月22日には中城村において、地権者への住民説明が行われました。また、11月11日には公聴会が開催されました。その後、両町村の都市計画審議会の意見照会を終えまして、現在都市計画案の公告・縦覧期間となっております。

今後のスケジュールとして、計画案と意見書を沖縄県都市計画審議会へ諮り、審議会の同意が得られれば都市計画として定め、事業化へ進めていく手順となります。

続きまして、大枠4についてです。

まず、①について、避難路沿いの側溝の崩落は、維持管理での対応は厳しい状況です。中部土木事務所と現場確認を行い、その場所は急傾斜地崩壊危険区域となっていることを確認しました。中部土木事務所のほうで、次年度以降に調査業務を行い、対策を判断していくことになっております。

②について、中部土木事務所に確認しました。現地の施設は機能しているため、今のところ修繕や計測器の設置は行わないとのことでした。

ただし、施設の変形は確認できているので、

定期的な巡回を実施し、土圧により変形している排水管やコンクリートのひび割れ箇所を計測や経過観察を行い、必要があれば対策を実施していくとのことでした。

今後も、県と連携し、経過観察を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、玉那覇議員の大枠2と大枠3についてお答えいたします。

まず、大枠2の農業振興についてですが、農家の高齢化による後継者不足や自然災害等による生産所得の減少は、大変深刻だと認識しております。

現在、村が行っている支援に関しては、病害虫による農薬購入補助、これは10%、出荷箱資材の補助、これも10%、農業用機械の貸出し、ここは無料、廃ビニール等の処理、ここも無料の支援を行っています。

次に、大枠3の農道の交通安全対策についてお答えいたします。

今回、大きな交通事故が起き、死亡事故には至らなかったが交通安全施設も大分破損している状況であります。

現場は、若干見通しの悪い交差点で、規制線や規制標示板も確認しづらい位置に設置されていることから、住民生活課や都市建設課と連携して対応していきたいと思えます。

施設の修繕に関しましては、現在保険業社と施工業社と調整を行っており、設置作業に向けて今、進めているところでございます。

以上です。（「ちょっと休憩で」と言う声あり）

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時46分）

~~~~~

再 開（14時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

玉那覇昇議員。

○6番 玉那覇登議員 329号線の西原中城バイパスについてですが、9月の17日から30日まで、西原町、中城村、南部国道事務所で図面の閲覧が行われましたが、この図面というのは今のところ変更なく、その図面で進んでいるのでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

原案のとおり進めております。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 11月の中旬に西原町、中城村の意見書が市町村都市計画審議会へ提出されて、初めてこの公聴会が行われると。この意見陳述の申出がなければ公聴会を開かないというふうなことがありましたけど、開かれたわけですね。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

西原町の企業のほうから8名ほどの意見がありまして、公聴会を実施されております。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 西原町から。中城村からはなかったということですね。分かりました。

それで今、課長のほうから日程等説明がありましたが、今月の下旬頃に沖縄県都市計画審議会が開かれて、来年度の都市計画変更の決定がなされる予定だということと思えますが、今この道路が図面どおりできたときに、いろいろこの道路沿いの整備、区画整理とかされるのかなと思います。というのは、この土地が全部、ほとんど全部この道にかかるというふうなことであればいいんですが、もう半分ぐらいかかる土地もあれば、もう本当にわずか、少ししか残らない。そういった土地を利用するのなかなか厳しいものがありま

すので、その道ができた後の、併せてその道沿いの区画整理等の事業等を行うことはあります。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この道路につきましては、国道が今後詳細設計を入れていくことになるんですが、その村の土地利用としてはまだどのようにやっていくかというのはまだ決まっていない状況です。

ほとんどが農振農用地区内となっておりますので、今後見直しも検討していかないと決めていけないものなのかなと思っております。

以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 これから都市計画が決定されて、来年度以降の測量調査とか設計がなされた後に、村としてはそういった区画整理を行うかどうか判断するということですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時52分）

~~~~~

再 開（14時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 文言を訂正します。

区画整理ではなくて、その残地の整理ということで、これはじゃあでき上がった後に県がやるというふうなことです。例えば、買上げであったり、ある程度道に取られてもある程度の土地が残っていれば、例えばこの周辺に住宅が建てられるであるとか、畑ができるとか、そういったものもありますけど、本当にもうわずかな土地が残ってしまった場合には何もできないというふうな地権者もいると思いますので、そういったのはその後に県が対応するというところでよろしいでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

残地とかに関しては、この事業は国の事業ですので、県ではなくて国が対応することになっております。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 分かりました。よろしくお願ひします。

今、9月に出された図面を見ますと、やはり地権者としてちょっと心配しているところもありまして、道に取られるものが例えば中途半端に車庫だけが取られるとか、何件かこれがあるんです。そうすると、車庫がなくなって住宅は全くかからなくて車庫だけがカットされるというふうになると、車庫のない住宅というのはまずできませんので、この辺の調整とかはやっぱりもう、来年後の設計とか測量とか、その辺でなるのか。それとももう、用地取得の段階でなるのか。もうその時点で、例えばじゃあ反対ですとかいうふうなことにもなり得るのかということ。これは、どの辺で判断されるものなのかなというふうに思いますが、よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この質問は、住民説明会の中でもたくさんの意見がありまして、国の回答としては詳細設計を入れてみないと残地の件は今、分からないというような回答でした。

ですから、詳細設計を入れて、今後の調整になってくるのかなというふうに思っています。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 じゃあ、詳細設計を入れた後に、やはりこれはもう反対だということもあり得るということ。理解していいですね。

今現在のコースでありますと、先ほど和字

慶から北浜に下りるコースが通過しますね。その7.5メートルの道が。そうすると、この津覇、和宇慶部落に下りる川沿いを真っすぐ下りて行って北浜に抜けるところからは、恐らくこの図面からは通過はできないと思うんです。

そうすると、一旦左に曲がって、ぐるっと回って北浜方面に行く。和宇慶の部落から下りていくと交差点が設けられているから、その交差点を過ぎて行けるということで、要するに南浜の公民館とかあの辺の畑の道からも恐らく右折は、工業地帯には行けないんじゃないかなと、今のところの私の予想です。

というのは、この道自体が3メートル50の道で、中央にも道があります。路肩があるので、恐らくここだけを空けて右折とかいった場合には、車の交通量も多いし、事故の危険性もありますから、恐らく右折はできないんじゃないかなと。これは恐らくの話であるんですけど、そういった面も今後また設計段階についてまた、県とかそういった話し合う場所がありましたら、そこで要望等をお願いしたいと思います。

以上で、じゃあこの329中城バイパスについては終わります。

それから、農業振興について、先ほど産業振興課の課長から補助があるというふうなことがありましたが、実は菊栽培についてなんです。

菊栽培農家が、やっぱり菊の単価の下落とか、コロナによるいろいろ本土への出荷等の減少などで厳しい環境にあるということです。

このような中、病虫害で被害を受けて1本も出荷できなくて経済的に困っているというふうな農家があります。農業振興ビジョンの基本構想等についても、経済的支援に関して課題もあるとおおり、ヒアリングの中で新しい農薬は効果が高いが高価で負担が大きいとい

うふうなこともあり、またアンケートからも先ほど言いましたように52%が支援を求めている。物的支援です。

そういったのがありまして、そこで私は農薬等の補助も支援できないかというふうな質問をしましたら、先ほど産業振興課長のほうから10%の補助をやっているというふうなことで、ちょっと私の聞いた話とはやっぱりちょっと合わないです。ちょっとこの辺をもう一度確認したい。農薬の補助とかやっているんでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時01分）

~~~~~

再 開（15時01分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 花卉農家に関しては、先ほどおっしゃった10%の補助を行ってはいらっしゃるんですが、ただ部会があつて、農協のほうに出荷しているのか、また太陽の花という団体がありまして、そこの部分は補助が今、なかったと認識しています。

以上です。（「休憩で」と言う声あり）

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時02分）

~~~~~

再 開（15時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 大きな、大がかりでやっている何か所かでやっている菊栽培農家であれば、そういった、1か所がもう病虫害にやられて出荷できないといっても、ほかのところがあるからリスクは少ないと思いますが、1か所でもう細々と1,000坪程度でやっているところであると、一気に広がってでき

なかったというふうなことがありましたので、その辺をお聞きしたくて質問しました。

農道の整備については、やはりこうしたところが直すというのが基本でありますので、今も保険会社と詰めているということですので、早めに直してほしいなと思います。

路面標示については、役場のほうでもできましたら、路面の止まれとかそういった標示等についてはできたらお願いします。事故が多いですので、よろしくお願いします。

それから、最後の災害対策については、中部土木事務所とも詰めているいろいろやられているということですので、できれば早めに行えるようにお願いします。

ひずみ、この土圧に対する上からのそういった変形等についても、これからまた来年、雨の時期はもう今は過ぎましたが、来年また梅雨時とか、最近は本当に予想されないような雨量が降ったりとか、そういったときにそういった土砂崩れ等について非常に、民家もすぐ近いですので心配されますので、ぜひそういった対応をよろしくお願いします。

それをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、玉那覇登議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時04分）

令和2年第9回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	令和2年12月4日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和2年12月8日（午前10時00分）		
	散 会	令和2年12月8日（午後3時19分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	金 城 章	13 番	石 原 昌 雄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ だ も 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 幹 主	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議事日程第3号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 おはようございます。8番 大城常良、議長の許可が出ましたので、これより一般質問を始めたいと思います。

大枠1番、新庁舎の管理、運営について。

①新庁舎の年間管理費は、どの程度を見込んでいるのか。

②新庁舎で業務する総職員数は何人になるのか。その中で車通勤者は何人か。また、職員駐車場の場所等は、職員には全て通知してあるのか。

③新庁舎でのコロナ感染対策を伺います。

大枠2番、道路行政について。

①吉の浦線、屋宜被留線十字路の横断線が見えにくくなり横断の際、これは朝夕の子供たちの学校への登下校の場合ですね、大分危険な状況になっているんですけれども、その対策はどうなっているのか、伺います。

②新庁舎前の十字路は今後、交通量が大幅に増えると思いますが、現状で問題はないのか、伺います。屋宜被留線十字路に関しては、中城小学校とそれから中城中学校のちょうど間ぐらいにある十字路ということで理解してください。

大枠3番、認定子ども園の陥没事故について伺います。

①夢の園子ども園で陥没事故が発生してから6か月を過ぎているが復旧対策の進捗状況を伺います。

大枠4番、男女混合名簿の導入について。

①9月定例会において導入の是非については学校長とヒアリングを行い、学校現場が導入したほうがよいと考えたら導入に向けていくとの答弁が教育長からありましたが、その後の協議、進捗状況を伺います。

大枠5番、MICE事業について。

①東海岸地域サンライズ推進協議会において、本村の取組及び進捗状況を伺います。

以上、簡潔な答弁をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、総務課、大枠3番につきましては、こども課、大枠2番、4番、5番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問のMICE事業について、サンライズ協議会についてでございますけれども、議員も御承知のとおり、大型MICE誘致のきっかけで、このサンライズ協議会が結成されましたけれども、これも御承知だと思いますけど、現在のところ、まだ予算的な面で、あと一步が、まだ、できていないという状態になっております。これは官民一緒になってやれる方法はないか。国だけの予算に頼るのではなくて、官民一緒になってやる方法はないかということで、県のほうも一緒になって、今、それを調査している段階という報告は受けておりますので、今後は、MICEだけではなくて、また、いろんな東海岸活性化に向けた施策の展開を一緒にやっとうということ、各首長共通した認識でございますので、詳しいことは、また、担当課のほうから御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○**教育長 比嘉良治** 皆さん、おはようございます。

ただいまの大枠4の男女混合名簿についてですけれども、9月の議会でも、安里ヨシ子議員、大城常良議員のほうから質問がございまして、教育委員会の会議、校長会等で話し合いを持ちました。村立の小中学校4校で令和3年度4月から導入していきます。

以上です。

○**議長 新垣博正** 総務課長 與儀 忍。

○**総務課長 與儀 忍** 新庁舎の年間の管理費についてお答えいたします。

新庁舎は、現庁舎に比較し規模が大きく、これまでよりも電気料金等の光熱水費が増加します。また、特定建築物と同等の管理を行うことから、これまでになかった環境衛生管理を委託します。さらに、婚姻届等の時間外の受理を含めた庁舎の警備においても、業務終了後の午後5時から深夜の1時までを警備員を常駐させます。このようなことから、年間管理費が大幅に増えることとなります。年間約3,500万程度を見込んでおります。

次に、新庁舎で勤務する職員についてお答えいたします。

正職員がおよそ100名、会計年度任用職員がおよそ60名、計160名程度となる見込みでございます。

また、自家用車による通勤者は、およそ140名程度であると見込んでおります。

駐車する場所等は、特に通知はしておりません。現在、全職員に対し、新庁舎移転に伴う通勤届の再提出を求めているところでございます。

次に、新庁舎での新型コロナウイルス等感染症対策についてお答えいたします。

県内の感染状況を鑑みながら、新庁舎においても引き続き感染対策を実施していく必要があると考えております。

新庁舎1階の主に窓口業務を行う、住民生活課等全ての課において、新たに設置したカウンターの寸法に合わせた、飛沫感染防止のためのアクリル板を設置いたします。

待合ホールにおきましては、当初、3人がけの長椅子を予定しておりましたが、感染症対策の一環で、1人がけの椅子に変更し配置しております。

また、換気の徹底、執務室の消毒作業に加え、3か所の出入口に手指消毒液を設置いたします。さらに、感染状況によっては、出入口を制限し、職員を配置した上で、来庁者への検温、手指消毒を徹底したいと考えております。

○**議長 新垣博正** 都市建設課長 仲村盛和。

○**都市建設課長 仲村盛和** 御質問の大枠2と5についてお答えいたします。

まず、大枠2の①です。屋宜被留線の十字路の横断歩道は、今年度実施していきます。

それから、②についてです。新庁舎ができることで、交通量の増加が予想されますが、点滅信号も設置されており現状では問題ないと考えております。

続きまして、大枠5です。昨年度設定した自転車ルートについて、ルートマップや周辺ガイドのパンフレットの編集作業を現在行っております。パンフレットは今年度中の制作を予定しております。

以上です。

○**議長 新垣博正** こども課長 金城 勉。

○**こども課長 金城 勉** 大枠3についてお答えいたします。

夢の園こども園と施設の設計施工業者からの報告及び調整会議内容を報告いたします。

5月24日に土砂崩れが発生しまして、6月末から復旧に向けた調査測量や土木調査、改修工事の設計に取りかかっておりまして、10月12日に保護者説明会も開催され、11月20日

から復旧工事を着工しております。工期は、令和3年3月末を予定し、令和3年度の4月1日からの保育再開の予定で報告を受けております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、順を追って、再質問をさせていただきます。

まず、新庁舎の管理費について、どの程度を見込んでいるかということで、3,500万。やはり、4階建てで大きい施設になるものですから、それ相当の金額は行くだろうと予想はしていたんですが、やっぱり、大きい金額になっているわけですが、例えば、通常8時半から5時半ぐらいまでの業務時間として、大体残っていく課ですね。5時半以降、残業あるいは片づけ物とかで、やる時間帯というのが、大体どれぐらい見込んでいるか。月別によって、相当変わると思うんですが、通常時間として、残業がどれぐらいの範囲の時間になってくるのか。その点、いかがですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

時間外勤務につきましては、それぞれの課等によりまして、状況が異なっております。おおむね7時ないし8時頃まで時間外勤務をしている課もあると承知しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 来年からの業務運営になるものから、そういった面ではしっかりとデータを取っていただいて、毎年ですね。そして、しっかりとしたデータに基づいて、算出はしていくんだらうと思いますので、その点はしっかりと、ぜひ、毎月毎月のデータあるいは年間を通してのデータ、それが1年目、2年目、3年目、どうなっているのかと。そういったものを含めて、3年目ぐらいからは、削減に向けて、どの程度できる

のかということも含めて、しっかりとその管理費というのは、毎年出ていくわけですから、しっかりと対応していただいて、しっかりとデータ取りですね、我々も、資料をもらうかもしれませんが、そのところはしっかりとやっていってください。

次は2点目です。新庁舎で業務する職員数と、それから、これ駐車場の問題ですね、車通勤なんですけども、職員が160名ほど。これは今第2庁舎あるいは吉の浦体育館とか、そういうところで働いている方々もおられると思うんですが、総数の割合として、職員がトータル何名いると。その中で、そこに8割以上入るのか、あるいは、9割以上入るのか。その点は大体総合的に判断して、何名ぐらいが外での業務になるのか、その点はどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

総職員数としましては、正職員それから会計年度任用職員を含めまして、300名近くおります。その中の160名程度が新庁舎で勤務することになりますので、おおむね5割ないし6割が新庁舎での勤務になると、そのように考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 おおむね5割、6割ということなんですけれども、車通勤者ですね、その点に関しては、届出を今求めているということなんですけども、例えば、その車通勤をしている方々が、吉の浦運動公園の駐車場を使用するというような旨の発言をやっておりまして、職員の方々も、そこに止めるんだらうなということは想定できるんですけども、雨降りとか、ちょっと遠いなという感覚を持った職員が、私が心配しているのは、路上駐車とか、そういうものがあちら、こちらで発生しないのかなという、ちょっと危惧し

ているものですから、その点については、行政の立場で、どういった対策を取っていかうとしているのか、その点いかがでしょう。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

新庁舎ができて、その周辺が、近くで農業を営んでいる方々が結構いらっしゃるといふふうに認識をしております。庁舎周辺で路上駐車が起きた場合に、村民等に多大な迷惑がかかりますので、その辺は天気が雨であろうが、晴れているときであろうが、路上駐車はいけないんだということをしっかりと職員に対しては注意喚起したいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 話の内容が何分にも来年からの話になっているものですから、しっかりとその辺は随時道路の状況、そして、職員の喚起を促していくというところは徹底して、ぜひ、村民に迷惑のならないように、しっかりとやっていっていただきたいと思っております。

次、③です。新型コロナ対策について伺います。

先ほど課長はいろいろと現在やられているカウンター別とか、アクリル板、それから3人の腰かけを1人がけにしたとか、対策をいろいろ講じている。そこは確かに評価するところでもありますので、本村も、昨日時点で、53名の感染者がおりまして、県内にしても、4,574名と相当の方々が増えてきているという中で、いつ何時、庁舎内で発生してしまった場合には、状況が最悪の場合になりかねないという、いつでも幹部の方々は危機意識を持って、絶対庁舎内あるいは中城村では、できるだけ感染者を出さないという方向性を持っていただきたい。

1点だけ、先ほど3か所の出入口はあるん

ですが、その中で、場合によっては、職員を待機させるという話なんですけども、通常、平時は、職員の立合いというのはないのかどうか、その点いかがですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在の感染状況が新庁舎移転後も、引き続き、こういう状況が続くというふうなことであれば、やはり、職員を出入口に常駐をさせまして、検温をしっかりと。手指消毒も来庁者にやってもらおうと。こういう対策は講じていきたいと思っております。感染が落ち着いて、村民の方も十分感染対策も行っている状況が見られれば、3か所の出入口はそのまま開放していきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 来年1月から移転して業務が始まるわけなんですけど、やはり、当分の間はメイン出入口であるところは、それだけの感染対策をやっているんだよということも含めて、村民にもアピールしながら、とりあえずは1か月程度、感染が収まったなというところぐらいまでは、ぜひ、今も1階でやられているとおりに、当面は継続して、新庁舎でも立たせていただきたいと思っておりますので、そこは検討して、できる範囲でやっていただきたいと思っております。

次、大卒2番に移ります。道路行政です。吉の浦線の屋宜被留線十字路、これは課長の答弁では、今年度実施ということがあったんですが、大体今年度といえ、3月末を予定しているのか、私のほうにも、3名、4名の方々から、危ないよと。確かに、ちょっといびつな十字路になっているものから、下側から来る車は両方見えないし、上からも、また左側はちょっと見えにくいという感覚の中で、停止線はしっかりあるんですが、吉の浦線の道路まで突き出してきて、止まってし

もうというようなこともあるものですから、そういうところを含めて非常に危ないという話があって、今回出したんですけれども、3月末ということなんです、時期的にどれぐらいの日程を見込んでいるのか。来年1月なのか、2月なのか、3月なのか、その辺の期限はどういうふうに設定しているのか、伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

期限としては、今、遅くとも2月までには完了したいというふうに考えております。できるだけ早く対応したいんですが、ほかの地区の外側線であるとか、表示も今調査中でありますので、それと併せて実施していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 できるだけ早めに実施していただいて、子供たちが渡りやすいような環境整備ですね、それをぜひやっていただきたいと思います。

次、②のほうです。新庁舎前の十字路。昨日も見に行ったんですが、課長言われるとおり、設置されている点滅の信号機、それから止まれの表示、あるいは、ミラーも設置されておまして、一時期、交通事故が多いというところからは、近年は大分減ってきたというところもあって、車が多くなるにしたがって、ちょっと危ないんじゃないかなという意識があって見に行ったんですが、しっかりと設置されていて、これは大丈夫だろうなということを感じたわけでありまして、1点だけ、台数のチェックですね、調査。例えば1週間を通してやるべきかなと思うんですけれども、大体何台通るのか、縦線横線、そういう調査をするというような、課として、あるいは行政として、やる必要があるのかど

うか。しっかりとデータを取っておけば、いつ何時そういうのがあっても、大体は、この道を大体幾らぐらいの車が通っていくと。これは朝夕1番忙しい時期、時間帯でも構いませんので、しっかりとデータを取るような体制はできるのかどうか、その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時23分）

~~~~~

再 開（10時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

住民生活課と連携して、対応を検討してみたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この台数調査というのは大変重要であって、ほぼ通る、通勤者であれ、この道を使う方々は朝夕大体、1週間もこうして調べれば、ほぼ、この年間を通して、その台数は変わらないというふうに、私も台数調査をやった段階で感じたものですから、ほぼ一定の台数が通るということですので、ぜひ、こういうところは、しっかりと始まった時点で取っていただいて、そして、そのデータがどこでも生かせるように、しっかりと調査をやっていただきたいと思いますので、前向きに、検討していただきたいと思います。

次は、大卒の3番です。認定こども園の陥没事故になるんですが、11月20日から工事が実施されて、来年の3月末完了ということで、ほぼ10か月ほどの期間を経て立て直しができるということなんですけれども、これは当初、園のほうでは、災害に関連して、災害復旧できるのかなというような話もあったんですが、災害復旧で県からの補助とか、そういうものは全く当てはまらなかったのかどうか、その

点はいかがですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

土砂崩れ後、県からの助言も受けながら社会福祉施設等災害復旧国庫補助事業に適用できるのかどうかというところで、総合事務局や沖縄県と調整を行ってきましたが、最終的に当該補助金を受ける条件に該当しているとの説明ができなかったということで、補助金の適用を受けずに復旧工事を進める結果となっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 復旧の補助は下りなかったということなのですが、これについては、例えば、園側の出費、その工事を再開して終わるに当たり、園側の負担もあるのかどうか、その点はどうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

補助金が下りなかったという件につきましては、設計と施工の両業者において復旧費を負担するというところで、法人の負担はない方向で、現在調整しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今現在も96名の子供たちが隣の園にずっと、約10か月もいるわけですので、早急な復旧工事とそして園が再開されることを切に願っておりますので、担当課も一所懸命園と連携してやっているという話も聞くもんですから、今後も引き続き、その件についてはやっていただきたいと思いますので、それについても、私は評価しているわけですよ、課長。しっかりやっていってください。

そして1点だけ、現場は、課長も村長も御承知のとおり、いびつな構造になっておりまして、やはり、谷底があって、斜面地です。それも急斜面になっています。その件で、例

えば、園から、それについての助言を求めたり、そういった場合があれば、中城の子供たちを預けている園である以上、しっかりとそれに耳を傾けて、どういう状況で、専門的な立場から、これはこども課だけではなくて、都市建設課も含めて、専門的アドバイスをぜひお願いしたいと思うんですけども、村長も現場見られて分かっていると思いますので、これからも、この園に対して、急斜面の場所がどういう状況で、相談があるかないかも分からないですけども、あった場合には、ぜひ、対応をお願いしたいと思いますので、その点について、村長、答弁を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん斜面地云々の件もそうですし、今回の事故について、事故と言ったらいいのか、今回の件についてもそうですし、いろんな相談事は常にできる体制がありますので、私自身と園とですね、いろんな話合いでもってのアドバイス、あるいは、相談事が受けられる体制にはなっているということは御理解いただきたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 認定こども園あるいは保育園というのは、子供たちを預けて、しっかりと指導していく。そういうものにつけてはプロフェッショナルというような感じであるんですけども、それ以外の建築物あるいは周辺の環境整備、そういったものには全く素人なもんですから、やはり、そこは行政が立ち入って、最善はこうだよと、あるいは、そういうふうに取り組んでいったら、さらによくなるよというようなところも含めて、皆さんの力をお貸しいただいて、保育園あるいは認定こども園がさらに発展していくことを望んでいますので、ぜひ、対応していただきたいと思っております。

次は、大卒の4番です。男女混合名簿の導入について。

これ、教育長が次年度から、4月からですね、導入ということなんですけれども、校長の裁量であるというところを踏まえて、校長の権威あるいはその力というのは大きいんだろうなというふうに思ったんですが、それについて、協議会をもって、あるいは、教育委員会の会議を持って、その中で、校長等の何か意見があったのか、どうか。全会一致で、すぐ賛成したのか、あるいは、留意事項とか、そういった面も何か含まれていたのか、その点はいかがでしょう。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時33分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

男女混合名簿については、現校長先生方は、他市町村から転入してきております。他の市町村では、先ん立って、男女混合名簿が導入されておまして、基本的には、男女混合名簿については、抵抗はありませんでした。ただ、子供たちの実態、これまでの先生方と、教育の状況を勘案しながら、いずれ、状況を見て導入したいという意向はあったと私は確認しております。ただ、今回、教育委員会としても、改めて、男女混合名簿について、話をしましたところ、調整をさせていただきたいということで、即実施ではなくて、4月から、実際は字名ごとに名簿を作成するのか。五十音ごとに作成するのかということの調整をさせていただきたいということで、若干ちょっと調整をしたいという意見だけございました。どちらにしろ、どの校長先生も導入には、今

年度前向きという形で捉えております。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この導入に向けて、我々もしっかりと男女共同参画社会基本法というのが1999年施行され、20年たつわけなんですけど、まだまだ、しっかりとその法律が施行されていないと、今アメリカでもバイデン政権になった時点で、相当数の女性の閣僚が増えるだろうと。これ、まだ、決定ではないんですけども、予定でなっているということで、世の中、男と女しかいないという中で、それも、50%50%だということも含めて、女性の地位向上というのは、まだまだ日本は遅れている状況ですので、教育現場から、幼いときから、しっかりと男女の差別をなくし、そして平等な社会をつくるためにも、こういった取組を行って行って、女性は男の三歩後ろを歩くんだよというような、今では考えられないようなことがないように、しっかりと指導していただきたい。その点について、先ほど主幹答弁されたんですけども、4月から行うことによって、何らか学校で心配事というのかな、それを行うに当たって危惧するところがあるのかどうか。いかがですか。

○議長 新垣博正 簡潔にまとめてください。教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

名簿を作成する場合は、学習だけではなくて、安全上の避難で使用する名簿の作成も必要となってきます。これとの調整を勘案しなければいけませんので、少し時間をくださいということでありました。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 来年4月から始まるということですので、男女差別なく、しっか

りと学校でも、小1から中3あるいは高校までやっていけば、十分男女の差別というのはなくなっていくだろうなと思いますので、その点を留意しながら取り組んでいただきたいと思います。

続いては、大枠5番です。MICE事業について。これ東海岸地域サンライズ協議会の本村の取組ということで、昨日も金城議員とそれから玉那覇議員からも話があったとおり、本村については、西原中城バイパス、それが主な事業になるのかなと、現在のところ、予定ではあるんですけども、新聞報道でも、このMICEについて、西原、与那原のものが出ておまして、その中で、与那原町は、10月27日に住民説明会をやられている。その翌日28日には、西原町が住民説明会ですね、MICEについての概要、それから町の取組というところが本分にありまして、これが主催は、今言った地域サンライズ推進協議会主催と。県もそうなんですけれども、私も幸い、これ耳にして、西原町のほうに行っただけですが、MICE事業を利用したまちづくり体制、そういったものが全て含まれて、この地域だけではなくて、上の役所周辺のものも、全てを網羅した取組がこれらの、西原にしたら、来年の2月に県とタイアップして、計画案が出てくるということも、その時点で聞いているものですから。それについて、本村が今の西原バイパス開通の計画ではあるんですが、それ以外に何らかの提案を県のほうにやられているのか。これは協議会の委員であられる副村長の中で、さらに、このバイパス以外に本村の利益になるような取組を提言されているのかどうか、どうですか。副村長のほうは。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

ただいまの質問なんですけど、MICE関連での県への委員会というんですか、その辺は、

自分委員としては入ってないんですが、東西道路との関連、町と、東西道路の町といえますか、これはMICEのバイパス、西原バイパス、それとコンベンションをつなぐ道路ということで、東海岸の先に東西道路の計画されています。そういう部分含めて、村としては、今いろいろ言われている、村長が提案している中部広域への移行、これも一つの中城の活性化に向けての村の意向ということで、充分理解しております。そういうことで、自分としては、この東西道路の検討委員会、それと、那覇広域の区画区分の検討委員会の中で、こういう要望を今やっている状況であります。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この3.6キロの西原中城バイパス、それだけなのかなという心配を私はしているんですけども、課長の答弁では、自転車ルートのパフレットを作ったりということであるんですが、この3.6キロが小那覇から津覇までということ、すうっと上に上がってしまっ、それ以外の津覇の下から、ずっと、潮垣線通りがなかなか手がつけられないということになっているわけですけども、その辺について、このバイパスを利用した本村の道路のさらなる発展ということで、今、下のほうが、潮垣線が主体で泊まで行っているんですが、その3.6キロの国道に面した地域づくり、これ確かに今後の話になろうかと思うんですが、それも今から村として考えていかないと、そういったものを含めて、この国道に対して道をどうつけるのか。この国道が、昨日余談で、議員同士話したんですけども、国道ができ上がった場合は、北浜とか、南浜は、国道に入って遠回りしてしか行けないというようなことになるのかなというように心配している方もいるものですから、

その点について、やはり、国道はスピードを出し過ぎて、ばあっと行ってしまうと。これも西原の海岸通りでありますから、通勤や出勤には大幅な車の利用が考えられる中で、果たして、そういった側面に村道とか、そういったものが取りつけられるのかどうか。行く行くですよ。その点はいかがですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在の西原中城バイパスは、交差点は2か所の予定、中城側は2か所の乗り入れ口となっておりまして、確かに言われるように、農道側からの乗り入れはできない計画となっております。ですから、現状は、その周辺は、農振農用地区がほとんどでありますので、土地利用の検討をしながら、道路計画は立てていかないといけないと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 このバイパスは27m50ということで、自転車道も、入っていると。この国道だけを自転車道を造って、下側の潮垣線につなげるような、この自転車ルートというのは、大体、どこのどの辺をめどにして造っていこうという予定なのか。まだまだ予定の段階、あるいは、計画の段階だと思うんですが、そのあたりの検討はどうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この自転車ルートは、このバイパスを通るわけではなくて、潮垣線を今ルート設定しております。その中で、中城の吉の浦公園であるとか、食事処であるとか、そういったところに、そういった方々を導くような設定となっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 やはり、国道が大きくできるわけですから、それを利用した道づくり。これ、すぐできるようなものでもない

ですし、1つの道造るのに10年という計算も成り立ってきているわけなんですけど、例えば、今、予定されている、この西原バイパス、完成時期というのは大体どれぐらいをめどにしているのか。10年後なのか、それとも、その先なのか、大まかで構いませんので、これから始まる事業計画になっているんですが、大まかに把握しているのであれば、伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

国の説明会の中では、5年以内に着手が可能であるというような、今、説明会の中では、そういった回答になっていまして、それから、また、完了までをまた10年ぐらいかかるのではないかというふうに言われていました。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 冒頭村長も言われたとおり、これは官民でやっていくものだと。当初は国費ですね、一括交付金ではできないかという話もあったんで、これが頓挫してしまって、新たな計画案が今作成されている途中だと思っはいるんですけども、やはり、村としても、様々な観点から、しっかりと協議あるいはその機会を捉えて、このMICE事業の中で、本村がどう利益を生み出すのか。西原、与那原はすごいですよ。大きな道は東西道路、あるいは、横の線で、北中のほうも、今トンネルを造って、そこからすぐ北中城中学校かな、のところにも、どんどん道ができてくるところなんですけど、本村に関してはいかなものかなと思うぐらいですね、これ村民からも、何で、西原、与那原あるいは北中は、あれだけの大きい道を造っているのに、中城はできないのかというような、心配というのかな、村民もそういうところがあって、極端に言えば、陸の孤島じゃないかと、中城村だけですね、今の状況を考え

てみれば、そういった厳しい話をする方々もいて、我々も議員として、ちょっと立場がないなということではあるんですけども、しっかりと道路行政は、皆さんが思った以上に村民は望んでいるわけですから、毎回毎回金城議員が道路の話をするんですけども、それは全て村民の言葉だと受け止めていただいて、この道路行政に携わるようにして、少しでも道の拡幅、あるいは、新しい道路を造っていくように、ぜひ、県庁に出向いて、どんどん情報も得ていただきたい。そう思っております。

最後に1点だけ、村長のほうに、行政報告の中で、10月21から23日までサンライズ協議会の東京、千葉、神奈川ウォークアブルシティ視察研修というのが組まれているんですけど、御説明いただけますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

この視察はサンライズ協議会で、本土のほうで、スマートシティ、そして今おっしゃった、コンパクトシティ的な部分を実際にやっている箇所、柏市、特に柏市のほうは、すごい参考になったというか、官民一体となったコンパクトシティが駅前にできておりました。そういう意味では、特に与那原町、西原町にとっては、もう目の前のことですから、MICEがあって、そこでまちづくりはどうやっていくか。私ども中城と北中城は、最初の結成も応援団で結成しました。1番の大きな我々の利益というのは、先ほど副村長からも少しありましたけども、そのMICE誘致に伴って、その周辺が土地利用の見直しが入っていく。これは翁長政権時代に、当時の知事、副知事一緒になって、北中城・中城はこういう感じで、ホテル誘致一つできませんから、今の状態では。そういうものが、今、少し凍結気味になってきて、私は、中部広域の意向

と土地の見直しと両立てでやっていきます。議会でも私答弁した覚えもありますけども、そういう感じでやっておりますので、我々も、西原、与那原の発展は、我々の発展にもつながっていくわけですから、しっかりとまたサンライズ協議会もやっていきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 1分ちょっとですので、まとめてくださいね。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この東海岸地域サンライズ推進協議会は、この2町2村が連携して、東海岸をいかに発展させるかということで、私たちは、中城村が発展しないとこの協議会も発展しないと思っているので、ぜひ、村長先頭に立って、様々な協議会の中でも、本村の利益のあることは発信していただきたいと思っております。

今年は、コロナで始まりコロナで終わることなんですけども、このコロナウイルスの終息がまだまだ見えない中で、村民の中には精神的にも、また、経済的にも厳しい環境下にある方々が多数いらっしゃるということを踏まえて、ぜひ、皆さんは情報を共有しながら、誰一人取り残さない村政運営をしていただいて、しっかりと対応していただくように強く要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長 新垣博正 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時53分）

~~~~~

再開（11時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○5番 桃原 清議員 皆さん、おはようご

ざいます。ナンバー5、桃原 清でございます。これから、議長の許しを得ましたので、通告書に従い、一般質問を行います。

まずは、通告書を読み上げて、質問をしていきます。

大枠1、地域活動の際の補償制度について。

①中城村は全国の中でも、人口の伸びている町、住みやすい町などのイメージでは上位に認定されているようであるが、実際人口流入の多い南上原地区を除いたその他の地区では、そう手放しで喜べるものではない。

今後、村の発展のためには、どうしても子供会、青年会、婦人会、老人会等の活発な活動を図っていく必要がある。そのためには、補償制度など安心してサークル活動やボランティア活動に参加できる環境を整えないといけない。

そこで伺います。村主催の行事、体協活動や一斉清掃など、そのときにどのような行事があり、また、どのような保険があるか、伺います。

②中城村には、21の自治会があり、各地区の状況も様々である。字によっては、公民館総合補償制度などに加入し、保険を完備した上で地域活動を行っている字もあるようだが、それは、まだ一部であり、多数の字においては、まだ保険加入等はなされていない。各地区の活動を活発にするためには、補償制度は各字ごとに、それをまた村内全域で整えるべきであり、役場が中心となり、公民館総合補償制度などの保険加入を進めることができないか、伺います。

大枠2、コロナ禍への対策について。

①コロナ禍の中、沖縄県内では、毎日のように、40人前後の新規感染者が出ています。発生経路も家庭内感染が増えてきているが、その原因となるのは感染した本人が感染したことに気づかないうちに、ほかの人にうつし

てしまうことが上げられるのではないか。このような状況下で大きな対策としては、国の政策、県の政策に頼らざるを得ないが、今、中城村として、どのような対策を行っているか、伺います。

②以前は、庁舎の出入口は1か所にし、職員を1名配置していましたが、最近では、そのような対策もなされていない。コロナ感染者に対して、検温だけでは防ぐことはできないようです。今後も庁舎入口の対応を変える考えはないか、伺います。

大枠3、北上原分校跡広場の整備利用について。

①北上原の分校跡の広場は、現在年1回除草して夏祭りに使用している状況にあるが、そこを張芝をして、健康維持のための運動などに利用できるよう整備することはできないか。まず、今年11月に村内のある保育園は、ほかの市町村の施設において運動会を開催しており、今後は、そういう機会においても、村内で開催できるよう、広場を整備できないか伺います。

質問以上です。答弁よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 休憩します。ちょっとお待ちくださいね。

休 憩（11時08分）

~~~~~

再 開（11時09分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番、大枠3番ともに総務課、そして、大枠2番につきましては、健康保険課も一緒に答弁をさせていただきます。

私のほうで、議員の皆さんから非常に質問の多いコロナ禍対策、コロナ対策ですね。こ

れは、議員もおっしゃるように、大きな政策対策は、やはり、どうしても、国や県の予算的な部分に頼らざるを得ないところがあります。今までもそうでした。1次予算、2次予算。新聞報道でも御承知のとおり、3次補正が来年年明けに出てまいるようでございますので、今できるものの対策はしっかりやらせていただきながら、そして、3次補正に対しての交付金の金額とか、その趣旨にもよりますが、しっかりと感染対策、そして、非常にコロナで苦しんでいる方々への対策を、部分を考えていきたいなと思っております。

また、詳細につきましては、担当課のほうで述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 地域活動の際の補償制度についてお答えいたします。

村や地域の活性化のためには、子供会や婦人会、老人会などの組織化とその活動は重要であると考えております。

村主催の行事等につきましては、年始の際のハチウクシ、成人式、実行委員会形式で実施している、中城護佐丸まつり等がございます。村が主催する行事やボランティア活動に参加する住民等が行事やイベント等に参加する中で、けが等があった場合に備え、総合賠償保険の補償保険がございます。

次に、自治会に対する総合補償制度の促進についてお答えいたします。

村としましても、住民の方々が安心して自治会活動ができるためにも、総合賠償保険制度への加入は有効であると思っております。今後、自治会長に対し、パンフレットの配布等を通じ、制度について周知したいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染のための対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、8月12日から役場へ来庁する方の検温及び手指消毒を実施しておりました。9月に入り、村民の感染対策意識が高まり、また、感染者数が落ち着いたこと、さらに各課における行事等が再開されたことから、職員を配置しての検温は休止しておりました。しかし、再び県内及び村内において感染者が増加傾向にあったことから、11月24日から出入口を1か所に絞り、職員を配置した上での検温を行っております。今後も、感染が収束するまでの間、継続したいと考えております。

次に、北上原分校跡広場の整備についてお答えいたします。

現在、広場は、学童クラブ及び北上原自治会の夏祭りのみに使用されているものと認識をしております。広場は、無償で使用していることから、使用する場合の草刈りについては、使用する団体等をお願いしているところでございます。分校跡には、駐車場が整備されていないことから、使用する団体等は、今後も限定されるものと考えております。

このようなことから、現段階では、駐車場を含め、広場を整備する計画はございません。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 桃原議員の御質問にお答えします。

大枠2の①感染症予防対策につきましては、防災無線や広報紙などで周知を図っております。ホームページにおいても新型コロナウイルス対策に関する情報を提供し、随時最新情報が得られるように沖縄県や厚生労働省などのホームページへのリンクも行っております。感染予防には、手洗い、うがい、マスクの着用、ソーシャルディスタンスが重要であり、村民には、それを呼びかけております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では、順を追って、

再質問をしていきます。

まず、大卒1の①について、村主催の体協の行事と、または一斉清掃など、そのときには、ちゃんと保険に加入をして、保険の整備が行われておりますよね。その保険入った状態で、いろんな行事が行われるわけですが、ここでちょっと聞きたいんですけど、そういった保険の場合に、例えば、体協の行事の場合に、保険の適用内というのは、自宅から会場までの往復、会場での前もっての練習、あとは協議中、最後、後片づけで、一斉清掃などのときは、自宅から草刈りの場所までの移動往復とか、または作業中の道具やその他でのけが、あとは後片づけと。この範囲の中で保険の対象となるのはどういったものであり、けがの範囲など、今分かる範囲で、ちょっとお答えいただけますか。お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時16分）

~~~~~

再 開（11時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村主催の事業あるいはイベントであれば、自宅を出たときから自宅に戻るまでが保険適用の範囲内だということで認識をしております。ただし、自宅に帰る際に、直接自宅へ帰るのではなくて、私用で別のところに立ち寄った場合は、それは保険適用外になるというふうに考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、桃原議員の御質問にお答えいたします。

体協を含め、吉の浦総合スポーツクラブの行事と体育関係の行事につきましては、先ほど総務課長からあったように、自宅を出たと

ころから帰宅までと似たような感じでの補償であります。さらに、内容としましては、死亡、後遺症、後遺障害、入院、手術、通院の補償等が行われる保険に加入しています。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 今の返答で、全て網羅されていると、大体もう全部大丈夫と、その中でいろんな行事を行っているわけですから、安心してできます。そういう環境にはあるということですね。

それでは、大卒1の②、中城村の中には21の自治体があるということで、実は、これ、私が検証できるとか、直接目にしたことではないんですが、耳にしたことで、ちょっとある話を聞いたものですから、これをちょっと話しますね。ほかの市町村の話ではあるんですが、普段は自治会活動を一緒にやるメンバーで、いつも車で同乗して、移動したりもしていると。その間柄の中で、車の運転手と同じメンバーの1人をひいてしまうと、そういう事故があったらしいです。それが、最初はいつものメンバーなんで大丈夫というような雰囲気だったらしいんですが、後で、これが訴訟問題まで発展してしまったということが、いう話を聞きました。その話が基になって、今度は、村内でも自治会活動で、いろんなボランティアから、いろんな活動ありますけど、そのときに、いつもは、これまでは車を乗り合わせで、一緒に行動していたメンバーが、やっぱり、訴訟問題までなったという話を聞いたら、今度は全員でタクシーを利用しようということで、普通何でもない移動をタクシーで、タクシーを利用して移動したという話を聞きました。今の時代は、これまでの昔の時代と違って、いろんなところでは訴訟問題とか、いろいろ難しくなっているんですよ。これまで行ってきた自治会活動を安心できる状態で、今後とも自治会活動を行う

ためには、補償制度を完備した状態にしないと安心して自治会活動もできないと思います。

そこで、質問します。自治会の中でも、補償制度の保険のほうに加入している自治会が何か所かあるとは聞いたんですが、何か所の自治会が自治会独自で補償制度に加入しているのか。把握しているだけでいいですから、伺いたいです。お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

自治会単位での補償制度の保険に加入している状況につきましては、村においては把握しておりません。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 これも確かなことではないんで、ここで申し上げることはしませんが、何か所か、保険に入って、自治会活動を、その自治会はやっているという話は聞きました。そういうものも、全て必要だから入っているんですよね。村主催の行事のときに保険に入っているということは必要だから入っているんですよ。そのためには、私、質問書の中にも書きましたけども、本来は、こういう保険制度というのは、もう各自治会入ってないと、今後、今の世の中、今後は安心して活動もできないということで、ほんと、これは各自治会単位であるんですけど、公民館の補償制度というのがありますけど、公民館総合補償制度というのがありますけど、こういうことは、各自治会単位ではあるんですが、本当は中城村内全域に広げて、全域で安心して、そういう活動ができるようにしないといけないと思うんですよ。ただし、どういう状況で入るといえるのは、自治会で判断すべきものも、たくさん出てくるとは思います。

そこで、ちょっと伺いたいんですが、村長、ここで、この補償制度について、村主導で進めていくことはできませんか。村長。村主導

のできる範囲で、何とか進めていきますよと、こういうことを考えることはできないですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時24分）

~~~~~

再 開（11時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、補償制度への加入というのは重要であるというふうなことで考えております。それは各村民の方々が安心して事業に参加できるという意味でも重要であると考えております。村としましても、その保険の重要性から、自治会長に対しましては、パンフレットの配布等を通じて、周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 この補償制度に加入するためには、各自治会、もちろん、大きさ、人口も違うし、予算も違うし、いろんな問題はあると思います。新しく、また、自治会長さんが、また新しいところもあると思いますし、そこで、自治会のほうを話を進めていくためには、いろんな障害なども出てくると思います。

そこで、今、村主導でと言ったのは、ちょっと調べたら、こういう補償制度に加入するときは、年間で何万か、保険料を払うということになるんですが、それを全て状況の違う自治会で、自治会任せにすると、私が見た限り全然進まないんじゃないかなと。進められる自治会は、現にもう既に加入している自治会もあるということでもありますけど、なかなか進められないんじゃないかなと思います。そうすると、本来、村全体の活性化のためには、各自治会がそういう安心して自治会

活動をできるような状態にしないと、なかなか、みんな、一緒に踏み出せないというんですか、村活性化、全体の活性化のためには、あまりいいことではないと思います。

そこで、加入するときは、村が主導して、各自治会を一緒に加入してもらおうと。予算については、全額村が出すということではなくて、何割とかで、村ができる範囲で、あとは、これ保険の内容もいろいろ違ってくると思いますから、自治会によっては、いろんな保険が欲しいと、もっと広く網かけをして、いろんな補償をやりたいと。中には、ただ、予算とか、いろんな面で、ちょっと加入することもおぼつかない、二の足踏むような自治会も中にはあるかもしれませんが、基本的な分においては、村が中心になってやってあげると。もっと補償がしたいというときは、それは、また、各自治会で考えて、もっと網かけを広くして、もっとたくさんの補償を求めると。それはもう自治会に任せていいと思うんですよ。

それで、何回も言いますが、村の行事のときに必要だから保険入っているわけですから、各自治会にも保険に入ってもらって、何とか進めていただきたい。そのためには、村主導で、村長は村主導で、ここまでやるべきかという考えを持つかもしれませんが、今、今日初めて言われたらですね。でも、実際には、じゃあ、パンフレット、周知して進めてもらうというだけでは、なかなか、それぞれに21もある自治会動き出せないと思うんですよ。踏み出せないと思うんですよ。ですから、予算も、この程度まで。ただし、補償の制度も、この範囲までという基準を決めて、何とか、村が主導して、そこまで引っ張って、あと、それ以上の補償については各自治会でやってもらおうと。そういう考えで、何とか進めていきたいんですけど、村長、今の話はど

うですか。村主導で進めていきますということで、何とか、返答はできないですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時28分）

~~~~~

再 開（11時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

すぐやりますと言ったら、総務課長に怒られるものですから、今少し、初めて、私も耳にして、勉強不足は否めないところではございますが、議員が言いたいこと、やりたいことは、しっかり受け止めさせていただきます。今後、どのような形になるかというのは、もちろん、しっかり精査して、ただ、金出せばいいだけの話じゃないような気もいたしますし、やはり、意識をどうやって向上させていくかも考えながら、どういう手が打てるかというのは、これから考えさせてください。申し訳ないんですが、こういう答弁にしかありませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 ここまでの話はいきなりなんで、すぐの返答ではないかもしれませんが、ただ、前向きな検討ということで、検討しましたと言われても、なかなか、そこで止まってしまう可能性もありますので、例えば、今の補償の範囲とか、どこまで、何割まで、6割、7割とか、何割まで、村が予算を持ちますと、あとは自治会でという、こういう話は前向きに検討していただくということでいいです。ただし、今、なかなか踏み出せない自治会必ず21もあれば出てきますよ。3分の1か、4分の1か、分かりませんが、そうなると、もう一部だけは、こういう活動については、ちょっと暗い雰囲気、なかなか自治会活動が進まないというふうになる可

能性がありますので、これを村主導でやりますということは、さっき言いましたように、範囲については前向きに検討していただくと。ただし、村が主導でやりますよということは、村長も副村長もいらっしゃるんで、その場で、その場で、本当は何とか返答はいただきたいんですけど、御2人が決めて。それ以外に村に幹部というのはいないですから、何とか、それは村で進めますと。あと予算とか、補償の範囲は、総務課長、体協、いろんな方々に相談して、前向きに検討していただくということでやってほしいんですけど、どうです。村でやりますよということで、副村長でもいいですよ。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（11時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

御期待に沿えず、大変申し訳ないんですが、即答ということは非常に、知識がないもんですから、その辺は御勘弁いただきたいと思えます。

ただ、正直なところ、少しだけお話しますと、いろいろ村長就任以来、自治会活性化資金だとか、いろんな部分で、自治会に対する、地域が活性化しないと村が活性化しないというところから始まって、いろんなことをやらせていただいたつもりでございますので、その範囲内でできないかどうかから、まずは考えさせていただきたいなと思っております。各自治会全て予算、抱えている予算といいますか、そのかかる経費も含めて、それぞれ違うと思いますので、どの辺に重きを置いてやったほうがいいのか。これは、また、しっかり我々で考えさせて、それから、また、こ

の場をお借りして、答弁させていただきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 御返答ありがとうございます。今のは、前向きな検討ではなくて、事実考えていくということは、もう動き出すということで取りたいと思います。

次に、大枠2、コロナ禍の中での村の活動です。私は、中城村のホームページについては、常々注意して見えています。その中で、中城村内における感染者発生状況とか、支援事業、感染症対策など、注意して見てはいるつもりです。先ほど53名とありましたが、昨日夜の段階で、中城村での感染者発生状況、もう昨日で55名になっていました。ちゃんと、これも、日々更新更新はされている。このことについては大変評価したいと思います。真面目にやられていました。ただし、ホームページというのは、世代もありますけど、中年から上のほうは、なかなか見ない人たちも多いです。若い人でも、スマホはよくいじっているみたいなんですが、村のホームページを見る人は少ないんじゃないかなと思います。

ここで質問したいんですが、一般の村民向け。普段ホームページを見ないような人に周知は十分に行われていると思いますか。一般の住民に、村民に情報は行き届いていると思いますか。これちょっと返答お願いいたします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

ホームページ及び防災無線で随時情報発信はしております。7月の第2波が到来、8月の県内全域が蔓延期、警戒レベル第4段階のときにも、防災無線で村民の方に周知しております。今後も年末年始に対しての予防ということで、防災無線、広報紙及びチラシで情報提供、また1月についても年末年始につい

での情報提供を行いたいと思っております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 実は、この2枚の資料を見ていただきたいんですけど、身近でコロナの陽性の話があったときに、これ事務局からもらった資料なんですけど、スマホを使って、即問診というのもありますし、あとは、コロナウイルス感染した場合に、どの手順で連絡をしていくとか、そういった資料、こういう資料はとってもいいと思うんですよ。これは見やすいし、分かりやすいんです。ただ、広報で聞いたにしても、普段生活しながら広報で聞いても、なかなか頭に入ってくるものでもないですし、ホームページは大変充実はしています。いろんな事業者相手のいろんな情報は入っていますので、ただし、一般の村民というのは、いざ、自分がちょっと風邪ぎみで、ちょっと体調悪いということになっても、どこに、どういうふうに問い合わせしていいか、分からないと思うんです。そのために、誰でも分かるような分かりやすい資料というのを二、三枚作れないもんかなと。こんな感じで、風邪を引いたときにはどこに電話すればいいとか、どの手順で電話をしたり、村内でしたら、どこの病院に問い合わせをして行く。普通風邪の症状で行っても、風邪扱いされて、コロナの検査、PCR検査はしないって、何名かから聞いてはいますけど、これは難しいと思うんですが、それでも、まず、第一に病院に行くことですから、こういった病院はどこの病院とか、あとは電話はどこに電話したほうがいいのか、そういう簡単なパンフレットを作って、各家庭に配れるようにしたほうがいいんじゃないかなと。だって、普段、いろんな情報って、なかなか入ってこないんですよ。入ってきても、頭には残らないし、いざ風邪を引いたときに電話もできない。ですから、各家庭にすぐ分かる

ようなパンフレットを、誰でも分かるような簡単なものを作って、各家庭に配ることはできないかなと思うんですけど、それはどうですか。今後検討はできますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時38分）

~~~~~

再 開（11時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 今の資料に、まずはコールセンターに電話するということ、この図形系列で、ホームページには載せてはおります。また、12月4日、自治会長に依頼しまして、年末年始に対する家庭編、食事編に関してのチラシも配布するようになっております。今後必要であれば、また、新しい資料があれば、住民の皆さんに情報提供していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 表もあまり難しい表ではなくて、いざ、自分が体調悪くしたときに、すぐ電話ができるような、なるべく簡単な、たくさんの情報を積み込んでないチラシがいいと思うんですよ。いろんな情報を積み込んだら、見なくなりますから、とっても簡単なパンフレットにして、配ってください。

次、大枠2の2に移ります。

大枠2では、庁舎の入り口に、以前は職員配置されていましたが、もう職員配置はしないんですかという質問書を、たまたま偶然だと思っておりますが、私が質問書を出した日から職員配置されていますけど、もう配置はしてありますって言われたんですけどね、質問書を出した日から、そういうふうにはいるんですが、ただ、今、身近でコロナの話が出たときにとっても感じたんですけど、ちょうど職員配置もしていますから、そのときに体

温チェックだけではなくて、実際コロナの話というのは、タイムではなかったですね。風邪ぎみの咳とか、のどの痛みとか、風邪の症状でコロナだったと分かりましたね。

それと、ちょっとこれは質問ではないんですが、今日、朝、議員が集まっているときにちょっと出てきた情報で、内地のほうで、まだ40代の大学の先生が風邪という診断されたんですかね、ウイルス。それで亡くなったという話が、コロナで亡くなったという話を今日、朝、先輩議員から聞きまして、実際、そういうのが全国でたくさんあると思うんですよ。体温チェックだけではなくて、風邪の症状、咳などがあった場合は十分気をつけてくださいと。その注意を、せっかく職員配置されているわけですから、風邪の症状ないですかとか、実際見て、そういう症状がありそうな人には十分に注意を促すということも進めていただきたいです。実際、体温だけで、みんな通っていきますよね。効果があったかどうかというのは、風邪の症状を持っている人に対しては、効果なかったということになりかねないんで、そこは注意していくように、その職員にはやっていただきたいです。

大枠2は以上です。

最後に、大枠3に移ります。北上原の旧分校跡地の広場なんですけど、今は年1回、広く草刈りをして、夏祭りを行っております。たまたまコロナ禍で、今年はやってはいないんですが、広く草刈りをして、夏祭りをしていきます。それと、学童も建物使っていますので、ここが子供たちが遊んだりするということで、近い広場のほうは、よく草を刈られてはいます。ただ、ここにも書いてありましたが、別の保育園が近くに広場があるんだけど、ほかの市町村に行って運動会をしたということもあります。それで、今回、希望を質問に変えて出したんですが、これは、今ある状態

というのは、雑草、根の硬い草などをただ刈っているだけの話で、やっぱり、保育園児が遊ぶにはちょっと危ないんですよね、硬くて。ですから、もう広い範囲で、全部芝生というよりも、もう、ある程度の広さで芝生を張芝をして、できましたら、トイレまで、夏祭りもいつもやっているんですけど、実際トイレはどうなっているか、みんな、もう話もしないで、やってはいるんですよね。ですから、トイレと張芝で、それ以上に全部草刈りというのは、これまでどおり、もうちょっとボランティアでやるかもしれないんですが、ある程度、張芝をして、保育園の子供たちが遊べるような地面にすると。また、健康のためにも、今はグラウンドゴルフ、パークゴルフなどもありますから、そういった運動もできるような状態を希望します。地元は。これは北上原だけではなくて、上地区が、みんなが利用できるようになると思いますよ。もし、グラウンドゴルフ、パークゴルフとかできるようになれば。それと、今の状態では、雑草の根っこって大きいですから、ただ、黙っていたら、保育園児が遊ぶかもしれないんですけど、あまりいい状態ではないんで、ある程度張芝をして、トイレも完備をして、それで進めていけないかをですね。今は、予定はありませんって書いてはありますけど、これを予定をして、何とか進めていただきたいんですけど、総務課長どうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時45分）

~~~~~

再 開（11時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 答弁で、ちゃんと聞きました。予定はありませんと。使用者が掃除をすると。ただ、使用者が草刈りをする

というのは、これまでもやっていることなんです。これまでもやっていることなんですけど、じゃあ、草刈りをして、夏祭りぐらいだったらできるんですよ。でも、それ以外の保育園の運動会などは、やっぱり、張芝がないと、今の状況ではできないんですよ。本来でしたらね。けがのおそれは相当ありますよ。ですから、答弁の中では、予定はありませんと言っていますが、これを、この答弁というのは、今初めて聞いたわけですから、それを再度、何とか張芝をして整備をできないかという質問に変えますので、これでいいですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時47分）

~~~~~

再 開（11時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

北上原分校跡地につきましては、現在も駐車場が整備されていない状況でございます。ですから、張芝をする、あるいは、便益施設であるトイレ等を整備をする、さらに、整備をして使う団体を増やすというふうなことになりますと、駐車場の整備がまず第一になるのかなというふうなことで考えています。今の段階では、確実にそこを整備をして、村全体で活用するという計画はございませんが、今後、いろんな形で整備計画が立てられるのであれば、考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 分かりました。ただ、駐車場整備から、いろんな整備をすると予算も大変というのは、みんな、お互い、みんな、分かりますから、そこまでの大きい工事ではなくて、まず、とりあえず、目の前のことから、できることからやっていきたいというこ

とで、また、相談に行きます。そのとき、また、よろしくお願いします。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時49分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○3番 渡嘉敷眞整議員 ただいま議長の許可を得ましたので、3番 渡嘉敷眞整、一般質問をさせていただきます。

じゃあ、大梓1番、護佐丸バス運行について。

1、村民の要望に沿った運行ルートの軽微な見直しについて。

①ウフクビリからウフクビリ線を通して中城城跡線を経由して大瀬線へつなぐルートへ変更し、県営中城公園前バス停を設ける。

理由、登又の理由なんです。大瀬線沿いに1班から3班までがあります。約、人口としては、約半分。4班から6班まで、ウフクビリ線沿いに約人口の半分がおります。バス路線を利用して、県営中城公園へ来る旅行者にも対応できる。（外国人、県外県内地元旅行者）等です。現在登又は80歳以上の高齢者が約80人います。毎年どんどん増えてきております。交通安全の面からも免許返納者が増えてきて、護佐丸バスの必要性が高まっています。高齢者が利用しやすいように御配慮願います。説明は後でやりますね。

大梓2、国の叙勲受章者について。

①どのような目的で行われていますか。

②どのような資格の方がどのような手続によって受章されていますか。

③本村の受章者状況はどのようになっていますか、お伺いします。

大枠3、北谷浄水場系統の水道水について。

①登又、サンヒルズタウン、新垣、北上原、南上原地域には、村民の約半数以上の住民1万1,207人が北谷浄水場から水道水の給水を受けております。厚生労働省は今年2月にPFOS+PFOAの含有量を50ナノグラムパーリッターの目標設定値を設定しました。北部管理ダムの整備が終わり、ここ十数年来断水がありません。北谷浄水場の取水源である比謝川・大工廻川・嘉手納井戸群から高濃度な有機フッ素化合物PFASが検出されたことが、PFOSかな。が、連日の報道により明らかであります。

沖縄県及び関係7市町村が協力して比謝川、大工廻川、嘉手納井戸群等からの取水を制限し、別の水源を確保すること。

②水道水の安全性を明確にし、十分な情報の開示を行い、広く村民への周知を図ること。

③地域住民の有機フッ素化合物濃度調査をするべきである。

以上、お伺いしますので、よろしく御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企画課、大枠2番につきましては、総務課と教育委員会、大枠3番につきましては、上下水道課のほうでお答えいたします。

私のほうで、お尋ねの護佐丸バスの運行について。

これは以前から、議員からも、よく要望があったかと認識しております。議員おっしゃるとおり、私の所感としても、運行ルートの軽微な見直しだと思っております。担当課に怒られるかもしれませんが、地元住民の

意思が1番大事で、集落内の変更ですから、少し時間いただいて、来年度からは恐らく行けるのではないかと、私自身は思っていますが、細かいところ、また、担当課のほうから御説明させていただきます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の②の叙勲についてですが、春と秋の叙勲があり、原則70歳以上の方が対象となっております。教育功労における叙位叙勲の資格については、学校関係従事期間が30年以上、かつ教育現場で20年以上勤務した者で、原則として校長経験者が資格者となります。手続については、最終勤務学校の市町村から申請をしていきます。

③については、教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 大枠1について、渡嘉敷議員の質問にお答えします。

これまでの議会においても答弁させていただいており、村民の護佐丸バスに関する、土日の運行や夕方の増便、ルート見直しなどの要望への対応については厳しく、定着している運行時間やルート変更の見直しについては慎重にしなければいけないと考えております。運行見直しなどについては、村独自で容易に行えるものではなく、御承知していただいているところではありますが、御指摘の路線ルートの編成についても、既存の登又バス停の乗降数を鑑みながらバス停の新設、移設など慎重に検討していきたいと考えております。

また、今後の検討を行うに当たり、どの程度の利用者数が見込めるのかを把握する必要があると考えており、そのために一定期間における導入実証試験などの検討を行い、その結果を踏まえて慎重に考えていきたいと思

ます。

以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 叙勲について3つの質問がございました。一括してお答えいたします。

叙勲は、ある功績を上げた方に対し、勲章や褒章を授与するものでございます。

勲章は、国家や公共に対する功労のある者の70歳以上の方、また、精神的または肉体的に著しく労苦の多い環境において精励した方、一目につきにくい分野にあって、多年にわたり業務に精励した方で、55歳以上の方に対し授与するものでございます。

また、褒章は、社会の各分野において、優れた行いや業績のある方に対し、授与するものでございます。

手続につきましては、都道府県や市町村、関係団体から推薦された方を各府省が候補者として選考します。各府省の大臣などから、内閣総理大臣に推薦され、内閣府賞勲局での審査を経て、閣議決定の後、天皇陛下の御裁可を得て、発令されることとなります。

本村の受章者につきましては、村の推薦に基づくものがほぼないことから、全てにつきましては把握しておりません。各方面からの情報によりますと、先般お亡くなりになりました大城立裕氏が1990年に紫綬褒章、1996年に勲四等旭日小綬章を受章しております。また、本村屋宜在住の宮城清氏が2015年に瑞宝単光章を受章しております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、渡嘉敷議員からの質問にお答えします。

大卒2の③で、教育功労のほうの叙位叙勲のほうで、中城村教育委員からの申請については、平成8年からではありますが、死亡叙位が9名の受章者で、及び高齢者叙勲で1名、

紫綬叙勲は、平成8年に久場出身の新垣清一氏及び平成18年に奥間出身の知念 清氏が、瑞宝双光章をいただいております。

以上です。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 それでは、大卒3についてお答えいたします。

昨日の安里清市議員への答弁と重複しますが、御了承ください。

①についてです。北谷浄水場の水源変更については、今年4月に内閣府沖縄振興局、沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、沖縄県企業局の四者間で会議を行い、現在の水利用等の状況を確認し、国管理ダム及び県管理ダムの効率的な水運用の再検討の必要性を相互に認識したとのことでした。

また、企業局では、国管理ダムからのダム水の融通の検討に当たり、ダム水の利用状況の確認と他の利水関係者との意見交換会の場を持つことについて、6月に沖縄総合事務局へ協力の依頼を行っております。

その後、7月と9月、10月に、ダム水の利用状況や将来計画等について、沖縄総合事務局と協議を重ねており、引き続きダム水の融通の可能性について、関係機関と協議を進めていくとでございます。

続きまして、②についてです。

北谷浄水場における今年4月から10月の浄水のPFOSとPFOAの合計の含有量は平均で13ナノグラムパーリットルであり、水質管理目標値の50ナノグラムパーリットルを下回っていることから水道水の安全性は担保されていると認識しております。企業局では、PFOS・PFOAについて、平成26年2月から検査を行い、平成28年1月以降その結果をホームページで公表しております。村としては、公表することで住民に不安や困惑などが広がりかねないとの判断により情報の発信

を控えてきましたが、今後、周知方法等も含め再度検討いたします。

③についてです。

御質問は、有機フッ素化合物の血中濃度調査と理解してお答えいたします。

村としては、水道水を供給している企業局の検査結果や専門家である大学教授からも安全であるとの発言等を信頼して水道水を供給しています。また、有機フッ素化合物は、水道水だけではなく、ほかにもいろいろな要因で体内に取り込まれるとの報告もありますので、水道水との因果関係が判明しない段階で血中濃度を測定することは考えておりません。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 御回答いただきまして、ありがとうございます。1件1件、再質問をさせていただきます。

まず、護佐丸バスの件ですが、護佐丸バスの申請認可、認可といましようかな、期限といえますか、これは何年でしょうか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

護佐丸バスの認可の年ということですが、平成26年にバス購入等を行いながら、27年度実証実験等を行って、現在に至っているというふうに認識しております。

以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 平成26年に申請して、できているということですが、普通は、これが、認可が切れ、期限を切って、大体許可証を出すと思うんですよ。免許証もそうですよね。3年、5年という。だから、別に資格がなくなるわけじゃないんだけど、この、更新、更新のあれがあるんじゃないかなと思ったんですけど、それは、なければ、もう永久ということですね。

それで、今、26年と言うけど、登又の城跡線が、まだなくて、道自体がなくて、だから、大瀬線一本で通っていますから、結局、ウフクビリ線、今、大瀬線ができたので、このバスルートがスムーズに行くようになったんですよ。それもあります。そして、今、住民の方から、地域住民の方ですからね、何回もバス停近くに造ってくださいよということがあります。その方は、もう80歳過ぎたので、どうしても免許返納したいということで、返納してあります。家族も今のところは、1人で住んでいるので、全部歩いていくということになっています。そして、大瀬線にバス停があるところと、ウフクビリって分かりますよね。ちょうど、頂上のウフクビリの地点、そこまでの距離が大体同じぐらいなんです。歩いて。だから、歩いて、現在のバス停に行く、大瀬線のバス停に行くのと距離的に一緒ですから、歩いて行って、そこからは、ウフクビリの上からは、下りになっていますから、下って行って、老人センター前にバス停ありますよね、添石の。そこからバス乗っているようですけどね。そうすると、そこは下りだから、ちょっと歩くのには楽で、大体10分ちょっとかな、10分程度で着くそうです。ですので、この人は、結局、登又から歩いて、買い物はうるま市のサンエーに行って、帰りは、また、バスに乗って、りうぼうのところから乗ってくるはずですけども、ということで、登又から添石まで歩いて、バスを利用するというのは相当な負担だと思っんですよ。ですので、ぜひ、バス停を増やしてほしいと。僕、実際ですね、ウフクビリから大瀬線のバス停が約3分かかります。車で。ウフクビリから、ウフクビリ線を通って、中城城跡線を通って、現在の大瀬線のバス停まで4分かかります。たった1分しか違いはないです。こう行っても。ですので、登又の住民、住んで

いる区域を全部、全部カバーできるわけです。これで。あと1つ増やせば。県営公園の入口の十字路のところにバス停を造ってもらったら、スムーズに行くわけです。

今後、やはり、高齢者が増えてくる。そうすると、車で運転すると事故の可能性も非常に高くなるということですので、これはぜひ、そういうところ、面も、高齢者、交通弱者になると思いますけれども、その人たちにも、カバー、対応してほしいなということをお願いしているわけです。

あと一つは、この県営公園自体が、お客さんが結局、県外の方とか、場合によっては、県内の方でもバスで来る方がいらっしゃいます。そうすると、普天間から歩いてくるか、タクシー乗るかしか、方法ありません。それで、そこも非常に困っているようです。中城県営公園のところも。県営公園行って、今度は歩いて、中城城跡まで、やっぱり、観光者は行きます。両方とも行きますので、そういうことで、ぜひ、そこに、バス停を造るだけで、そういうのが解決されますので、観光振興にもつながるし、登又の高齢者のバス停、バスにもつながりますので、解消に、ぜひ、検討して、変更とバス停を造っていただきたい。

何で、軽微かということを行いますと、大きな問題じゃないんですよね。多分、運輸省の総合事務局の運輸部にその監督しているところあると思いますが、そこにバス会社ですよ、バス会社の認可事業は運輸省になりますので、その関係で、この協議、会議というのかな、協議を持つようになっていくと思います。その護佐丸バスの話よりも前に、35年ぐらいになると思いますけど、学校の通学バスの認可がありますよ。やっています。ずっと、35年、40年ぐらいですね。ですので、そのときも何回か協議して、現地も全部調査

して、バス会社の皆さんも、運輸部の皆さんも協議して、認可いただいておりますよ。何が問題かなというふうに考えると、バス会社にとって、結局、お客さんがいなくなるのが問題なんです。だから、登又というところは、結局、バスがあったにもかかわらず、言うなれば、赤字経営というんでしょうか。赤字路線というんでしょうか、そういうところで、バスがなくなっているわけです。これを救うのは村しかありませんので、村のコミュニティバス等も含めて中城村がやっているわけです。だから、この問題というのは、村長の権限なんです。村長がこうやりますよと言ったら、そうなるんです。バス会社がどうのこうの言う話では、僕はないと思っています。ですので、村がこうしようというふうに決めれば、何も問題ない。だから、9月定例会でも、浜のバス停の話が出ました。だから、こういうの、非常に軽微な変更なんで、変更。ですから、さっき、認可の期間、幾ら、何年何年ですかと言ったら、最初2年から今5年、学校のバスは5年になっていますかな。そのときに申請書出すだけです。こうなります。こうしますという、出すだけです。ですので、何の問題もないと思います。だから、村長さんの権限で解決できる問題と思っていますので、もう一度、村長さん、よろしくお願ひします、やりますという。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時56分）

~~~~~

再 開（13時58分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、いろいろお話をしていましたけども、議員がおっしゃるように、私だけの判断で

きるものであれば、もう私は地元の意見ですから、これは、議員はそれを代弁しているわけですから、しっかり、そこを、今もちょっと打ち合わせで、新年度からできないのかという話をしたぐらいですから。ただ、今、少しお話を聞いたら、やっぱり、許認可らしいですから、私はやりますということで、もちろん認可申請いたしますけども、認可を下ろしてくるのは、また別の機関みたいですから、そこら辺は御理解ください。私自身、村としては、議員がおっしゃるような形でやっていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 じゃあ、今、村長のやる方向で検討していきますということです、よろしくお願ひしたいと思っております。

じゃあ、次、大枠2番目に移りまして、国の叙勲受章等について、再質問させていただきます。

国の叙勲、先ほども教育長さんから回答いただきましたけども、春の叙勲、秋の叙勲、さらに、高齢者叙勲と死亡叙勲があると思います。それで、これは、相当数、総務課長からありましたように、功績がある方しか受けられないとは思いますが、特に、総務課のほうは行政関係全般でしょうか。そして、議会にも議員の方々がいますので、叙勲受けた方々もいますので、議員は、議会については、昨日事務局でお話を聞いて、叙勲の要綱を頂きまして、ちゃんと準備されているのをちゃんと確認できましたので、スムーズに行っていると思います。僕が知りたかったのは、教育委員会の校長先生方の叙勲がどうなっているんだろうというのが、ちょっと知りませんでしたので、これを質問させていただきたいんですけども、行政は村が全部把握しています。議会は議会事務局が全部把握し

ています。ですけど、かなり教育委員会の先生方というのは、4校でしょうか、小学校3校、中学校1校で、4校の先生方というのは、校長先生方というのは、任期が3年あるいは5年ぐらいまでいらっしゃるのかもしれませんが、人が変わるもんですから、しかも、村民でない先生方がたくさん来るもんですから、この把握をどのようになさって、どのような功績調査を作って申請していただいているのかなというのをちょっと。言うなれば、漏れはないですかというのがちょっと心配しているところですけど、そこのところ、もう一度、教育委員会、よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの渡嘉敷議員の本村の公立学校で退職なされた校長の把握をどのようにやっているかということですけども、本村で退職された校長の履歴書を、中頭教育事務所のほうから頂き、保管しているところです。退職なされた方の履歴書をこちらのほうでお預かりして、原本ではなくて、写しの保管になります。

以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時04分）

~~~~~

再 開（14時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

○教育総務課長 比嘉 保 平成8年からの漏れというものはないと思っておりますけども、それ以前のもの資料がちょっと手元になく、確認できておりません。

以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 平成8年からですと、大体は網羅されていると思っておりますけども、教育長さんにちょっとお伺ひします。

今、総務課長が、教育総務課長が答弁され

ましたけども、実際、総務課長がこの学校とのつながりというかな、校長先生方とのつながりは、今、2年目ですか。この2か年間で、見たこともない、会ったこともないわけだから、ほとんど頭にはないと思います。それを補うのは、やはり、教育長さん、教育現場に定年までいらっしゃるわけですので、教育長さんではないかなと思っています。でも、たくさん知っている、知ってないというのがあります。知っているかどうかは、また心配ではありますけども、そういう意味もありますけども、教育長さんで、例えばの話よ、高齢者、米寿叙勲と死亡者叙勲はチェックされているのでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時06分）

~~~~~

再開（14時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 課長のほうからも答弁がありましたけども、毎年、叙勲に関する対象者がいないかどうかの文書が来ますので、それを見て、文書と履歴書を照らし合わせながら、該当者がいないかということを経年調べて、当然、私の知っている範囲でもやりはしますけども、正式には、やっぱり、履歴書と照らし合わせながら、調べて、対象者を洗い出しているということでございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 かなり難しいと思うんですよ。教育長1人でも。これは中頭教育事務所と連携取りながらできるはずなんです。結局、特に死亡叙勲については、1週間以内に中頭に届けなくてはどうしようもないですよ。もう間に合わないですよ。中頭から、県のほうで2週間以内に作って、文科省のほうでしようかな、出さないといけない

はずですので、中城村民の中で、校長先生はいっぱいいらっしゃいます。特に、高齢者というんでしょうか、方々がたくさんいらっしゃるはずですよ。ですので、これらの漏れがないかが心配しているわけですよ。先ほどは、名前を、個人情報だったかもしれんけど、名前を発表して、発表いただきましたけれども、それは名前言っても大丈夫でしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時09分）

~~~~~

再開（14時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今まで答弁していただいたように、教育長さんがしっかりと対応されておりますので、安心です。もし、疑問があれば、私が直接教育委員会でも行ってお聞きしますので、よろしく。

叙勲につきましては、問題ないかと思っておりますので、これで叙勲を終わらして、3番目の北谷浄水場、大梓3番の北谷浄水系統の水道水について質問させていただきます。

沖縄県は雨が降らなければ、断水するというのが普通の状態でしたけれど、今、国のダムあるいは県のダム等が整備拡張されて、十分水量があると思います。それで、今、これは県企業局の資料からでございますけれども、沖縄県は、1日最大供給能力が61万7,000トンを持っています。2017年度企業局統計での数字ですが、1日最大総数量実績が45万7,000トンで、およそ16万トンの余裕があることが分かっています。その資料によりますとですね。それで、今、北谷浄水場は、嘉手納基地等の問題で、PFOS+PFOA等、有害物質が混入するという状況があったりしますので、非常に安心、安全について、言う

ならば、その水を利用している村民の皆さん、不安で不安でたまらないと思っています。です、1番の手っ取り早い解決方法としては、先ほどこちよつと言いました北谷浄水場系の比謝川あるいは大工廻川、嘉手納井戸群からの取水をやめて、国・県のダム等からの取水に切り替えるべきじゃないかなというふうに考えています。そうすれば、安心、安全、石川浄水場、西原浄水場と同じようにPFOA+S+PFOAの物質が含まない水を同じように供給できるのではないかと考えています。というので、今、水は飲む水道水というのはあるわけですね。だから、それを組み替えて、ぜひ、安心、安全な水道水を供給できるように、言うなれば、これはもう7市町村合わせて要請しないと実現しない問題だろうと思いますので、今後とも力を入れて要請してほしいと思います。

先ほども回答ありましたが、国・県が協議して検討したいという話もありましたが、でも、それだけでは、まだ、足りないです、実際、水道水を飲んでいる皆さん、北谷浄水場関係は45万人と言われていいますので、この皆さんの安心、安全を守るためにも、村行政として、7市町村力を合わせて、当然要求すべきではないかと思っています。取水場の変更ですね。ということをお願いしたいので、今後とも、要請をするということをもっと御答弁いただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉

○上下水道課長 知名 勉 お答えします。

今、議員がおっしゃったように、水源切り替えが抜本的な解決策だと考えております。北谷浄水場、県企業局も、それに向けて、国や土木建築部などの機関と調整を進めておりますので、我々受水している7市町村も連携して、できるだけ早めにそれが実現できるよ

うに要請してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 1つ、中城村は、前、伊舎堂に分岐点があって、そこからポンプアップして、城跡にタンクがありまして、そこから、城跡のところから、新垣のタンク場、登又、新垣に行きまして、それが、結局、上地区も同じ石川浄水場の水を飲んでいただけですよ。使用水量が非常に多くなりまして、この普天間から来る北谷浄水場系統に切り替わっておりますけれども、だから、ここ35年ぐらい前の話ですけど、ですから、やろうと思えば、金はかかりますけど、下から上げることも技術的には何の問題はないと。ただし、莫大な金がかかるので、村としては、ぜひ、この北谷浄水場の前で、ダム系統の水を持ってくるといふ、この要請が1番力を入れてやるべきことじゃないかなと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時20分）

~~~~~

再 開（14時20分）

○議長 新垣博正 再開します。

以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時20分）

~~~~~

再 開（14時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 それでは、通告書に基づいて、7番 新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の護岸・道路の整備と地滑り対策、（1）久場1893番地から熱田

2028—10番地間、約800メートルの護岸は沈下して、高潮や台風接近時には大粒の波が打ち上がり、農作物、工場、住宅などへの塩害被害が発生しているが、高潮対策は。②久場前浜原線の開通に向かって、今後の計画は。③賀武道線・久場崎線は地盤沈下や排水路がずれて、大雨のときには土砂崩れが発生しました。今後の地滑り対策は。

大枠2番です。中小校区内の地滑り、道路、排水路整備について、(1)泊地区の地滑り対策、農道・排水路の整備について。①2号関連農道は3年前に間知ブロックが壊れて土のうを置いている。その下の村道泊中央線も間知ブロックにひび割れがあり、土砂が崩れそうである。地滑り対策は。また、排水路も壊れているが対策は。②雨降りのときには、2号水兼農道から村道泊中央線の下に流れる排水路が整備されていなくて、水が畑などに流れ作物の被害があるが、排水路計画は。③久場地区農地保全1号線、泊地区の農道は陥没して穴が開いている箇所があり、農道が倒壊するおそれがあるが、今後の農道整備計画は。(2)伊舎堂地区の道路整備について、なかぐすく日の出園、吉の浦線は、毎回大雨のたびに上流からの雨水で排水路から水があふれ氾濫し、生活道路に支障を来しているが、対策は。(3)です。屋宜地区の農道整備、潮垣線周辺の屋宜の農道は凹凸があり、雨降り後には水がたまり、人や車が通りにくく困っているが、農道整備は、農道を整備して農地の生産性向上を図る取組は。

大枠3番です。中城老人福祉センター内の各種福祉団体の移転について、(1)老人福祉センターの建物状況と各種福祉団体名と課題は。(2)各種福祉団体や障害者施設(むつみ・きらり)の今後の移転の取組について伺います。

以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番につきましては都市建設課、大枠2番は産業振興課もごさいます。大枠3番につきましては福祉課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの老人福祉センター、恐らく老朽化に伴ってどうしていくのかという御質問だと思いますが、当然のごとく、しっかり認識をしているつもりではごさいます。次の課題だと思っております。

また、施設の的にも老人センターという意味合いだけのものではなくて、いろんな団体が使用しているようですので、それを網羅した形で何かできないか、しっかり考えていきたいと、次の課題ということは認識をしているつもりでごさいます。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。

以上でごさいます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠1と大枠2の(2)についてお答えいたします。

まず、大枠1の①についてです。護岸整備について、県へ要請しましたが、高潮対策事業の要件に該当しないため、事業化は厳しいとの回答でした。既設護岸は民有地に整備されており、管理者も不明となっているため、整備は厳しい状況です。

②です。1人の地権者の理解が得られておりません。あらゆる方向から検討していかなければと考えていますが、地元のほうからも何か打開策があれば御教示お願いいたします。

③です。維持管理で対応できるところは対応していきたいと思っております。

続きまして、大枠2の(2)です。側溝の

改良や集水ますの大型化など、今後対策を検討する必要があると認識しております。現状は、台風や大雨の予報などが出ている場合には、事前に側溝の詰まりなどを確認し、維持管理の範囲で対応しております。

以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、貞則議員の大枠2の(1)の①、②、③及び(3)の③についてお答えいたします。

まず最初、①についてです。御指摘の一带は、沖縄県が中頭東部地滑り防止区域に指定し、設計・対策工事をする予定の区域となっています。道路や排水溝、擁壁の間知ブロックだけの問題ではなく、全体的な地滑りの可能性があることから、県の対策を踏まえた上で対応していきたいと考えます。

また、早急な道路・排水路の修繕に関しましては、維持管理の範囲内で対応していきたいと考えています。

②についてです。現在、排水路の計画はありませんが、都市建設課と連携し、維持管理の範囲内で対策可能かどうか調査していきたいと考えています。

続きまして、③についてです。農道整備計画はありません。陥没している箇所を調査し、維持管理の範囲内で対応していきたいと考えます。

(3)の③についてです。令和2年度において、農業基盤整備事業(中城第2地区)屋宜地区の一部の農道整備が完了します。現在、進行中の耕作放棄地条件改善事業(中城第3地区)屋宜の一部から添石までの間を令和4年度までに整備する予定で進めています。なので、屋宜地区につきましては、ほぼ農道の整備が完了します。

農道を整備することによって、農産物の粉

じん被害、農産物を出荷する出荷場へ搬入する際の荷崩れ防止、搬入の時間の短縮の効果があることから、農家への生産への向上が図られると考えられます。

以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 新垣貞則議員の大枠3の①について、まずお答えします。

老人福祉センターは昭和52年3月に、県内で初のA型施設として開設されております。施設は、老人クラブ活動のみならず、村内の各種福祉団体の拠点としても活用されているのが現状です。

老人センターを活動拠点としている村内の福祉団体は、まず社会福祉協議会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉協会、母子寡婦福祉会、心身障害児(者)を育てる会となります。ボランティアサークルでは、発達障害児サポータートロの会、手話サークルとよむとなります。

地域活動支援センターむつみは、村が社協へ委託する事業で設置しており、障害者B型事業所きらりは、村社協が設置する障害福祉サービス事業所となります。

現施設での各種団体の課題としては、開設から約43年が経過した中で、現地のセンターの幾つか場所も確認したんですけども、施設や設備の老朽化に伴う施設活用の制限というのがかなり大きく影響しているかと認識しております。

大枠3の②については、村の社会福祉協議会より、11月20日付の文書で移転についての要請を受けております。具体的な対応については、これから関係課も交えて協議していくこととしております。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは、大枠1番

の東海産業から熱田向けの護岸の高潮対策について再質問します。

平成30年の6月に久場の又吉さんから、高潮や台風の影響で海からの漂流した空き缶やペットボトル、海藻などのごみが護岸や畑に流れて散乱し困っている。久場自治会長に村へ高潮対策事業の要請をしてほしいとありました。

今回、比嘉さん、久場の農家の人から、台風時や高潮が発生したら、護岸や畑に海岸ごみが散乱している。この方から自分の畑近くの熱田向けの護岸は、危険な状態であると言われました。現在、護岸はどんな状況ですか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。
○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

熱田側の護岸天端が崩壊しているのを自治会からの要請書で確認しました。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 東海産業から北中城村熱田向けの護岸は琉球政府時代に造られた旧護岸で整備されている。先ほど都市建設課長から答弁で、県は県の補助事業ではできない、地権者が個人になっているということですけど、そういうことで、県の補助事業に該当しないということですが、こういった護岸は個人で整備できますか、伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。
○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

個人での整備は無理だと思います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今日の資料を御覧になってください。

熱田向けの護岸は亀裂や凹凸が激しく、倒壊する危険な状態である。私が危惧しているのは、護岸周辺は村民の畑や住宅地、工場などがある。護岸が倒壊したら、村民の生命、財産を失います。久場自治会長や熱田自治会

長からも、令和2年12月、高潮対策事業の要請を両村長宛てに提出されていると思います。

護岸、県の管轄ですので、先ほどの答弁で、県の補助事業はないと言っていますが、こういう現状で護岸が倒壊します。それで、台風の際は護岸壊れたら、畑が海に流れるような状況です。そういった状況を県のほうに要請できないでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、中城村と北中城村にまたがる護岸でありますので、まず管理者が現在不明というところがあります。今後の対策については、県も含めて三者で協議を行う必要があると考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私もそう思いますので、県と北中城村と中城村三者で連絡を調整して、こういう状況ですので、それを踏まえて、県に要請してください。

これはここだけの問題じゃなくて、東海産業から熱田向けの護岸は、約800メートルは琉球政府時代に造られた旧護岸で整備されて老朽化している。ほかのところも亀裂や凹凸がありますので、そういったところも要請をしてください。

次に、大枠の2番です。②ですね。久場前浜原線の開通に向けて、今後の計画について再質問します。

私と久場自治会長は、久場前浜原線の開通に向けて、地権者のところに3回ほど訪問しましたが同意は得られませんでした。それで地権者が同意しない理由を説明してください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

用地単価に納得してないのが理由だと認識しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 そうですね、用地単価と久場地区、泊地区、役場と結んだ協定書が守られていないので謝罪すべきという理由もあります。

11月4日に、吉の浦発電所、久場向け避難道路付近で火災があり、畑が約300坪燃えました。消防車は国道329号線から発電所の避難道路を通りましたが、久場前浜原線が開通をしていないために、避難道路に消防車は停止駐車し、農家の畑にホース200メートルをつないで消火活動をしました。後、5分遅れたら、民家に燃え広がるような大惨事の状況でした。

畑の地主から、久場前浜原線が開通していないために、消火活動で畑が荒らされて迷惑している。この方から、早急に久場前浜原線を開通してくれと言われました。いつごろ開通しますか、お伺いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

先ほども答弁したんですが、1人の理解がまだ得られていませんので、開通の現在めどが立っていない状況です。今後も交渉を行っていきたいと思いますが、地域からも道路開通に向けて、買収に応じてもらえるようなまた協力が頂けたらいいかなと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私の提案ですが、課題解決に向けて、久場前浜原線の地権者を集めて調整会議をやったら、久場前浜原線の開通につながると思います。みんなで話し合ったら、開通の課題につながると思っています。課題解決に向けて地権者を集めて調整会議をする考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

少し検討させてください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時51分）

~~~~~

再開（14時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ③の賀武道線・久場崎線の今後の地滑り対策について再質問します。

久場地区の賀武道線・久場崎線の地盤の沈下、亀裂対策については、平成17年3月議会で質問しました。当時の新垣正都市建設課長は、中頭東部地区地滑り観測を行っています。そのときに解決方法が出てくると思いますと答弁しています。中頭東部地区地滑り対策はどういった事業内容でしょうか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

中頭東部地区は、西原町から中城村、北中城村に至る延長約8キロ、面積約900ヘクタールの広範囲にも及ぶ地滑り危険箇所が連続する地域であり、平成18年に発生した安里地滑りに代表されるように、近年も大規模な地滑りを含む多数の地滑りが発生しています。

地滑り末端部には、多数の住宅などが密集しているとともに、物流や観光の生命線である国道329号が縦断しており、国道沿いには村役場などの重要な公共施設等も位置していることから、警戒避難体制の整備や観測・監視体制などのソフト対策や工事などの対策を県が行っております。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ちょっと確認したいことがあります。中頭東部地区地滑り対策会議の中で、久場地区はそういった工事をするという話を聞いていますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時54分）

~~~~~

再開（14時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

令和2年度に指定しまして——令和2年度に住民説明会を今開催する予定で、令和3年にはこの区域に入れる予定ということ聞いています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 久場地区において大規模地滑りが発生した場合は、人的被害のほか、社会経済活動の麻痺が懸念される。そのため久場地区においては、地滑り対応の重要性が非常に高く、将来的に重要性がより高くなることが想定される。中頭東部地区地滑り対策会議では、久場地区は災害が発生するのが高いとされ、早急に対策を実施する必要があるとされています。

県は対策会議の提言を受けて、令和3年度から久場地区の地滑り工事の準備をしています。県が令和3年度から久場地区の地滑り防止工事をするには、現在、久場地域は地滑り区域ですので、国土交通大臣が指定する地滑り防止区域に指定する必要があります。県と連携を取りながら、久場地区を地滑り防止区域に指定して、地滑り工事をするための今後の手順について、分かるのであったら説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 先ほどの答弁とちょっと重複するかもしれませんが、今年度、県が久場地区を防止区域に指定する予定となっています。その後、事業化に向けた調整を行っていくというふうになっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 近年、全国的にかつ

てない規模の連続雨量による大規模土砂災害が発生する。沖縄県においても豪雨の発生件数は増加傾向にあり、豪雨災害の発生リスクは高まっている。中城村においても、平成18年度に安里地滑りに代表されるように、近年、大規模地滑りを含む多数の地滑り災害が報告されている。

久場地区も賀武道線、それから久場崎線は、大規模地滑りの要因の一つである、軟質化、土壌化しやすい、クチャと呼ばれる地形を有しています。それで、久場地区はぜひ地滑り防止区域に指定して、早めな対策をお願いします。

それでは次に、大卒2の（1）泊地区の地滑り対策、農道・排水路整備についての質問をします。

資料を御覧になったほうが、より具体的にイメージが湧くと思います。この資料を見ながら質問します。

①2号関連農道は3年前に間知ブロックが壊れて土のうを置いている。その下の村道泊中央線もひび割れがあり、土砂が崩れそうであるが、地滑り対策は。また、排水路も壊れているが対策について質問します。泊の区民から、2号水兼農道にカーター石、何百トンの石が大雨、地震、台風により滑り落ち、間知ブロックもひび割れがあり危険な状態である。2号関連農道は3年前に土砂崩れで、中部土木事務所が土のうを置いて対策をしている。また、その下の村道泊中央線の間知ブロックも多くのひび割れがあり、今にも崩れそうで危険である。村道泊中央線の下は住宅がたくさんあり、土砂が崩れて土砂災害があったら、区民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがあります。今後の地滑り対策についてお伺いいたします。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村

武宏 御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、御指摘の周辺一帯は、先ほど都市建設課長がおっしゃったように中頭東部地滑り防止区域に指定されていますので、兆候があれば、動きがあれば、県のほうでこの対策工事をする区域になっています。

以上です。

○議長 **新垣博正** 新垣貞則議員。

○7番 **新垣貞則議員** ただいまの産業振興課長から答弁ありましたように、泊地区は、地滑り対策は中頭東部地区地滑り事業でやれます。それで、泊地区は地滑り防止区域に指定されているので、県が地滑り防止工事するのは可能です。泊地区の地滑り工事は、今後、県と連携を取りながら対策を進めてください。

次に、排水路整備について質問します。

農道2号線は、村道泊中央線からの水が排水路に流れて、排水路が壊れているので水があふれ、住宅地に土砂が流れます。排水路のU字溝が小さいので、排水路から水があふれて道路に流れます。U字溝を大きくしたら排水もすぐに引きますが、U字溝を大きくする考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長 **新垣博正** 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 **仲村武宏** お答えいたします。

現段階での排水路の計画はありませんが、この区域も都市建設課と現場を確認しています。道路排水路、U字溝が破損しています。そのせいで道路に雨水がオーバーフローしていると思われるので、都市建設課とも連携して対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長 **新垣博正** 新垣貞則議員。

○7番 **新垣貞則議員** 次に、②ですね。ここも資料の②ですので、これもちょっと御覧になったらよく分かりやすいです。②の質問

です。

大雨のとき、2号水兼農道は上流からの雨水が村道泊中央線の下排水路に水が流れるが、そこから下の部分は排水路がなく、雨降りのときは水が集中して流れて土砂が削り取られて、水が畑に流れて農作物の被害や住宅に流れて危険な状態である。村道泊中央線の2号関連農道の下は縦の排水路が整備されてなく、下の住宅まで水が流れて生活に支障を来しています。

泊区民からは早急の排水路整備の要請があります。今後、縦の排水の整備計画はないでしょうか、お伺いします。

○議長 **新垣博正** 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 **仲村武宏** お答えします。

現段階での排水路計画はありません。現場も確認してきました。ここも都市建設課と連携して、維持管理の範囲内で対策が可能かどうか調査したいと考えています。

以上です。

○議長 **新垣博正** 新垣貞則議員。

○7番 **新垣貞則議員** この場所は、さっき言ったように、2号関連農道から雨が降ったら、坂になっていますので、大雨が降ると、その雨が下の民家まで下りるといふことがあります。それで、非常に危険な状態ということで、泊の方々が言っていますので、現場を確認しながら早急な対策をして下さい。

次、③ですね。これの③のほうです。久場地区農地保全1号関連農道、泊地区農道は陥没して穴が開いている箇所があり、農道が倒壊するおそれがある。今後の農道整備計画については、先ほど産業振興課長より答弁があります。陥没して、穴が開いているところは整備するという答弁がありました。ここを整備したら泊地区の区民の皆様も喜ぶと思います。早急に整備をお願いします。

次に、大卒2の伊舎堂地区の道路整備について質問します。

私は、9月の大雨のときに吉の浦線を車で通行したら、日の出園近くの道路は大雨で排水路から水があふれ、吉の浦線は道路に水がたまり、車や人が通行できない状況でした。

伊舎堂地域の区民から、日の出園、吉の浦線は上流からの雨水が下流側に流れる。側溝が曲がって入ってくるために水があふれる状況で、大雨時には蓋も取れる状況であります。昔は排水路が海に向かって真っすぐだったが、それを役場が曲げて設置して、水があふれる状況になっていると言っていました。

伊舎堂区民から、側溝を真っすぐにして改善してほしいという声があります。今後、どのように道路や排水路を改善する考えですか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現場のほうは、側溝の改良や集水ますの大型化などの今後検討する必要があると認識はしております。ただ、すぐ改善ができるかという、ちょっと厳しい状況ですので、現場のほうは農道になりますので、また産業振興課と連携し、調査等を行っていきたいと考えます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 伊舎堂区民の方々から、大雨が降るたびに、用地の排水路からは水があふれて、生活道路に困っているという話を聞きました。都市建設課の皆さんも課内会議で話し合いをやられていると思いますが、早めに整備して下さい。

次に、③の屋宜地区の農道整備について質問します。

令和2年度に中城第2地区、安里から当間の農道を県の農業基盤促進事業で整備し、現在は潮垣線ホーム下側の屋宜向けの農道を

工事しています。屋宜被留線近くの農道46号線はまだ工事されていません。12月になり、令和2年度も今月で終わりますが、いつ頃から工事を着手して、いつ頃終わる予定ですか。

また、中城村第2地区、中城村第3地区の農道舗装事業の事業計画はどのようになっていますかを伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

既に工事は発注済みです。現在、農道43号を施工中です。その後に46号を施工する工程で今進めている状況です。工事完了は令和3年3月までの予定です。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今産業振興課長より、私、現場見たら、その農道46号線がまだ工事やられていませんでした。ほかはやられていますが、そこだけがまだ工事やってなくて質問しました。

それで、あと土地区画改良地域、奥間、安里、当間、屋宜、添石、伊舎堂、泊、昭和58年度から平成11年度の県営圃場整備事業により区画整理が完了している地域を対象に、令和2年度は安里から当間の農道舗装と排水路を整備し、令和3年度から中城第3地区、新たな農林水産省の農地耕作条件改善事業で屋宜から添石までの農道を整備します。

農家の高齢者、後継者の不在などで耕作放棄地が見られます。新たな農地耕作条件改善事業で農地の有効活用を目指して、農業委員会や農地中間管理機構、農地バンクなどと連携をして生産の向上を図りますが、農地中間管理機構とはどういった仕事内容でしょうか。それと、農地中間管理機構を活用して生産向上を図る取組をどういう取組を考えていますか、伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

農地中間管理機構は、担い手と位置づけられる、地域で頑張る農家へ農地の活用、集積、集約化を推進する機関です。イメージとしては、畑を専門に扱う不動産管理会社のイメージとして捉えていけばいいと思います。

今年度、農地利用状況の現状把握と、今後、農家の皆さんが5年、10年先の農地をどのように活用し、守っていくかの話合いの場を設け、人・農地プランの実質化ということで、人と農地をつなげることに向けて、和宇慶土地改良区及び当間土地改良区の農家及び耕作者に説明を行ってきました。がしかし、説明会途中、コロナの感染拡大防止のため、やむなく説明会を中止しました。

今後引き続き農業委員、最適化推進委員、そして各自治会と連携を図って、アンケートの実施や電話での聞き取り及び直接訪問しながら意見を集約し、利用権の設定や農地中間管理機構を活用した農地の貸し借りや売買がスムーズに行えるよう、耕作放棄地や遊休農地の解消に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 全国的に農業は衰退傾向にあります。それは本村においても例外ではありません。兼業率の高さに加え、就業者の減少や労働力の高齢化など課題を抱えております。農業を整備して、担い手の確保、育成、経営体の農地集積、経済性の向上など、農道と排水路を整備して安定した営農の実現に取り組んでください。

次に、大枠3番を行います。中城老人福祉センター内の各種福祉団体の移転について質問します。

中城村に沖縄県初老人福祉センターが昭和

52年3月に完成し、老人クラブ、各種福祉団体、障害者福祉団体など、充実した幅広い活動ができると喜ばれました。

現在、老人福祉センターは老朽化し、柱や床に亀裂が入り、鉄筋が腐食してコンクリが落ちている箇所があります。震度6強の地震が来たら倒壊する危険があります。

令和2年度の3月議会で、当時の福祉課長は、老人福祉センターは建物が老朽化しているので、社会福祉協議会や役場新庁舎が完成した後、教育委員会も新庁舎に移行します。吉の浦会館や体育館スペースに余力が出るので、現社協の事務室や機能を吉の浦に移転できないか、社協や教育委員会と協議をし、検討してまいると答弁しています。

それでは、福祉課、教育委員会、社会福祉協議会と協議をして、各種団体、きらり、むつみ、障害福祉施設など、具体的に移転の場所、事務所の配置はどのように協議したか、いつごろ移転するのかお伺いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

現在、3月の答弁内容は私も確認して、前任の課長からも引継ぎを受けて、社協のほうとも話合いを重ねてきております。

コロナの影響でいろいろ調整が遅れた部分もありまして、11月になって文書が出てきて、それを基に総務課のほうとも確認をしながら、今話合いを進めているところです。

具体的に、社協については吉の浦会館のほうに移転する、機能として持っていけるかどうかというのは、また生涯学習課とも協議を細かくこれからやっていかないといけない部分ありますので、その辺まだ、具体的な協議は進んでない状況です。これから協議を詰めていくという。

来年1月に役場新庁舎に移って、その後に空くという状態ですが、社協が1月にすぐ入

れるのかどうかというのはまだ未定です。

むつみときらりにつきましては、むつみにつきましては、今屋宜のほうのログハウスのほうに既に移転をしております、当面はそのほうで活動していく予定と今協議をしているところです。

きらりに関しては、社協が行う収益事業としてのB型就労訓練の事業所としてやっておりますし、今現在建ててある部分のプレハブが県の補助金で建てておりますので、その部分の協議が必要になります。その辺について、今社協のほうから県のほうにもいろいろ確認を入れている段階ですので、そういったことを全てクリアしていかないと、ちょっときらりについては移転の時期がいつかというのはまだ言えないという状況でございます。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今福祉課長から答弁ありまして、もう12月になりますので、早めに協議して、場所の選定地ですね。そういったところで、社会福祉協議会の人たちと連携を協議しながら、場所の選定とか、そういったのをやってください。障害者が働きやすい所がいいと思っていますので、そこで協議してやられてください。

健全者も障害者も住みよい村づくりするための環境づくりが重要です。ある施設を有効活用して、これは吉の浦会館とかですね、そういったところを有効活用してやればいかなと思っています。

それで、これからも行政の皆さん、村民の福祉向上を図るために頑張ってください。

私はいつも吉の浦公園を拠点に、子供からお年寄りまで憩える村づくりのビジョンを持っています。吉の浦公園内には、老人クラブが活動拠点になるゲートボール場、それからグラウンドゴルフ、ウォーキングコース、

吉の浦会館や村民体育館、歴史資料館などの施設が整備されています。障害者の方々が憩える青い海、青い空、コバルトブルーのすばらしい景観があります。こうしたある施設を有効活用することが村民の福祉向上につながると思っています。

コロナウイルスで厳しい状況ではありますが、自然の恵みを生かした、行政と議員と連携を強化して、コロナに負けない中城村をみんなで作っていきましょう。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時19分）

令和2年第9回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	令和2年12月4日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和2年12月9日（午前10時00分）		
	散 会	令和2年12月9日（午後3時03分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	金 城 章	13 番	石 原 昌 雄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ だ も 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 幹 主	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議事日程第4号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、屋良照枝議員の一般質問を許します。屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 皆さん、おはようございます。4番 屋良照枝です。質問の前に、コロナ禍の厳しい状況に医療関係者への頑張りと崇高な使命感に敬意を表しますとともに、今、コロナで感染して病気で自粛・療養している方にお見舞い申し上げます。

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告書に従って質問いたします。

大枠1、島ニンジンの展開。12月12日の島ニンジンの日がやってきました。さきに中城村の中学生が商品開発した商品の現在の広がりや今後について伺います。①商品開発した商品の展開はどうなっていますか。②地産地消の食材の確保はできているか。島ニンジンの今年の作付、収穫量はどうか。

大枠2、種子法改正に伴い中城の種子はどう守るのか。2018年4月1日に主要農産物種子法が廃止され、さきの国会で種苗法改正され、農業に従事する方々ほか消費者である我々の食の安全にも大きな影響が予想されます。遺伝子組換えによる食の問題は安全な食料保障の要であります。食料の源は種である。何を食べるのか、何をを作るのかを考えて、農家が安定して種子生産ができる環境づくりを目指して、中城村特産の種子を守るため、①中城特産の種子はあるか。②種子を確保する考えはあるか。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩(10時03分)

~~~~~

再開(10時04分)

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番ともに産業振興課のほうでお答えいたします。

私のほうでは屋良議員から大枠1番の島ニンジンの展開ということで、島ニンジンの日が12月12日で制定されております。今年に限っては、やはりコロナ禍の関係で大げさなセレモニー等はできませんけども、金曜日11日には配布が決まっておりますので、どれぐらいできるかはまた担当課のほうからあると思います。子供たち、特に中学生の商品開発の広がりですけども、私は観光協会の今会長をさせていただいておりますので、来月9日、10日に物産展がライカムのほうで開かれますので、そこにも出展予定でありますし、また、去ったお中元の時期にはお中元の商品として非常に人気を博したという報告を受けておりますので、今後、いろんな展開ができるものかなと思っております。

また、詳細につきましては、産業振興課のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。それでは、屋良議員の大枠1の①から②と、大枠2の①から②についてお答えいたします。

まず、大枠1の①についてです。開発した商品につきましては、現在、製造業者と取引を行っている量販店などで販売されています。年々、取扱店舗が増えてきており、今後も、

継続的に製造業者と連携を図りながら商品のPRに努めてまいります。

続きまして、②についてです。今期の島ニンジンの作付面積は3ヘクタール、収穫量にして29トンを見込んでいます。

大枠2の①についてです。本村の特産品である島ニンジン及び島大根は、村内圃場において生産農家が自家採種を行っております。自家採種した種子が特産の種子と言えるか分かりませんが、中城村の代表的な種子ではありません。

続きまして、②についてです。種子の確保につきましては、村として島ニンジン及び島大根の種子を確保しています。島ニンジンの種子については、根色が黄色の種子。島大根の種子については、ワインチャー系統の種子を選抜して確保しています。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では、再質問をいたします。

今製造の取扱いとおっしゃいましたが、その取扱いは何か所ぐらいでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

製造業者につきましては4製造業者です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 4か所ですね。こちらのほうはパンとかのあれのオキコとか、そういう製造会社、ホームルとかではないですか。県内業者の4か所ですよ。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 製造業者なんですが、株式会社ホームルと株式会社ナンポーと株式会社食のかけはしカンパニーと有限会社レーベン・レブの4業者です。

いずれも県内業者になります。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ②の作付の3ヘクタール29トン見込みとありましたが、去年よりも増えていますか、去年との差はありますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 去年と一緒です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 作付が去年と同じ、そして県内業者で4か所、これも前と同じですね。そうすると商品開発をした後から横ばい状態というか、そういう考えで数量的なものとか何か増加があるとか、そういう目新しいのではないのでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 数量的には横ばい状態ではありますが、高齢化した農家がやめていくこともあります。しかし、新しい新規就農者の方が増えてきていますので、そこが変わっているかと思いません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 横ばい状態とありましたが、前に私が3月の定例会のときに質問いたしましたときに、島ニンジンの営農指導員の農学博士の砂川春樹さんが頑張って栽培し、種を取りました。採種しているところまで確認はしております。特に黄色系統の島ニンジンは、ミネラルが多く、高く、糖分が低いことを琉球大学との共同研究で明らかにし、村の圃場において発芽率がよい種子の選定とか、あと実際に生産する農家にとって一番大切な間引きが改善できるように作業の軽減化を図って、頑張っておりました。そういうこともなさっておりましたが、それに応えるために栽培技術に関する講習会などを開催したいと当局は3月の定例会で答えておりました

が、その講習会は開催されましたか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 計画はしてはいたのですが、コロナ禍の中で講習会は今中止しています。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 講習会は行われていない。では、農家が作付をするときに指導はありましたか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 直接的な指導、全体を呼んでの指導は行ってはいませんが、当初、部会のほうでそういうやり方があるよということは伝えてはいます。営農指導員とうちの職員と圃場に回りながら、その指導的なことは行ってはおります。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 コロナ禍でとおっしゃいましたが、実際に作付はやっています。そして、畑での作業です。そして、砂川さんが一番頑張っていた間引きが改善できる植え方、その指導はぜひやりたいということで、これをやることで高齢化の人にも少し軽減できて、また一步前進できるということで、3月の時点でのお話でしたけど、今年の10月、11月の作付は楽しみであるということとをすごくおっしゃっていましたので、そのほうが今年一步前進するのかなということで、今回こういう質問をしておりますので、ぜひ農家さんがやっぱり前進して、去年よりもいいものを、去年よりも数量を増やして収穫できるというふうに希望の持てる農業にしていきたいと思って質問しておりますので、よろしくをお願いします。

この島ニンジンに関しては、中学生が開発に携わってきました。その中学生から声を聞くことがこの間できましたので、せっかく中

学生が開発した島ニンジンケーキ、冬瓜スープ、マンゴーアイス、トマトカレー、島ニンジン焼きドーナツ、試食もしました。購入もしました。お中元にも活用ということで、商品を購入したいと思いましたが、なかなかどこで買っていいのかわからないという子供たちの声です。自分たちが作った、それがちょっと探せなかったということで話をされました。そして、日曜日にこのチラシが入っていたということで、中城村の物産展、イオンモール沖縄ライカムにて、チラシの文言にすてきな言葉が書かれています。「中城村は、農業が盛んな村です。県内で流通する島ニンジンの7割は中城村産で、村での栽培歴は120年以上」と書かれております。とても誇らしく思いました。このチラシを見て、そして子供たちがクラスメートとか、今の自分たちがこれ開発したんだよと話をしたときに、特にカレーなんですけど、食べさせてあげたいと思って探したそうです。あの子たちが探したのはコンビニです。コンビニに行き、スーパーに行き、結局探せなくて、どこにあるのと聞いてきましたので、私もすぐには返答できなくて、調べますということで、私が調べた中ではうるマルシェで取り扱っているという情報を得ました。そこで教えましたけど、どこかということで、とても残念がっていました。そして、率直な感想で「あんまり売れていないんだよね、見たことないもん」という、その言葉を聞いて、とてもちょっと寂しくなりました。ただ、彼たちがとても商品に開発に携わったことがとても誇らしげで、そして、自分たちがこれ作ったんだよというのをとても楽しかったと、そして、とてもできると思っていなかったという話をしたときに、ああ、この子たちに中城の島ニンジンというものをすごく植え付けることができたんだなあ、そして自分たちの商品開発

をこんなにも誇らしく思っているんだなというのを聞きまして、とてもうれしく思いました。この子たちが、自分たちが開発した商品が売れているというか、目にすることができるようになってあげたいと思いましたので、確認ですけど、今回、この中城村物産展ライカム1回目とあります。とてもいい取組だと思います。この取組は1回限りですか。それとも今後とも何か開催するというか、回を重ねるとか、そういう計画はありますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。  
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今回、コロナ禍の中で何もイベントができなかったことがありまして、初めての試みなんですけど、中城村の物産や作品をみんなに知らせたいということで、イオンモールの御協力で開催することになりました。これが1回やってみて、また評判であれば、ぜひ来年以降も、新年度以降も続けていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。  
○4番 屋良照枝議員 来年以降も、とにかく続けていくということで心強く思いますが、取扱いの中にあるマルシェで取扱いされていますけど、その取扱い、持っていった経緯をちょっと教えてください。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。  
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 うるマルシェのほうでの経緯というのは、ちょっと確認できていないんですが、恐らくうちの職員が営業所に行ったかと思えます。あと先ほどの取扱店舗の件でよく聞かれていますけど、品目、商品によっては異なるんですが、コープ沖縄と中城村観光協会と、あとスノーラグーンという各店舗とサンエーと沖縄自動車道中城パーキングエリアとハッピーモアと、あとキナコ屋のほうで取り扱っ

ております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。  
○4番 屋良照枝議員 うるマルシェは職員が営業に行ったんだろうということをおっしゃいました。ということは、置いてくださるところというか、そういうふうな販売ルートを拡大するために職員の力が大事だということです。ぜひ拡大をお願いします。一つ確認ですけど、12月に西原のマルシェが誕生しているのは御存じでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。  
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今月というのは分かりはしましたが、今週末だと思います。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。  
○4番 屋良照枝議員 西原で12月、これからオープンしますが、そちらの営業は考えておりませんか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。  
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 いい御意見ありがとうございます。早速店舗に掛け合って調整したいと思います。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。  
○4番 屋良照枝議員 ぜひ、中城村だけでなく、近隣市町村にも広げていただきたいと思えます。前のほうで、仕事人倶楽部という委託業務の予算がありましたけど、そちらのほうに販売ルートの開拓をということでお話が少しありましたけど、仕事人倶楽部との広がりというか、連携はどういうふうになっていますでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。  
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

予算は500万です。この島ニンジンとか島野菜を活用して、東京にある曾明星さんというシェフがおまして、そこで中城村の野菜を活用してみんなにPRしてもらっています。

以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 それは料理講習で島野菜を使ってということで、私も参加しました。中華料理で、とてもおいしく、また新しいスープですとか、そういうものの香辛料を使っておいしく自分たちの島野菜が変化することを勉強いたしました。仕事人倶楽部の、私の情報不足かもしれませんが、その1回だけなんです、ちょっと関わったのが。その後から、要するに島野菜とか島ニンジンを普及するために講習会以外に仕事人倶楽部、また広がりを見せるために何か違うことがなされましたでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

この島野菜を使って、東京のホテルニューオータニでこの中城村の野菜を使ってくれるということで、販路の拡大というかPRをしております。

以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 東京のほうでということは、島ニンジンとかそういうものをあちらに材料を提供しているということでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 提供というか、こちらのほうから見本を送っている状況です。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 東京はちょっと遠いと思いますので、じゃあ、県内の瀬長島のシェフが島ニンジンを使ってホテルで、とてもPRをなさっていますが、そちらの情報はつかんでいらっしゃるでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 瀬長島のホテルにて、私も去年行ってきました。とてもおいしくいただきました。瀬長はシェフのほうでいいニンジンですねということで、お褒めの言葉を頂いております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 おしくいただいたという、そこまでですが、御本人からはもっと数量が欲しいし、それから違う、要するに島野菜ということで、そういうことにこだわって開発をなさっている、中城村は本当においしい野菜がいっぱいあるということで、必要な数量が本当にもっとたくさん欲しいということで、それと提供できる期間が短過ぎるのでという、そういう話をありましたけど、おしくいただいたというのもいいですけど、瀬長のほうでは結構皆さん、この島ニンジン、中城が熱狂的ということで話題になっておりますので、ぜひ生産を増やしてシェフの求める野菜提供をしていただきたいと思っております。

変わりますけど、営農指導員、去年は1人でしたけど、現在は増えましたか、営農指導員は今何名ですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 営農指導員1人と補助員1人になります。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 補助員も増えて2名に、農家としては増えたという感覚で今見ております。それで、作付のほうにも来てくれるんじゃないかと、来てほしかったという声も何名かに聞かれましたので、ぜひ指導をして間引き、そして新しい植付け、そして新しく面積を増やして収穫も増やしてほしいと思っております。商品の価値を高めるために、フィル

ムの開発がありましたけど、それをやったことで商品の価値は上がりましたか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

緑化防止の面では大分効果が出たと思います。沖縄協同青果のほうにちょっと聞いてみたんですが、袋をかけているものと裸で出しているものとの値段が250グラムになるんですが、約200円ぐらい変わるということで、ぜひビニールで出してくれと、指導をしてくださいということがありました。ですので、ビニールはとても効果が出ていると思います。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 効果が出ているっておっしゃいましたけど、数字で示していただきたいんですけど、フィルムの枚数、かかった値段、そして売上げに関する効果というか、何割増しというか、そういった金額的なもので示していただけますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時33分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

細かい数量について、今資料を持っていないので、また後で提供したいと思います。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 金額じゃなくて、じゃあフィルムは4万枚注文というか、準備されていますので、4万枚です。その袋に入る分の島ニンジンはあるんですよ、出るんですよ。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今回29トンで予測していますので、袋は大丈夫だと思います。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひフィルムが足りないぐらいの生産を希望いたします。今現在、ふるさと納税の返礼品として中学生が開発した商品もしくは島ニンジン、返礼品としての活用はありますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時35分）

~~~~~

再 開（10時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えします。

現在、ふるさと納税の返礼品として、マンゴーアイスのほうを活用させていただいています。そのほかの商品については現在調整中で、在庫とかそういったものもありますので、販売できるようになりましたら、随時掲載して返礼品として扱っていきたいというふうに考えています。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 現在はマンゴーアイスのみですね、中学生が開発したのはほかにもあります、カレー、スープ、いずれも返礼品として取扱いができるものだと思います。それから、島ニンジンに関しても、期間限定、数量限定とか、そういうふうな制限はちょっとかけないといけないかもしれませんが、マンゴーに次ぐ中城村の特産品だと自負しておりますので、観光協会会長としての返礼品の考え、会長として御意見お願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、返礼品は多ければ多いほどいいわけですから、我々で取り扱わないということは決してありません。先ほど担当課長からもありましたとおり、安定供給がどうしても必要になりますので、その分が担保されれば何ら問題もありませんし、逆にそれを売りにできたら一番いいなと思っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ商品拡大、それを目指すことですので、返礼品にしてもふろさと納税の返礼品として活用して、もっともっと広く中城をPRしていただきたいと思っております。では、大枠1番、終わります。

大枠2番についての種苗法に関してですけど、皆さんも新聞等で御存じだと思います。先月ですけど、大きく取り扱っております。新聞のほうに種苗法、それから今後、中城、県の、そして日本の種苗法、国会のほうでも取り上げておりますので、今農業が大変危険な危機にさらされております。自分で種が取れなくて、売られたもので作らないと製品として認めないというか、そこまで行きつつあるんです。まだそこまで100%行ってはいないんですけど、本当に狭まれております。県のほうで、農業研究センターで伝統野菜とかそういった品目を研究して、ちょっと種子はやっておりますけど、その中でも品目的に23科75種152、それぐらいの、本当に数える、何々ということで系列が75種なんですよね、種類別に、75種の品目だけが農業研究センターで伝統野菜として品質管理を行っております。向こうに種があるということです。でもその中に島ニンジン、島大根は含まれていません。中城だけにしかこの種はないんですよ。そして、それも販売ではなくて、本当に農家さんが自家採種して守って受け継がれております。島ニンジンは遺伝子レベルまで解明しています。どうか今まで、今より生産量を増

やして、今年取れた種が来年も採種されて、その中城の大切に守るべき種が守られていくことを切に願います。

新聞とかそういう情報で少しずつ経過を見ながら、そして沖縄県は種子条例制定のほうでも、農業ではなくて、植物や動植物、それらに関してはやっぱり多様性があるので、すごく認められて研究もされているんですけど、農業に関しては本当に少しおろそかになって、自分たちで細々とやっているという印象がありますので、ぜひ中城はその中でもこちらにもありますように、7割、島ニンジンの県内の島ニンジンの7割を中城が担っている。そして、その栽培歴も120年という歴史を持っております。その中城の特産の種子、それを守るために、ぜひ絶やすことなく面積を増やして、そして守るべきものを、高齢化ということもおっしゃいますけど、ぜひ営農指導員も使って、それから今頑張っている若者が、畑を耕している若者が、そのまま作っていけるように当局として支援できることはないか、何か作付をする、広げていく、そういったところで補助というか、何か支援をしておりますか、農業生産の担い手の方々にですけど。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時42分）

~~~~~

再 開（10時43分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

玉那覇登議員の答弁と重複しますが、農薬購入補助とあと出荷箱・資材の補助、農業機械の貸出しとか廃ビニールの処理などの助成はしております。また新たに、新規農業就農者に限って次世代農業という事業がありまして、5年計画ではありますが、年間150万円

の補助があります。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ次世代の農業生産者に150万の補助、これ広く知らしめて1人でも多く、本当に若い世代に受け継いで、そして種が守られていくことを切に希望いたします。以上で質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時44分）

~~~~~

再 開（10時56分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 10番 安里ヨシ子、一般質問を行います。

大枠1の種子法と種苗法について。今、日本の食と農業が危機にさらされています。今までは農民は祖先から受け継がれてきた種を取り、それを毎年大事に植えてきました。種取りは農業そのものであり、植物多様性や地域固有の種を大事にしてきました。それが失われたら日本農業はどうなるのでしょうか。今後の種子法、種苗法改定は、多国籍企業による種子の独占を通じ食料支配をしようとしています。この法律が成立すれば、この前の衆参の議会で成立をしましたがけれども、この法律が成立すれば、農家は種子を全て多国籍企業から毎年購入しないといけなくなるでしょう。しかも、農薬と化学肥料をセットで販売し、莫大な利益を得ようと今までたくらんできました。登録品種の自家採種を続け、違反すると10年以下の懲役、そして100万円以下、大手は1,000万とかの罰金などが科されるといいます。そうすると日本農業は破滅状態に

陥り、農家は潰れてしまいます。自分たちで種を取り、その土地に合った農作物を植え、安全で安心の食料を守っていくべきだと思います。

それで、①中城村では種子法、種苗法改定でどのような動きをしていますか。②農業委員会の反応はどうですか。③大企業のモンサント社、除草剤とかを出したところ、遺伝子組換えを出した企業ですけれども、後にドイツのバイエルという会社を買収されたというお話も聞いておりますけれども、そこで自家採種禁止法案が出された中南米諸国で一旦成立したが、農民の暴動があつて次々と廃止されてきて、今ではまた日本、東南アジア、アフリカなど自家採種禁止法案の成立を迫ってきています。絶対廃止に持っていけないと、日本、沖縄の農業は成り立っていないと思います。私たちにできることは何でしょうか、考えていけないといけないと思いますが、以上伺います。

大枠2、ごみの不法投棄について。どんな対策をしても後を絶たない不法投棄。最近、事業所からの不法投棄が目立つようになってきたように思います。場所としては道幅が広く、余り車の出入りが無い、そして人目につきにくいところだと思います。今回の不法投棄は、泊前浜原線の道路の脇にペンキの缶が1列に並べられていました。そこは行き止まりで、めったに車の通らないところで、今後、その場所が格好の不法投棄場所になるのではと思っております。

以下、質問しますけれども、①役場が片づけてありましたけれども、業者が特定できるものがなかったかどうか、このごみを一つ一つ調べないと分からないと思いますが、これ特定できるものがその中に入っていたか、それを調べてみましたか、お聞きします。②この場所は、皆さん御存じのとおり行き止まり

ですよね、車がめったに入ってこないところでなんです。この道が開通する見通しが立たない今、国道329号線から前浜原線の出入口に、どうしても防犯カメラが必要じゃないかと考えております。それはいかがですか。③ペンキの缶の不法投棄が多いそうです。今後の対策はどのような方法が考えられますか。④ごみを片づけるのに自治体の財政負担も大変だとは思いますが、個人の敷地に捨てられたごみの片づけは敷地の地主の負担ということですが、その負担を個人に押しつけるのはいかがなものか。自治体が負担すべきだと思いますが、どのように考えていらっしゃるか、お聞きします。以上、御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番につきましては、産業振興課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては、住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねのごみの不法投棄について所見を述べさせていただきますけども、大変大きな問題であり、もうそろそろ断を下すべき時期に来ているのではないかと考えております。ごみの不法投棄で、前回も新垣善功議員からの御指摘もありました、ポイ捨ても含めてですね。それを一緒にくたにした形の条例制定を目指していきたいなと考えております。そこにどのような罰則規定だとか、そういう法的な部分はこれからその解釈を広げていきたいと思っておりますけども、関係各所に問合せなどしたりしまして、3月の議会では上程をしていきたいと考えておりますので、何らかのアクセントになれば、こういうごみの不法投棄やポイ捨てなどが随分と規制されるのではないかと期待を持って、条例制定に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、

また議員皆さんの御協力もよろしくお願いをしたいと思います。

詳細につきましては、また担当課のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、安里ヨシ子議員の大枠1の①から③についてお答えいたします。

①についてです。昨今の主要農作物種子法の廃止、種苗法の改正により、本村の農業振興に直接影響を及ぼすようなことはないと考えており、法の廃止・改正に対し何らかの対策を行うことは今考えておりませんが、県と連携しながら、今後、種子法改正について注視しなければならないと考えています。

②についてです。農業委員に関しても、主要農作物種子法の廃止、種苗法の改正により本村の農業振興に影響を及ぼすようなことは考えていないと思われませんが、村と同様、県と連携しながら今後の種子法改正について、注視していく方向で考えていると思われま

す。続きまして、③についてです。今回の主要農作物種子法の廃止は、官民が連携して優良種子の開発・供給の促進を行えるようにすることが目的であり、また、種苗法の改正については、国内で品種登録された品種（米、麦、大豆）の種苗が海外に違法流出されないように育成者権者、これ著作権のものですけど、制限ができるよう定める法の改正であり、自家採種している作物全てに規制をかけることではありません。なので、自家採種されている島野菜につきましては、本村で古くから栽培されてきた伝統野菜、島野菜は、地域で保護し、守っていく必要があると考え、今後も引き続き、本村として誇れる島野菜の生産振興に取り組んでいき、守るところは守っていかなければならないと考えています。以上で

す。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、私のほうから大枠2、①から④の質問についてお答えをいたします。

①について、泊前原線の道路脇に一列に並べられていたものでございますが、通報を受けてすぐに現場を確認しております。投棄物を細かく確認をしましたが、既製品のペンキ缶のみで、投棄者の特定につながるものではありませんでした。

②について、御指摘のとおり、当該道路はいまだ開通しておらず、行き止まりとなっているため、夜間帯の不法投棄が懸念されますので、不法投棄の件数や態様、状態に応じて監視カメラ等の対策を検討いたします。

③について、ペンキの投棄が多い要因は特定できておりませんが、廃棄物処理業者が受入れできない場合が多いことが要因の一つに上げられることを認識しております。村の広報及びホームページを活用して、住民及び事業者等に対する適正処理を呼びかけてまいります。

④について、個人の土地については、所有者等による管理責任があり、行政において負担するものではないと認識をしております。不法投棄は、投棄者による不法行為、犯罪行為であり、許されるものではありません。村としては、投棄者の特定や警告と併せ、土地所有者等に対して不法投棄されない環境の整備を呼びかけております。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 この種子法、種苗法について、中城村ではそんなに影響はないものと思いますって聞きましたけど、影響はないんですか、伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時12分）

~~~~~

再 開（11時13分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

現時点では影響ないと考えております。今言った登録品種のもので、中城村のものは一般品種のものだと考えていますので、現時点では今影響ないと考えています。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 現時点では影響ないとおっしゃっています。だけど、いざとなったときに、今手をこまねいていたら大変な目に遭うと思うんですよ。この種子法、種苗法は、やっぱり海外にいろんなのが流出される、肉とか大事なのがね、流出する、それを食い止めるために種子法、種苗法を制定するというので政府は言っていますけれども、それが政府が言っているこの種子法、登録する品種というのは、政府が発表しているその何倍以上にも膨らむと言われていています。それで今は大豆とか米とか麦とか、そういった大きなものといいますか、それが種子法、種苗法でちゃんと規制をかけるっておっしゃっていますけれども、それが800種類とか8,000種類とかの野菜、その他に及ぶと言われていきますので、私たちは今からそれを頭に入れて、今から行動を起こさないと大変なことになると思います。ただ、中城では大規模な農業をやっている人は少ないと思うんで、家族農業みたいな小規模の畑を持っていて関係ないと思いますけれども、でも、分かりませんよ。農業委員会はもっと危機感を持って、この法律に当たっていかんといけません。これよろしくお願いします。

この在来種ですね、自家採種を繰り返すことによって、その土地の気候風土に合った野

菜が育てられ、それで有機農業にも向いていますので、やっぱり子供たちに給食をはじめ、子供たちに安全な野菜の食物を供給するには、地元で種を取ってそれをやらないと、農業でも田舎だけの話だと思っていられる方もありますが、国民これみんなの問題だということ認識しないといけないと思います。中城村は影響はないとかといいますけれども、それに反対をしていかないと、これ許していたら、日本全体の問題ですよ、日本、外国から買った種で植えていたら、遺伝子組換えとか、そういったものにも影響してくるので、ぜひとも国民みんなの問題だということ認識してほしいと思います。金さえ払えば手に入ると思っている人たちもいて、農家の皆さんが大切に育てた農作物を環境を守りながら安全な食料を安定供給する、そういったときに、やっぱり大規模農業だと化学肥料、農薬を使った農業、そういったものよりも、やはり自分たちの近くで地域で小規模農業を支援していくことが安心な食料を守ることになると思っています。祖先から引き継がれてきた自家増殖、自分たちの種を次世代に引き継いでいくのが、今を生きる私たちの責任だと思いますけれども、課長、もう一度これについて答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今現在、各都道府県レベルで種子法に代わる農産物種子条例が制定され始めました。種子法廃止で、生産現場も不安が生じているかと考えています。県においては、主要作物の品質の確保と安定生産の推進について、9月に条例化に向けた沖縄県農産物等種子安定供給対策ワーキングチーム会議を立ち上げています。中城村においても、県と連携しながら、今後の種子法改正について注視していかなく

ればならないと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ぜひ、注視していくとおっしゃっておりますので、ぜひとも農業委員会、そして農業委員の皆さんを先頭に農家の皆さんが、農家を回ってみて、その実際に農業をやっている人たちともそういうお話しをして、その法案がどんなものであるかというのを知らせて話し合いもしてほしいと思います。登録品種ですが、自家増殖が禁止されている品種は、農水省の説明よりもはるかに多いと言われていています。それを告発して、種子法、種苗法について農家の皆さんに情報あるかとは思いますが、それを話し合いをしてほしいと思っています。

現在、原因の分からない病気やアレルギーの子供たちが増えていると言われていています。私たちは必要以上に食の安全を考えていかなければいけないと思っています。遺伝子組換えを前から私何回か質問しましたがけれども、遺伝子組換えをよそごとのように思っている人たちいるんですよ。これは、あるところでの実験で、ラットを使った実験ですけども、ラットの一生は2か年と言われていています。アメリカの遺伝子組換えトウモロコシを餌として与え続けると、ラットの臓器に徐々に腫瘍ができて、日を追うごとにどんどん大きくなり、しまいには体の25%を占めてやがて死んでいったと、そういう実験の映像で見ることがあります。これが人間だと大変恐ろしいことなんですよ、たとえ微量であっても、長年、体のほうに蓄積されるとどうなるんですか。小さい子供たちが何年も生き続けられる、そういうためにはやはり遺伝子組換えについても、よそごとのように思っていられる方もおられます。ただ、スーパーに並んでいる野菜とか食物とかに80%に遺伝子組換えが入っているわけですね。それを日

本は表示義務もないまま、それを放置していると。消費者はそれによって真剣に商品を選ぶにも、やはり国産のものとか、どの商品に遺伝子組換えが入っているかということを考えて食品を選ばないと、将来子供たちがそういった目に遭ったときに、やはり反対しないといけないものだなと考えます。

残念ながらこの法律は、衆参両院で可決されていますけれども、大企業のモンサント社というか、このモンサント社、これは自家採種法案を出したんだけど、これが、この法律ですね、自家採種法案を出したときに、一旦成立した自家採種法案が農民の暴動にあって次々廃止されてきたと、中南米諸国ですね、今ではもう日本と東南アジア、アフリカに法案の成立を迫ってきていると言われます。自分たちが大切に育てた種を何で民間の一企業に売り渡さなければいけないのかって理解に苦しみます。今私たちはできることは何でしょうか。農家の皆さんともよく話し合い、法案の中身を知らせ、広げることです。廃止に持っていくまで声を上げることです。地元の種子・種苗を守るために、独自の条例制定も9月にあるということですので、ぜひとも条例制定を目指して勉強会をするなり、頑張っていきましょう。

次に、ごみの不法投棄ですけれども、これ夜散歩しに行くときはないけど、朝通ってみたらここにペンキの缶とかいろいろ並べられていて、見てびっくりしたんですけれども、その、これですね、写真を撮るのに貞則議員に頼んだら、ヨシ子さんもう取られていないですよって言うから、私もびっくりしましたがけれども、住民生活課の方たちが迅速にというんですか、機敏に動いて片づけてくれていて、すぐやる課みたいな感じで頑張っているんで、大変感謝をしております。写真撮ることもなく、証拠が残らないんです

けれども、これですね、何か前後したりしておかしいんですけども、ぜひとも国道329号線から入ってくる出入口、そこにカメラをぜひ設置してもらわないと、だんだんそこがいい場所なのか、山のところに普通は不法投棄していたんですけども、最近はこのほうに下りてきて、キビ畑にごみが2袋捨てられたりとかあります。ぜひとも防犯カメラの設置をお願いしたいと思いますが、これ答弁お願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。
○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問についてお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、当該道路はまだ開通されていないということで、夜間帯の不法投棄が懸念されますので、不法投棄の件数や態様に応じて監視カメラ等の対策を検討をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 不法投棄のごみを処理するのに村の財政負担はどれぐらいですか、お聞きします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。
○住民生活課長 義間 清 再質問について、不法投棄のごみを処理するのに、今年度の処理費用がどの程度かかったかという理解でお答えをいたします。令和2年10月末現在でございますが、不法投棄の処理費用として294万8,000円ほど既に処理費用としてかかっております。そのうち、海岸海浜ごみ等もございまして、その海岸ごみ等については、107万190円ほどかかっております。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 村の財政負担も大変だと思いますけれども、最後のごみ処理は自治体の責任だと思っておりますけれども、個人にその負担を押しつけるのはどうかと思いますけれども、いかがですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。
○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問についてお答えをいたします。

不法投棄の処理費は自治体の責任、そのために税金を払っているということですが、そのことについても先ほどの答弁とちょっと重複をしますが、村は公共部分しか回収処理はできません。不法投棄は不法行為、犯罪行為であり許されるものではありません。村としては土地所有者等に対しても、不法投棄をされない環境整備の呼びかけをしております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ごみ処理は自治体の責任だと自分は思っておりますけれども、今課長は犯罪行為だと。地主が犯罪行為をしているわけじゃないですよ。捨てた人が犯罪行為をしているんであって、この土地の地主には何の落ち度もなく、何の罪もないのに何で不法投棄されたのは、個人が片づけて金の負担もしないといけないのか、やはり自分たち税金も払っていますよね。それで個人に、捨てられ損だということになりますよね。もう捨てるどころ大体決まっているんですよ、不法投棄やるのは。もうそれが何回か続いたら、自分の土地から村道に持っていくとか、国道に持っていくとか、そういうふうにやったらどうかなという話も出ていました。ただ、不法投棄されないような環境をつくるということですけど、具体的にお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時35分）

~~~~~

再 開（11時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問についてお答えいたします。

具体的にということでの御質問でございま

すが、土地所有者に対しては、柵の設置、敷地内を囲むロープ等の設置とか、敷地管理の補助になる看板配布や警察への通報などを案内してございます。それとまた、担当課としましては、この対策としまして、県の補助金を活用して監視カメラ等を設置し、監視強化を図ってございます。また、パトロールの強化、日中におけるパトロールの強化、そして不法投棄の早期発見に努め、また、注意喚起看板の設置、要望する私有地所有者に対して看板の配布を行っております。監視体制の強化を投棄者に対しアピールしていくことで、不法投棄の防止・抑止に努めております。また、夜間パトロールの実施もしてございます。不法投棄のされやすい夜間帯にパトロールを実施し、投棄者の発見、通報または回転灯を点灯してパトロールをすることで、投棄者に対する監視体制をアピールしております。それとまた、警察と連携した対応で、不法投棄を発見した場合は、積極的に警察署や駐在所に通報し、不法投棄の検挙に努め、そのような検挙事業を大きく広報することで、抑止力の強化に努めることで対応をしております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 カメラ設置しましたよね、何か所か、カメラを設置することによってどのくらい不法投棄、そういったものが改善されたかどうか、お聞きします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 再質問について、カメラを設置することによって不法投棄がどの程度改善されたかという理解し、お答えをいたします。カメラ設置前後のごみ量などの集計は取っておりませんが、監視カメラまたはダミーカメラを設置した場所においては、不法投棄ごみが減少しております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 行政の皆様も大

変努力をなさっていて大変だなあとはいま  
すけれども、やはり個人の土地に置いたのを  
個人に負担させる、そういうことをもう一度  
村長さんはじめ、お話しもなさってそう  
いった個人に負担がいかないような方法を考  
えてほしいと思います。他の市町村もそのよ  
うな措置を取っているというところもありま  
すけれども、もう本当に地主は何の落ち度も  
ないのに何でよ、何でこっちが負担しないとい  
けないのというのがあります。以前は、山  
手のほうに物凄く不法投棄があったんですけ  
ども、カメラを設置したり、木を伐採した、  
明るくしたことによってそこに不法投棄がさ  
れていません、きれいになっています。私た  
ちの泊地ですので、泊の運営を見ていたら、  
引っ越しのごみが捨てられていて大変だっ  
たんですけども、行政がそれを片づけてくれ  
てよかったですと思っています。夜間もパト  
ロールとかも行うとおっしゃっていますので、  
ぜひ行政の皆さん、環境をよくするために不  
法投棄をなくす、不法投棄をなくすような啓  
発活動とか、そういったものにも力を入れて  
ほしいと思います。頑張ってください。以上  
で私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里ヨシ子議員  
の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時41分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開しま
す。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許
します。

○13番 石原昌雄議員 こんにちは。議席
番号13番 石原昌雄、一般質問をします。質
問の前に、令和2年はこの新型コロナに始ま
り新型コロナで終わってしまいそうですが、

決して私たちは諦めず、多くの課題に取り組
んでまいりました。そして、議会も今回でこ
の議事堂では最後となるんですけども、また
次回からは新しい議事堂で議会の運営となっ
ていきます。議員の皆さんの一般質問と当局
の答弁にも熱いものを感じてきました。今日
は最後ですけど、私もゆっくりと質問をさせ
てもらいますので、よろしくお願ひします。

それでは、大枠1、一括交付金事業の今後
の見通しは。沖縄振興一括交付金は10年間の
期限があり、本村においても多くの事業実績
があるが、この機会に検証をする必要もある
と考え、そこで質問します。①これまでの実
績一覧はありますか。②次年度の交付金事業
の計画はどうなっていますか。③今後の計画
はどのような事業があるか、よろしくお願ひ
します。

大枠2、文化財案内人育成講座の開設は。
村内には多くの文化財があり、国指定、県指
定、村指定となっています。近年、このよう
な文化財を活用し、観光事業の取組が進めら
れています。次の質問をします。①村内の文
化財の現状は。②文化財の維持管理は。③文
化財パンフレットや案内板設置は。④文化財
案内人養成講座の開設予定は。⑤今後の文化
財の計画は。

大枠3、役場移転後の跡地利用計画は。い
よいよ役場新庁舎へ移転です。そこで次の質
問をします。①役場跡地の利用計画はあるか。
②これまで中学校のプールや複合福祉施設な
どが考えられたが、それはどうなるのか。③
駐車場跡地に建設予定の消防支所の進捗状況
はどうか。答弁お願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 では、石原昌雄議員の御
質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては企画課、大枠2番
につきましては教育委員会、大枠3番につき

ましては総務課のほうで答えをさせていただきます。

私は、御質問の一括交付金についての所管を述べさせていただきたいと思いますが、これ議員も御存じのとおり、この9年間ですか、一括交付金が創設以来、本村はかなり効果的にそれを使ってきた市町村の一つだと自負しております。いろんな事業が展開することができました。これはまた後ほど答弁あると思いますが、今後もこれは沖縄県の振興予算を継続していくというのが、41市町村長全ての願いであると思いますので、しっかりとその辺も訴えながら、今後も本村の事業計画にこの振興予算を使えていけるような体制をつくっていききたいなと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうで答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2についてですけども、村内の貴重な文化財を多くの人に見てもらうためには、維持管理をはじめ、人材育成等関係課や関係団体と連携して取り組んでいくことが重要だと考えております。教育委員会としても、今後、いろいろな可能性を探っていききたいと考えています。

詳細については、生涯学習課長のほうからお答えさせます。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、石原昌雄議員の大枠1についてお答えします。

まず、①について、各年度における事業の実績一覧を備えております。

②の次年度の計画についてですが、一括交付金の配分は現時点では未定となっておりますが、これまで予算配分の減額が続いていることや、次年度の概算要求でも減額となっていることから、大変厳しいことが予測されます。そのため、現段階ではこれまで継続して

きた事業を中心に検討を進めていきたいと考えております。

③の今後の計画についてですが、令和4年度以降の沖縄振興予算がどのような形になるのか、まだ定まっておりません。そのため、現段階での事業計画はありませんが、これまで実施してきた事業においても、重要度が高い事業もあると認識しております。一括交付金などの補助制度がない場合においても、継続すべき事業については財政状況も踏まえて計画をしていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、石原昌雄議員御質問の大枠2についてお答えいたします。

①文化財の現状についてですが、現時点では国指定2件、県指定4件、村指定9件となっております。そのほかには、中城ハンタ道が歴史の道百選への選定と南上原組踊保存会の創作組踊「糸蒲の縁」が日本ユネスコ未来遺産に登録されております。

②文化財の維持管理についてですが、中城城跡については、中城城跡共同管理組合において年間を通じて維持管理を行っております。城跡以外の文化財につきましては、文化財所在をしている自治会や教育委員会で年に2回から3回程度の草刈り、清掃作業を実施しております。ハンタ道につきましては、先日の答弁もしましたが、教育委員会や都市建設課、あと地元の自治会などの協力を得ながら草刈り作業などを行っております。

③パンフレットや案内板についてですが、令和元年度に中城村の拝所と令和2年9月に「中城村の文化財～てくてく中城まーい」を発行し、平成25年度から実施している文化財悉皆調査の総集編となる発刊物を令和3年度に発刊する予定でございます。文化財の説明

板につきましては、県・村指定文化財全てに現在設置しております。国指定の中城城跡、中城ハンタ道につきましては、まだ不十分なところがあるとも思っております。発掘調査や今後の進捗に合わせて設置を検討していきたいと考えております。案内板に関しましては、特にハンタ道で不足を感じている場所もあるため、できるだけ早めに整備を行っていききたいと思っております。

④案内人講座開設について、平成23年度に養成講座が開設された後は、その後開設はされておられません。護佐丸ウォーキングや史跡巡りなど、村内外の方々が興味を持てる機会が多くあったことから、文化財について充実した学習機会の提供と、より幅広い知識を持ち、PRを行える人材育成が必要と考えております。令和3年度から養成講座が開設できるように現在課内で検討しており、観光ガイド育成とも含め、関係機関と幅広い取組ができるか検討していきたいと考えております。

⑤今後の文化財の計画についてですが、文化財悉皆調査により、村内の文化財ほぼ全てを把握することができております。その中から優先順位をつけながら村文化財保護審議会に諮って年次的に指定を増やしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 役場跡地の利用計画について、①と②を一括してお答えいたします。

これまで中学校が使用するプール整備を中心に跡地利用を考えてまいりました。また、健康増進や観光振興も兼ねた複合的な施設整備についても、検討したこともございます。現在、村立学校施設につきまして、民間活用による施設整備が可能かどうかを調査・検討しており、その可能性についての幅が広がったことから、新庁舎への移転後、すぐのプー

ル整備は一旦休止している状況でございます。しかし、プール整備につきましては、現段階におきましても、跡地利用の有力な候補であると考えております。なお、新庁舎への移転後、多目的会議室につきましては、中城村観光協会の事務所としての活用を検討しております。

次に、中城北中城消防組合中城出張所整備事業の進捗についてお答えいたします。令和2年8月19日に業者選定のプレゼンテーションを実施し、大和リース株式会社沖縄支店を事業者として選定しております。8月末には基本協定書を締結し、現在、基本設計業務に着手しているところでございまして、令和3年4月頃までには実施設計業務も完了する予定でございます。順調に進みますと、令和3年4月頃から磁気探査及び建設工事にも着手し、令和4年4月から供用開始の予定でございます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 答弁を頂きましたが、これから再質問をさせていただきます。

まず、大枠1についてでありますけれども、今村長から答弁があったように、一括交付金については、本村の割当額については結構高率の実績を持っているということであるんですけども、具体的に現在までの実績額とか、そういうのが把握していましたら教えてください。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、一括交付金のこれまでの実績額ということですが、令和元年までで約49億3,400万余りの事業費になっております。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 9年目を向かえてそれぐらいなんですけれども、今後のこの10年間という部分ですね、当初割り当てられた金

額からすると、あと残った額というのは、当初の計画どおりの分ですか、それとも例えば交付率が減ってきたから減った額になるとか、あと例えばどれぐらい金額が残っているかというのを答えられますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

令和2年度については、現在、配分額として当初2億7,700万を配分されております。最終年度の令和3年度については、まだ全体予算が決まっておりませんので、配分額については、ちょっと申し上げることは控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 配分額については確かに村が幾ら欲しいか、幾らというわけじゃなくて、その状況としては配分されないかと思うんですけど、最後のところまでしっかり獲得をしてほしいと思います。先ほども次年度以降の交付金事業についてもちょっと答弁がありましたけども、次年度以降の交付金事業について、今計画に載っている部分と令和2年度の2億円分、それから令和3年度にどういうふうな事業が含まれているということで想定した場合に、来年以降も例えば2億円ぐらい程度の可能性があるとして、事業はそのようなボリュームを今準備されているかどうか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、令和3年度の事業のボリュームということですが、やはり各課とも継続している事業も必要性もあるというふうに認識しておりますが、財政状況も見ながら継続できるものはやはり獲得しながら進めてきたということで、事業規模についてはまだ新年度予算もこれからですので、検討していきたいというふうに考えています。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 そうですね、一括交付金についてもそうなんですけども、実際には事業申請の段階で該当するだのしないだのとかいろいろ交渉もあると思うんですけど、財政を割当額を超えるぐらいの事業を常に持って行ってほしいと思います。そのためにはまた、実際各課においても、自分たちの課の中で一括交付金がある時期にやっぱり事業を進めるチャンスがあるわけですから、各課においてもぜひ、自分たちの予定している事業申請の要求をしっかりと出してほしいと思います。もう一つは、一括交付金だからできるじゃなくて、一括交付金がなくてもやるんだという意気込みをぜひ各課は事業申請をやっておかないといけないと思うんです。そういう中で、地域の要望とか、あるいは議員からのこういう質問の中での要望とか出てくるわけですから、ぜひ酌み取ってほしいというふうに思います。

あと、この一括交付金事業ですけども、今回、新型コロナウイルス対策事業という形で、1次補正とか2次補正とか来るんですけども、このコロナの対策の事業と一括交付金事業とはどのような形で取り扱っているというかな、調整しているというかな、そういうところをちょっと教えてもらえますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

新型コロナウイルスに関する交付金と一括交付金とどのように調整しているかということですが、沖縄振興に資する部分での事業についてが一括交付金で、今回緊急的にコロナ禍の中でのいろいろな事業に活用できるということで、新型コロナウイルスの交付金は配分がありますので、すみ分けるといって調整はしておりません。中身において違う

かなということではなくて、2つ別々で検討しているところがございます。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 この2つの事業なんですけども、村としては、でも実際には村の事業であって、どれでやったほうが先に終わるかというのも実際あるわけですね。ですから、聞けば新型コロナ感染対策事業については、特別にこれこれとか大きな指定というかな、一括交付金は沖縄振興という肩書がど一んと来て、結構申請するときにもちょっと難渋している情報は聞くんですけど、逆に新型コロナの場合はそうじゃないところもあったりという情報を聞くんで、またそういうところも、各課もそれも見込んでの事業計画も積極的に取り入れて、新型コロナ、後またもう1回来るだろうし、そのとき来てから出すんじゃないくて、もう今のうちからどんどん新しい事業とかは出して、どっちかで取れるんだという自信を持って進めてほしいというふうに要望します。また、この一括交付金事業が終了した場合に、一般的に次なくなるんじゃないかなというニュアンスのほうがくんですけど、現実的にはこれまで一括交付金終わっても、次の名前は変わる交付金がずっとあるわけですよ。沖縄振興がこういうふうに一括交付金とか形が変わってくるわけですよ。ですから、先ほど村長、41市町村みんな次なる補助金の継続か、それに係るものを要望していくということでありましたけど、ぜひとも声を出して一括交付金に値するような補助金を獲得して行ってほしいと思いますけど、よろしくお願ひします。

次に、大枠2番に移ります。文化財の件ですけども、ちょうどタイミングよく課長答弁あったんで、この「中城村のてくてく中城まーい文化財」の本ができて、今議会始めたときにテーブルを上にあるもんだから、何で

質問したらすぐ来るのかなと、何かいいタイミングですね、ただこれはタイミングですけど、でも取り組んでいたというのに敬意を表していきたいと思います。その中で、いっぱい詳しく書かれて、読んでいたら結構分かりやすい冊子が、やっぱり新しくなればなるほど、工夫されたのが発行されるんだなという形でこれを見て思っております。

文化財の維持管理については、先ほど担当課長からありましたけども、今後も中城村がもう今観光立村として進もうとしている状況の中では、やっぱり関係課とさらに密に連携をする必要があるだろうと思います。そのためには、担当部局でもそういうところをしっかりとキャッチしながら、維持管理についてはどうしても予算がかかりますので、その面もしっかりと確保して行ってほしいと思います。せっかくの観光地が見に行ったら草ぼうぼうとかというのがありますが、今後はなかなかそうはいかないような気もする。目標がもう今村としては観光という目標を持っているわけですから、そこら辺について維持管理についての工夫やら予算やら、そういうのをしっかりと確保してほしいんですけども、担当課としてはどうですか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 ただいまの御質問にお答えいたします。

維持管理、村内遺跡ですね、城跡を含めたいろいろな文化財がある中で、先ほどから答弁しておりますが、各自治会の協力が、例えば公のみではなくて、また民間の力もお借りしながら維持管理に努めていくとともに、必要な予算の確保につきましては、文化庁関連の予算だけではなくて、これから取り組んでいく観光分野における新しい予算の枠があるかも含めながら、関係課としっかりと連携しながら予算の確保、あと維持管理に努めていき

たいと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 担当課だけではなくあれですけど、こういう連携してチームワークよく力を集めてほしいと思います。あと先ほど案内板については、ある程度もう設置済みというのは答弁でいただいて分かりますけども、今後、大きな道路、国道とか、県道とか、そういうところに名所の表示のされている市町村は結構あるんですよね。国道とか通ったとき、矢印があって、中城公園とかあるいほどことか、そういうところも今後、調査をしていってほしいと思います。今日、答弁は求めませんが、調査して、やっぱり観光地は車でとっと通り過ぎますから、そういう表示板も今後は必要になってきます。いろんな形で取組をお願いしておきます。

次に、文化財の案内だけど、人材が今本当に村内には少ないんですよね。でも、村内に少ないんですけど、村民の中には文化財に関心がある人がたくさんいるんです。ただチャンスがなくて、そこに携われないところもあるんですけども、そういうふうな方々を対象として、ぜひとも文化財の講座をやって、令和3年、次年度あたりには開設できるようにと答弁ありましたけども、今実際、これまでは城跡を中心とした文化財の説明、ただ歴史も講座の中にあつたことは事実です。そのほかに新しく文化財がたくさんありますので、そのようなものを含めてですけど、案内できるような人材育成は今のうちからやらないと、どうしようもないと思うんです。過去にやった人たちは、もう既に実際に案内できる人たちは、OBあるいは自由な個人で事業をやっているか、時間の取れる人にしかできませんけども、OBの人たちはさらにOBになってちょっと年配が多くて、今人材が不足方向に向かっています。ぜひ村としては今後の案内

の受入れに力を注いでほしいため、講座はぜひともやってほしいと思います。財政のほうもまた協力して予算をつけてください。よろしくをお願いします。大枠2番は終わります。

最後の大枠3番のほうです。役場が本当に移転して、いよいよこの場所はということで、いろんな話があつたんですけども、現在、中学校の移転の話もあつたりして、本当にこっちにプールが造るのかというと、それもやっぱり実際は話が進まない状況になるんじゃないかなと思っておりますけども、この中学校のプールとしては、教育長、もうやっぱり学校移転のほうが先になるんでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 今、可能性を探っている状況ですので、現在の敷地で例えば校舎を建て替える必要が出てきたときに、その上にプールを造ったほうがいいのか、あるいは移転先でプールを考えたほうがいいのか、あるいは今のこの役場跡に造ったほうがいいのかという、この今調査の段階というふうな形になっていきますので、どちらが先かというふうなことじゃなくて、どっちが最良の方法なのか今考えているところだということです。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 調査ということでもありますけど、調査自体は令和2年度中に終わるんでしょうか、それとも令和3年までかかるんでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、ただいまの中城村立小学校の改築の基本計画及び民間活力の可能性の導入調査は、今年度中に終える予定です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 調査が今年度中に終わるようですので、そこが終わればある程

度また次のステップに進むわけですから、この役場跡地が中学校のプールになるか、あるいはまたそのほかのほうに進んでいくか、また、今後また確認していきたいと思っております。先ほどまた、複合の福祉施設という部分で当初の計画はあったりして、先日の答弁の中では老人福祉センター、社協が今課題をずっと持っているわけですが、その複合施設等々になると、社協の動きもこちら辺りかなとかいろいろ思ったりもしていたところなんですけれども、社協は役場移転後、吉の浦会館あたりに何か検討しているようですが、ちょっと確認させてください。計画がもうちょっと答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先日、福祉課長からの答弁もございましたけれども、社会福祉協議会のほうから役場庁舎移転後の吉の浦会館等の施設の活用についての要請があるというふうなことは承知しております。答弁の中でも、まだそれについて役場内での協議中というふうなことです。確実に移転するというふうなところまではまだお答えすることはできないんですけれども、いずれにしても、今ある施設の有効活用の点からも、内部での調整は十分する必要があると考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 そうですね、関係課でやっぱり協議十分に必要だと思うんで、そういう要望も出ていましたが、そういう形の、要するに前向きに取り組んでほしいと。そういうことをすることによって、いろんな団体や組織が充実するものと期待しております。

あと、消防の支所については先ほど説明等々があったんですけども、こういう計画書とか、また図面とか設計書等々については、

ある程度でき上がった時点で私たちにも閲覧か配付かできるものでしょうか、教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

出張所の今基本設計を実施しているところまでございまして、今年度の3月には実施設計も終わる予定ですので、まだ正直申し上げまして役場のほうにもその図面がまだ届いておりません。それが届きましたら、事業主体は中城北中城の消防組合ですけれども、構成する団体としてそのような資料の入手は可能だと思いますので、議会のほうにも提供したいと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 ぜひ資料を提供してほしいと思います。なかなか関係課のほうには情報がよくて、淡々と進みたいですけど、議会のほうでは議決やそういう最終段階にしかなかなか資料が来ないものですから、何の話をしているのというのがこれまでのイメージもあって、今回そういう支所の部分については、関心事が高いわけですから、そういう図面とかそういうのができ上がったら情報提供をぜひお願いしたいと思います。質問はおよそこれぐらいで、ありがとうございます。

終わりに、この2020年は我が中城村でも、浜田村長4期目の当選がありました。あっという間の2020年、思い返せば、まだ今年2020年だなと思ったりしています。そしてまた、お隣西原町、北中城村でも、今回首長選挙があって、現職の後継者ではない新しい首長が誕生しております。そういうところを含めると、住民は常に新しさを求めているのかなという、感じさせられました。そこでまた、村長においても、ぜひまた初心に返って、初心を忘れずに常に挑戦的で、そして寛容の精神

を持って住民の声をキャッチして、住みよい村、住み続けたい中城村づくりに邁進してほしいと、この議場ではこれをお願いして、一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時10分）

~~~~~

再開（14時22分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 議席ナンバー2番 新垣 修。議長から発言の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

大枠1番、通学路整備と交通安全対策への取組は。11月初旬、キャッスルタウン地区の住民から、子供たちの安全な通学路の確保整備についての相談がありました。現状において、子供たちは安全に登下校ができず、交通災害や事故等に巻き込まれるかもしれないので、安全な通学路の確保ができる環境整備を行えないものかと。そこで、村長、教育長に伺います。①施政方針にもあるように、生活環境整備で児童の通学路環境を整え取り組むとあるが、この地区は対象に含まれているか伺います。教育長には、②村管理道路を児童生徒が登下校通学路として利用する上で、何も施さない通学路と、セーフティーライン、カラー舗装などや運転手に注意勧告等の路面標示等を施した通学路を整備し利用した場合に、交通教育の観点から交通事故抑止に対して効果が持てるかどうか伺います。地区周辺に大型車両ヤードができ、朝夕の登下校時、大型車両が頻繁に運行しています。そこで、

③都市建設課長へ、現状で子供たち、地域住民は生活圏の道路として歩行利用されているが、安全性は保たれているのか伺います。④住民生活課長で、この地区を通過するに至り、北は泊入り口、南は大型重機ヤード辺りで、交通安全を抑止する看板等は十分に設置されているか伺います。⑤現在、キャッスルタウンから登下校している生徒の人数を把握しているか伺います。

大枠2番、住民要望・陳情への取組と解決を図る。同じく11月初旬、住民からの相談がありました。①村道瀬垣線、泊12番地向かいの側溝集水ますの件ですが、二重側溝になっており、60センチ四角、深さが60センチほどの穴があり、古びて劣化したカラーコーンが置かれており、近くの住民から、危険回避にもならず危険な状態で放置されているとのこと。現場確認の上、安全な処置をお願いし、対応を伺う。カーブミラーに対する陳情、キャッスルタウン内伊舎堂284—38番地前三差路、潮垣線、泊387—1番地付近の南北2か所、支柱はあるがミラーがないので取付けを望む。ミラーはついているが、上空に向いているので、そのまま放置されているので、対応を伺う。③同場所の三差路において、雨天時は水はけが悪く、20センチほど冠水すること。平成31年3月定例会質問においても、集水ますの安全対策処置を施した場所になります。集水ますがあることから、目視でこの辺りが低い場所になって思えるが、畑まで冠水し、自作で水浸入の対策をすることができず、農作物が水害を被る状態にあるのでどうにかできないかと相談がありました。雨量と排水の処理量に問題があるのか、末端で詰まり箇所があるのかどうか、周辺地区を調査し原因を調べ、対処方法を伺いたい。

大枠3番、西原バイパス延伸地域の土地利用計画の取組は。令和2年9月、西原バイパ

ス延伸の事業計画説明が実地され、事業の進め方についても動画配信等で行われました。県・東海岸地域サンライズ推進協議会主催で、マリンタウンMICEエリアの形成に関する住民説明会を、令和2年10月より西原町、与那原町で、基本計画に対する町民に意見を求める趣旨の住民説明会が実地され、エリア形成の実現に向けての取組が公共主導により開発されていくものと理解できる説明会でした。そこで、①協議会員でもあり、隣接する本村の担当者等の参加はなかったと思うが、そのことをどういうふうに捉えているのか伺いたい。②西原バイパス延伸に伴い、周辺地域の土地利用計画をどのように推し進めていくのか伺います。

以上、明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、都市建設課、住民生活課のほうでお答えいたします。大枠2番、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの通学路の安全対策への取組ということでございますけども、ここではっきり申し上げられるのは、何事においても子供たちの安全性の確保が最優先されるべきであろうと思っておりますので、御指摘の件も含めて、担当課、そして教育委員会一緒になって取り組むべきものだと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の②通学路の交通安全についてですけども、教育委員会としては、子供たちの命に関わるような安全面の

確保は、何よりも最優先されなければならないものだと考えます。

道路を整備し、セーフティーラインや運転手への注意喚起等の表示を行うことは、交通事故抑止に効果があると考えます。

①については教育総務課長から、⑤については主幹から答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 新垣 修議員の大枠1の①について、各地域における通学路の整備及び安全性の確保については、道路管理及び交通安全担当課と調整を進めているところで、どのように進めていくか優先順位等を定め進めていくこととなると思われま

す。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大枠1の⑤についてお答えいたします。

現在、キャッスルタウンから登下校している児童生徒の人数は、小学生9名、中学生8名、高校生8名となっております。

以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠1の③と大枠2、大枠3についてお答えいたします。

まず、大枠1の③についてです。村道潮垣線、キャッスルタウン付近は、大型車両の通行も多く、スピードを出す車両も見られるため、通学などで通る歩行者には危険な状況であると思われま

す。続きまして、大枠2の①についてです。現場のコンクリート蓋を設置し、対応済みであります。

②についてです。現在ミラーを発注しております。12月、今月中には設置できる予定となっております。それから、ミラーの向き

については、もう対応済みであります。

③についてです。現場確認を行いました。農道の水路については、冠水するほどの詰まりのある箇所はありませんでしたが、農道からつながる村道泊浜原線の水路の詰まりが原因で冠水していると思われます。冠水しないように維持管理の範囲で対応してまいります。

続きまして、大枠3の①についてです。この説明会について、主催である県、サンライズ協議会の事務局へ確認したところ、MICE施設予定地である与那原町と西原町の住民向けの開催ということで、中城村、北中城村には案内はしなかったということでした。協議会のメンバーには中城村も含まれており、今後は、協議会で開催するイベントなどは、村外でも案内をしてほしいと要望をしております。

②についてです。現在決まった計画はありませんが、バイパス沿線の土地利用については産業振興課や関係機関と協議してまいります。

以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、私のほうから、大枠1の④の御質問、交通安全を抑止する看板等は十分に設置されているのかと御理解し、お答えいたします。

御指摘を受け、現状の検証をしております。キャッスルタウン（潮垣線）前に1か所、北は伊舎堂前原・潮垣交差点から潮垣線終点までに2か所、南は沖縄セメント工業前、金城重機前、屋宜被留線交差点、添石中央・潮垣交差点から山手側向けの吉の浦線までの、児童生徒が登下校に通学路として利用しているであろう間は、看板等設置はされていない状況にあり、設置に向け早急に対応したいと考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時38分）

~~~~~

再 開（14時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは、再質問させていただきます。

このキャッスルタウンの児童数の確認ですが、来年度、新入学生児童は何名いるのか把握しておりますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 私どもで把握している、現在幼稚園児の子供たちは5名となっております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 5名ですね。先ほど主幹から児童の人数の件ありましたけども、僕のほうで聞いた人数では、小学生が11名、中学生が9名、高校生が11名というふうに確認しておりました。

子供たちの人数に関しては重要視されるのですが、先ほど、今新1年生の5名を聞いたのは、その親御さんから、来年、その児童たち、新1年生の子供たちが通学するに当たり、車両の多さやスピードの出し過ぎで日常生活が脅かされているとのことで、現状を執行部のほうには正確に伝え、村道管理の当局には優先上位で担当課で、この辺のセーフティゾーンというか、通学路整備に取り組んでもらいたいために、車両通行量調査を先週、月火水の朝7時半から8時5分の間と、下校時の午後16時30分から17時の登下校時間帯に僕のほうで行ってききましたので、報告したいと思っております。

まず朝の状況ですが、月曜日、これは朝の35分間ですね。車両が324台、そのうち大型車両が4台、通行者が4名、自転車通行者が

6人。火曜日、車両が318台、大型車両が7台、通行者5人、自転車通行者4人。水曜日が、車両300台、うち大型車両が6台、通行者7人、自転車通行者5人で、通行者は小学校、中小区の生徒や高校生で、自転車は近くの事業所に勤務する通勤者になっておりました。

下校時間帯では、月曜日、車両が110台、うち大型車両が10台、通行者が2人、自転車通行者4人。火曜日、車両116台、うち大型車両が6台、通行者3人、自転車通行者が2人。水曜日、車両101台、うち大型車両が1台、通行者はその日は確認できませんでした。

時間を限定しての調査だったのですが、その前後の7時から7時半の間、それから8時5分から8時30分の間、通行者はいるのですが、データを取るために時間を限定しての調査を行ってきました。

その中から、朝の登校時間、早い子供が、中小の小学校3年生、5年生ですが、7時34分頃から登校していくのですが、その7時30分から45分の15分間に車両台数が、月曜日180台、火曜日160台、水曜日140台で、1分間でこれを見ると約12台から13台、14台が走っていきます。それを5秒間隔で目の前を通って、車両間隔が30メートルから約40メートルの間で通り抜けて、車両が走っていきます。速度のほうも計測器で測りましたが、平均33キロから36キロで走行しております。3役の皆さん、その辺想像して聞いてください。後で質問しますのでよろしくをお願いします。

この時間帯、小学校3年生、5年生が道路を横断したいとしますが、その道路には路肩外側線も消えかかり、横断帯もありません。このような状況で、幅員6メートルを横断しようとしております。

そこで、3役の中で一番お若い村長に質問しましょう。機敏さがまだあると思いますの

でね。御自身が同じような状況下にあって、その6メートルを渡り切って学校に行きたいと考えたときに、安心してこの道路を渡り切れるかどうか、想定内でいいですのでお聞かせをお願いします。

以上です。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

想像の域ではございますけども、6メートルの幅を恐らく小走りで渡っていくという形になると思いますね。普通に歩いて渡ることには、余計に危険度が増すんではないかなと思います。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 そうですね。確かに小走りというか、それなりに走らないと危険な状況にあると思います。それは、南方向にも行くし、北方向に行くし、道路を車両は互いに相対で走っているわけですので、それが子供たちにとっては非常に厳しい通学路を利用しているというふうに感じました。

それは、ランドセルを背負って、片手にトートバッグや水筒、それを持ちながら元気よく走っていくんですが、キャッスルタウンのこの地区はカーブが多いがゆえに道路の見通しも悪いので、立ち往生しながら、本当に隙間を見計らって道路を渡って、小学生はキャッスルタウンから、沖繩セメントの方向を通り添石中央線のほうに曲がって学校のほうに行く。この添石中央線も、また今度は綿久の車が往来が激しくて、やはり危険性を増している。

高校生は大体8時5分ぐらい前から登校していくのですが、高校生関係は伊舎堂前原線を通るということでの現状でした。

そこで、住民生活課長あるいは副村長、副村長のお膝元ですので質問させてもらいましょう。このキャッスルタウン地区、あるい

は泊地区の入り口からキャッスルタウン、あるいは金城重機ヤード、この間でもよいのですが、約3キロ半、この地区の制限速度は何キロと思われますか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

泊からこの屋宜のほうまでの交通スピードの標示の看板が余り見かけたことがないんですよ。それで、今何キロぐらいなのかということなんですが、瀬垣線が30キロ、同じ村道ですので、同じスピードになってくるんじゃないかなというふうに理解しています。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 執行部の皆さんに見てもらいたいのがあります。ちょっと見ていただきます。議員の皆さんも見えますかね。これですね。先ほど都市建設課長のほうから、この通学路としては危険な状態にあるというふうに聞いていますけども、皆さんのほうから見て左側の標識が、ちょうど金城重機ヤードの左側が設置されています。この標識に関しては住民生活課長にお聞きいたしますが、この標識がどう意味するのか、分かる範囲内でお答えください。あるいは分かる方がいたらお答えください。お願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、お答えをいたします。

法定速度の始まりと終わりの標示ということで理解しております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 ありがとうございます。法定速度の終わりというか、左側が30キロ速度の終わりですね。皆さんから見て右側が、南向けは30キロの始まりとなります。

それで、ここで聞いてほしいのが、この吉の浦線、平成3年度に交通規制がしかれてお

りまして、泊向けに行きますと、金城重機のところで、この30キロの速度規制が終わりとなっているわけですね。そしたら、泊向けに行きますと、30キロ指定が終わっていますので、そこから泊向けには法定速度となりますので、60キロで走っていいというふうになります。

今度は、南向けに行きますと、金城重機のほうから始まりですよ。泊のほうから入ってきますと、泊からキャッスルタウンを通過して、沖縄セメントのところまでは法定速度60キロでも走っていいですよ。金城重機のこの看板からは、ちょうど出荷場の辺りまで、当間前原線のところまではしかれていまして、この間は30キロですよ。基本的に、規制区間は前原、吉の浦会館の交差点と金城重機、この標示があるところまでしか規制はしかれていないということになっております。

それで、いろんなキャッスルタウンのほうに安全通路を確保しようと考えても、これもセットにして考えないと、まず交通規制のほうにも手を加える、そして安全通学路の確保もしないといけないという、セットにして取り込まないと安全通路は確保できないのではないかなと思って、そこで質問をさせていただきます。

まず、この道路環境整備に関しましては、村道管理ですので、今言うように村で指定はできます。ただし、交通規制に関しましては、速度規制に関しても警察署、あるいは公安委員会とかに要請をしないとイケませんので、まず副村長にお伺いいたします。速度、自助努力もこれ必要になると思いますけども、そういうふうに潮垣線の交通規制に対して真摯に取り組むという意味があるかどうか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時53分）

~~~~~

再開（14時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

ただいまの潮垣線、交通量の問題、それと、ただいま質問のありました件について、うちの、村の村民が交通の災害になったら困りますので、その辺を含めて対策は必要だろうというふうに考えております。優先的にやらせてもらいます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 取り組むという意味が取れましたので、都市建設課長に質問いたします。現状より安心、安全な通学路を確保したいと考えると、どのような環境整備がありますか。また、子供たちが安心して横断できる施しを望むとしたら可能なのか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時55分）

~~~~~

再開（14時55分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、一番理想的なのは歩道の設置が理想的だと思うんですが、ただ、実際すぐできるかということ、現実厳しい状況ですので、外側線の設置であるとか、あとカラー舗装、できるものから取り組んでいきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 そうですね、そういうふうに外側線、あるいはカラー舗装も抑止力にはつながりますので、そういうふうに整備をすれば多少なりに安全も確保できるのかと。

ただ、その前に、先ほど言ったように、交

通速度規制を行うのも大きな前提というふうに捉えております。

そこで、これ住民生活課長、あるいは副村長のほうに質問じゃなくて、お話いたします。

沖縄県警察本部交通規制課に確認したところ、現在、潮垣線の速度規制は、平成3年に設置され、当間前原線交差点から終点の重機ヤードまでの1.2キロ、当時の交通量に対して規制を実施したと。30年経過した現在も当時の規制状況ですので、大幅に変わっているでしょうと。交通量も増加しているということは認識していますということで、地域や行政から所轄の警察署に要請を行うことで、実情確認や調査を行い、公安委員会で規制の見直し等ができますとのことでした。

宜野湾警察署の交通企画規制係の友利氏にこのことを伝えておきますとのことでした。私も友利氏とお会いしまして、いろんな交通抑止に関わることに助言を頂きました。その助言をこれから申し上げますので、副村長、本腰を入れて、この速度規制のほうに、住民生活課長とも一緒になって取り組んでいただきたいというふうにならず熱望します。

公安委員会の友利氏からは、道路の安全維持及び速度を抑止する路面標示や側線、舗装等は道路管理者の権限にあるので、警察署としては口を挟むものではないと。これは権限のほうでやっていいですということでした。

横断に有効な通路として、横断指導路、ゼブラゾーンの横断歩道は、これは交通規制ですのでもできません。横断指導路ということで、渡る通路幅分、2メートルから3メートル道路にそのまま通行帯、カラー舗装と同じように、通行帯として舗装も十分そういう抑止力につながりますというふうに説明を受けました。

そして、安全地帯を確保する上で、側線の上にポストコーンの設置等も行って、速度抑

止に重要ですので、検討してみてもという助言がありましたので、都市建設課長、この辺も検討していただいて、先ほど言いましたように、通学路のカラー舗装と、あるいは側線引きとあるのですが、ちょうどキャッスルタウンの前面道側、車も多いですので、そこにポストコーンを置いて、子供たちの安全通路を確保して、指導路、要するに通行帯を反対側のほうまで延ばせば、大分速度抑制にもつながるのではないのかねという提言がありました。

その指導路に関しまして、通行は一緒ですので、そしたら地域の人も夏場は誘導員も立つことができ、十分に安全、そういった地域で子供たちを見守れるのではないかというお話がありましたので、さらなる御検討をお願いいたします。

今度は路面標示に関してなんですが、路面に「徐行」とか、「スピード落とせ」、あるいは「子供が多し」、それから「集落が近し」とか、そういうふうを書いてスピードを落とす抑止力もありますので、その辺の路面標示等も村道管理のほうで施行していいというふうな助言を頂いております。

これまでこの地区の状況を村長のほうにもお話してはいますが、重要性としては、どうですか、高いか低いかということで確認しますが、村長、どうですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の議員からの御提言を聞きますと、かなり重要度というか、優先度は高いんではないかなと思います。また、新たに何か工作物を造るとかということは、先ほど担当課から話があったとおり、少し時間かかる可能性がありますが、今のお話のような設置の仕方であれば、そんなに時間もかからずに、費用もさほどかからずにできるのではないかなと

思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 よろしくお願ひします。

それでは、大枠2番に関してですけども、その前に、村長、新聞にもありましたように、民生委員からこのような危険報告書が毎年上がっていると思えますけども、そこで二、三確認いたします。

関係部署と連携を取って対応したいというふうにありましたけども、各課周知をどのように行って徹底しているのか、対策を施したところを確認等は行っているのか質問いたします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時03分）

~~~~~

再 開（15時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

民生委員さんからの報告書を受けたときに、各担当にそういう指導をした記憶がございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これは、今回、大枠の中にガードレールとか、それから地域の先ほど立て看板とかいうのを大枠の2番に書いてはいますが、この中にも民生委員の方がいろいろ調査して、このカーブミラーやいろいろな危険箇所が載っております。カーブミラーは、これまで議員の皆さんが何度も何度も質問で上げてはいますが、そこで今周知徹底のほうを確認したのです。民生委員の方に確認したら、ボランティアでやっているから回答は要らないということだったのですが、2か年間、僕も全部チェックして、民生委員に

こういう対処をしたほうが良いという助言もしたりしているのですが、2か年間手がつけられてない部分もあったりして、早期に対処しているところもあるんですよ。

このまま、副村長でもいいのですが、確認をして、できないものはこういうふうにして時間をかけてでもやるというような、そういった対応をできないかどうか。そのほうが良い関係が築けると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

民生委員からのこの調査の概要といいますか、直接今のところ、民生委員が各課、担当課のほう訪れて、こういうことがありますよということで、対応をお願いしますということで今現状は流れています。

そういうことで、今の報告、どういったことができるのかという部分は必要だろうなと思います。いろんな事業の中で、できる部分と、またすぐできる部分と時間かかる部分出てくると思いますので、その辺は報告も必要かなと思います。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 中には緊急性があるものに関しては、都市建設課のほうですぐに対応してくれましたよというお話もあって、感謝していますと。そして、教育長のほうでは、学校と話し合いのときにこれを参考に利用して、そういった対策にも使いますというお話があったということで、大変この民生委員の方からも感謝という言葉がありました。

そういうふうに窓口、行政のほうで、こういった迅速な対応がすることができましたら、村の行政の対応もすばらしいということになって、来年度はまた住み心地1位になるかもしれませんので、できるだけ対応のほうよろしくをお願いします。

大枠2番、3番に関してなんですけども、質問というよりも、先ほど都市建設課長言いましたように、この中にカーブミラーとかいろいろあります。先ほど答弁あったように、昨日早速8時半、夕方、泊住民の方から電話がありまして、その側溝の件とか、いろいろとありがとうございましたというふうに電話がありました。高くこの辺は評価いたします。

これからもこういった住民の、一緒ですのですね、我々がカーブミラーとかいうのもですね。これも、こういうの目を通していただいて、早急に対応できるものは対応してほしいというふうに考えます。

最後になりますけども、新しい新庁舎に向かって、今回、この議場で最後のになりますが、新しい正月を迎えるために、村長、最終的に再度確認いたします。

キャッスルタウン地域の生活が道路状況により脅かされることなく、安心、安全に通行できる道路環境整備を上位優先に考え、潮垣線の交通規制見直し要請に真摯に取り組み、沿道の住民がこれ以上、交通災害、騒音や速度問題から解消されるように、担当部署を奮起させ取り組んでいただけるよう熱望しますが、最後のファイナルアンサーで答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

大変分かりやすく御提言いただきました。本当にありがとうございます。難易度の高いものというのは、今のお話を聞いている中ではないように思われますので、先ほどお話ししましたけども、子供たちの安全性の確保が最優先されるべきだということは明言しておりますので、優先的に取り組んでいけるように頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 よろしいですか。13秒で

すので、まとめてください。

新垣 修議員。

○**2番 新垣 修議員** それでは、私の一般質問を終わらせて、新しい正月を迎えたいと思います。ありがとうございました。

○**議長 新垣博正** 以上で、新垣 修議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時03分）

## 令和2年第9回中城村議会定例会（第7日目）

|                                |                 |                      |                      |           |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和2年12月4日（金）    |                      |                      |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                      |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和2年12月10日（午前10時00分） |                      |           |
|                                | 散 会             | 令和2年12月10日（午後2時18分）  |                      |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号              | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市              | 9 番                  | 比 嘉 麻 乃   |
|                                | 2 番             | 新 垣 修                | 10 番                 | 安 里 ヨシ子   |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整              | 11 番                 | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝              | 12 番                 | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 桃 原 清                | 13 番                 | 石 原 昌 雄   |
|                                | 6 番             | 玉那覇 登                | 14 番                 | 伊 佐 則 勝   |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則              | 15 番                 | 新 垣 善 功   |
| 8 番                            | 大 城 常 良         | 16 番                 | 新 垣 博 正              |           |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                      |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 12 番            | 金 城 章                | 13 番                 | 石 原 昌 雄   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕              | 議 事 係 長              | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | こども課長                | 金 城 勉     |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典              | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治   |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治              | 都市建設課長               | 仲 村 盛 和   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍                | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清                | 上下水道課長               | 知 名 勉     |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝            | 教育総務課長               | 比 嘉 保     |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也              | 生涯学習課長               | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳                | 教育総務課<br>主 幹         | 宮 城 政 光   |
|                                | 健康保険課長          | 仲 松 範 三              |                      |           |

議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

○議長 新垣博正 日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、仲松正敏議員の一般質問を許します。仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 皆様、おはようございます。今回の定例会の一般質問、最終日のトップバッターであります。今回で、現庁舎での一般質問、最後となりますが、ひとつよろしくをお願いします。

それでは、議長より質問のお許しが出ましたので、これより通告書に従って質問いたします。

まず、大枠1、農業振興について。

①平成28年4月に農業委員会法が改正され、平成29年7月20日から新たにスタートした農業委員会、選任された農業委員、農地利用最適化推進委員2期目が10月にスタートしましたが、耕作放棄地や遊休地の解消についての進捗状況について伺います。

②中城村においては、土地区画整理事業が行われまして長年の年数が経過しております。のり面が崩れたり緩んだりして、農業生産体制を進める上で大きな問題となっているが、村としてどのような対策を考えているか伺います。

大枠2、国道329号西原・中城バイパスについて。

国道329号西原・中城バイパスについては、計画段階評価手続の進め方ということで、スケジュール案といたしますか、地域住民や道路

利用者の意見を聞きながら道路計画、いわゆる概要ルート、構造等について検討を行うとありますが、これまで国とは国道329号西原・中城バイパスについては、どのような形で話し合いをされたのか。それと、進捗状況について伺います。

以上、答弁よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの国道329号西原・中城バイパスについて、今議会でも何度か答弁させていただいておりますので、重複する部分もございますけれども、御承知のとおり、県の都市計画審議会に図るということになりました。そこから事業化に向けて進んでいくということになります。

今後の課題、これから幾つかありますけれども、特に幹線道路沿いということになりますので、やはり土地利用をいかにしてやっていくのか、あるいは見直しも含めて、そういう部分も非常に大事になってくると思います。これもまた、地域の皆さん方の御意見なども賜りながら決めていくことになろうかと思っております。

非常に村の発展にとっては、大変楽しみな部分というのは間違いございません。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。それでは、仲松議員の大枠1の①と②についてお答えします。

まず、①についてです。

現在、村の農用地面積は、全体556ヘクタールのうち耕作放棄地や遊休農地は67ヘクタールと把握しています。

平成27年度から令和元年度まで見ると、耕作放棄地や遊休農地が増加傾向にあります。

このようなことから、今年度、農地利用状況の現状把握と、今後、農家の皆様が5年、10年先の農地をどのように活用し、守っていくかの話合いの場を設け、人・農地プランの実質化、人と農地をつなげることに向けて、和宇慶・当間土地改良区の農家及び耕作者に説明会を行ってまいりました。

しかし、説明会途中、コロナの感染拡大防止のため、やむなく説明会を中止しましたが、今後も引き続き、農業委員、最適化推進員、各自治会と連携を図り、アンケートの実施や電話での聞き取り及び直接訪問しながら意見を集約し、耕作放棄地や、遊休地の解消に努めています。

次に、②についてです。土地改良事業を着工し、既に40年余りが経過しています。土地改良区の施設もかなり老朽化し、大雨時にはのり面も浸食され、また、排水溝に土が堆積し、排水の機能を満たしていない施設が多く見受けられます。

村としては、現在、農地耕作条件事業を進めていきながら、農道整備と併せてのり面の改修を進めていきます。

また、現在の事業外の土地改良区域については、土地改良施設維持管理適正化事業の診断を入れながら、補助事業を導入していく予定で進めています。

早急に対応しなければならない施設につきましては、維持管理の範囲内で、修繕・改修に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠2

についてお答えいたします。

南部国道事務所が平成30年度、令和元年度に地域住民へのアンケートを実施し、複数のルート案から現在のルートに決まり、令和2年9月に住民対象の資料閲覧、10月には地権者説明会を行い、都市計画案の縦覧を行っております。

今後は、沖縄県都市計画審議会に諮り、そこで承認されれば年度内に都市計画変更の告示がされる予定となります。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、これより再質問をしたいと思います。

まず、農業委員会の役割として、大きく分けて役割というのは3つあると考えます。1つ目の役割は、農業者の担い手育成と活力ある農村づくりの推進、これは、認定農業者の支援を行って、農地の貸し借りをすることによって、農地の有効利用を促進するし、また、農村の活性化を図るということであります。

2つ目の役割として、農業者を代表する機関としての役割、農地の売買や宅地等への転用などの際に、農地法に基づき公正な審査を行う。3つ目の役割として、地域の農業に関する世話役活動、農業委員それぞれが各地域できめ細やかな活動を行って、農業者の声を政策に反映さすということでありまして、以上、3つの農業委員会の役割があるわけですが、まず、1つ目の役割の中で、農業者の担い手の育成と認定農業者の支援とありますが、このことに関して農業委員会定例会で、その議題に上げて、認定農業者の育成について話合いをしているのか、されているんだったらどのような議論をされているのか、その辺お聞きします。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村

**武宏** お答えします。

地域の担い手等に関する事項の議論につきましては、農業委員会定期総会だけではなく、農業委員最適化推進委員が構成委員として所属している中城村の農地中間管理事業推進チームの会議の中で議論を行っています。

協議事項につきましては、農地の出し手及び受け手情報に関することと、人・農地プランに関することなどを議論しております。

以上です。

○議長 **新垣博正** 仲松正敏議員。

○11番 **仲松正敏議員** 要するに、議論はされているということですか。やはり本村の基幹産業である農業を発展させるためには、やはり認定農業者を育て、増やすことが本村の農業振興ということでは大きな意義があると思います。

認定農業者がやはり増えれば、農業に対する知識を持つ人が多くなり、農業者同士の資質向上にもつながるわけですから、ぜひ、これから議論を大いに活発化させて話すようによろしくお願いします。

同じく1つ目の役割の中で、農地の貸し借りと農地の有効利用の促進とありますが、これについては耕作放棄地の解消にもつながるものと考えます。それで、農業委員や農地利用最適推進の人たちは、村内の耕作放棄地や遊休地の場所や、その面積の坪数全体をそれぞれちゃんと把握しているのか、その辺はどうですか。

○議長 **新垣博正** 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 **仲村武宏** お答えします。

今年度、10月に新しく第17期農業委員最適化推進委員がスタートしました。現在、農地利用状況の現状の把握と、今後農家の皆様が、先ほども答弁しましたが、5年、10年先の農地のどのように活用して守っていくか、また、

耕作放棄地や遊休農地をどのように解消していくかを各字自治会長と連携しながら、アンケート調査や電話連絡での聞き取り作業を行っている状況であるため、これを今度地図化しまして、村の耕作放棄地や遊休農地を把握できるものではないかと考えています。

以上です。

○議長 **新垣博正** 仲松正敏議員。

○11番 **仲松正敏議員** 課長、これ、把握しなくてもよいのか、把握する必要はないということですか。

○議長 **新垣博正** 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 **仲村武宏** お答えします。

把握しないといけないことではなくて、今、新しく農業委員になられた最適推進委員の方が今おられますので、これは今、アンケート調査を取りながら地図化して、それを見ながら把握させたいということで進めている状況です。

○議長 **新垣博正** 仲松正敏議員。

○11番 **仲松正敏議員** 分かりました。ぜひ、やはり耕作放棄地遊休地の解消ということでは、農業委員、推進委員というのは、最大限私はそのようなことは知ってもらいたいと思いますので、そうしなければ、やはりどこにあるのか、どのくらいの面積があるということに関して、やっぱり委員会でしっかり話し合うことができませんので、ぜひ把握できるようにお願いします。

次、2つ目の役割ということで、農地の売買や宅地等への転用の際、公正な審査を行う、これについては3条、4条、5条申請など、農地法に関するものですから、しっかり取り組んでいると思います。

3つ目の役割として、地域の農業に関する世話役活動、農業者の声を政策に反映させる、このことは大変大切なことだと考えます。日

頃から農業者の意見を聞き、委員会定例会で議論をする。私は、その前に日頃の活動を日誌として提出をし、それを基に農業者からの問題提起等について議論されて、記録としても残るし、私は、前にもこの日誌については話したことがあったと思うんですけど、どうですか、日頃の活動日誌を毎月つけて提出するというのは、課長、どのように考えます。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。  
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

議員おっしゃるとおり、日頃から農業者の意見を聞くことはとても大事なことで認識しています。現在、農業委員や最適化推進委員には、総会の際に1か月の活動記録簿を提出してもらっています。日頃どのような活動をしてきたかということで、総会終了した後にヒアリングを行っています。そのようなことをすることによって、農業委員、最適化推進委員の意識の向上が図れるかと感じています。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。  
○11番 仲松正敏議員 今おっしゃったのは、活動記録というのは、各個人個人の記録なのか、それともグループ的な活動の記録なのか、その辺はどうですか。  
○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。  
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 農業委員、最適化推進委員とも、個人の記録簿です。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。  
○11番 仲松正敏議員 日誌じゃなくて記録簿ということですね。分かりました。

次に、最近、村内の日田地区の耕作放棄地、ジャッキが生い茂っている土地が造成されてきているように私は思います。それで、私と

しては、村がやっていて、耕作放棄地の解消が進んでいるのかとと思っているんですが、実際、耕作放棄地の解消の進展はあるのか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。  
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

以前、平成30年度までの事業で、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業がありました。役場が、その間で耕作放棄地を1件解消した事例があります。

現在はこの事業も廃止になり、基本的には役場関連での耕作放棄地等の開墾事業は行ってはいません。

しかし、最近、利用権の設定や農地中間管理機構を活用して農業する方が開墾するケースが多々出ています。

また、農業委員と最適化推進委員も、耕作放棄地解消のために畑を借りて、解消するために努力している状況でございます。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。  
○11番 仲松正敏議員 少しずつではあるけど、解消に進んでいると。やはり耕作放棄地の解消については、計画書とか、そんなものを作っているのか、どうですか。  
○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。  
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

きちっとした計画書は作ってはおりません。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。  
○11番 仲松正敏議員 やはり何かをやろうとして、それを達成するためには、ちゃんとやはり目標の数値を定めて、その数値に達しなければ、また、もし耕作放棄地の解消が進まないとなれば、その原因を議論し、目標に向かって努力するものですから、ぜひ、計画書を作って、目標数値に向かって、これか

らまた計画書を作って努力するようよろしく  
お願いします。

先ほど私、ジャッキが生い茂っている土地  
の造成は、これは村でやっているのか、それ  
とも個人でやっているのか、どうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村  
武宏 お答えします。

最近、新規就農者や農家の規模拡大に伴っ  
て、開墾している場所が多く見られています。  
役場ではやっていないんですけど、新規就農  
者や農業青年が増えまして、開墾をしている  
状況です。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 これは、新規就農  
者が開墾して畑をやると。やっぱりジャッキ  
が生い茂っている耕作放棄地でありますので、  
新規就農者が開墾する場合、役所への何か届  
出とかそういうのも必要ですか。自分たちで  
勝手にやっているのか。そうになってしまうと、  
やはり開墾して、隣近所の農家の皆さんと  
後々トラブルが起きる可能性もあるので、や  
はり役所に届け出て、そういうことがないよ  
うなやり方でやるというのが一番いい方法で  
あると思うんで、どうですか、届けとかある  
んですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村  
武宏 新しく畑を開ける方に限ってのそうい  
う届けはありません。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 できるだけ畑の、  
土地の利用、その辺も把握しながら、畑を巡  
るなりやりながらやっていただきたいと思います。

次に、農業振興ということで、村長にお聞

きしますが、よろしく申し上げます。

農地は、農業生産基盤としてばかりではな  
く、豊かな田園風景をつくり出す貴重な要素  
であることから、中城村方式による農地の流  
動化を進め、荒廃農地の発生を抑制し、地域  
の特性を踏まえた良好な生活環境の整備を  
担っていると考えます。

中城村が目指す農業の在り方として、中城  
村の豊かな田園風景があることによって、良  
好な生活環境が保たれるし、また、このよう  
なすばらしい田園風景を利活用し、観光にも  
大いに貢献できるものではないかと思えます。

本村の基幹産業である農業においては、農  
業者の高齢化や後継者不足により、農業従事  
者が大幅に減少し、遊休地や荒廃農地の解消  
が、今現在横ばい状態、少しは進んでいるか  
なと思うんですけど、やはり農業振興の課題  
となっています遊休地、耕作放棄地のなか  
か進まないことに関して、地域と密着してい  
るのが農業であり、村の発展には農業が元  
気でなければならないと思います。今後の村農  
業の振興策について、村長の見解をお聞き  
します。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

農業の振興については、もうこれは以前か  
ら、私がもちろん村長就任してもそうですし、  
その前からもそうですし、議員時代から課題  
がずっと積み重なってきているような感じが  
します。

ということは、やはり抜本的な部分でいう  
と、非常に難しいところがある。これは、も  
う全てに、この議会でもお話ししたことがあ  
ると思いますが、やはり農業から農産業への  
移り変わりというのが、非常に遅れていると  
いいますか、なかなかそういうアイデアが出  
てこないというのが実情だと思っております。

我々もその手助けで、幾つかの政策も打っ

たりもしますけども、なかなか抜本的にはうまくいかないというのが現状でありますし、これからもその課題は解決に向けて努力するのは当たり前ですけども、これはもうずっと課題は積み重なっていくものだと思いますが、農業振興課の努力もあって、少しは解消に向けての機運は高まってきているようには思います。

あとは、重ね重ねになりますけども、はっきり言えばもうかる農業をどうやって確立していくかが我々の課題ですし、また、農業の魅力だと思っておりますので、そのために何をすべきか、これはもうここで、こういうことをすればもうかりますよという話もしたいのはやまやまですけども、しかし、そういうのがまだまだ出てこないというのが現状でございますので、これは、もう村民挙げてといえますか、議員の皆さんも我々も何かアイデアを出しながら、光は見えてきているようなきはいたします。後継者も含めて若い人たちが、少しずつ農業に今携わってきておりますので、何とかそれを見に結ぶように頑張っていきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 確かに農業振興に関しては、私も議員始めてから何度か質問してまいりました。たくさん課題はあります、確かに。

しかし、今、村長の話の中で、大変いいこともお話しされておりましたので、ぜひ、村長は次も頑張るかどうか、それは分かりませんが、村長がやっている間は、ぜひ、中城村の農業の課題はたくさんあるんですけど、少しずつ解決してしっかりと取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

次に、②の村の土地区画整理、改良区は、最初でもお話ししましたが、長年の年数がたっております。どんな建物でも、経年経過

に伴い老朽化し、補修が必要がとなってきます。土地改良区の保存も同じで、あちこちのり面が緩んで崩れたり、土が低くなって下がったりしております。土地改良した当初から、設計上のミスではないかと農家の皆さんからたくさん話を私も聞いてきております。

それで、のり面が崩れたりしているところ、補修改善が必要と思うが、今までどのような調査をしたことがあるか。一番近い調査というのはいつ頃か。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。  
○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

土地改良の構造物に関しましては、和宇慶から始まり当間と20年から40以上経過しており、修繕が必要な箇所が見受けられます。その都度、維持管理では対応していきます。

のり面の本格的な調査等は、行ったことは、今まではないと思います。農家の皆さんや住民からの連絡で、現場を確認している状況でございます。

畑を利用される農家の皆様も、のり面の保護に御協力をいただけると助かりますので、その辺については農家の皆さんの御協力をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 確かにそうですね、農家からの連絡がなければ、なかなかその場所を把握するっていうの、難しいんですけど、でも、やはり現在、本当に農家は大変困っております。

土地改良区の排水路の水の流れが悪いのは、のり面が崩れて土が排水路に崩れ落ち、そこに土が滞積してまた草が生え、そこに流れてくるいろんなごみがたまって水の流れが悪くなる。大雨のときにはあふれ出して、畑や道路が冠水する原因だと思います。

それから、毎年排水路のしゅんせつ工事を  
行い、そのようなことからすると、やはりお  
金もかかります。

ですから、ぜひ、調査を行う必要があると  
考えますので、今後、調査をする考えはあり  
ますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村  
武宏 診断のほうで、調査に向けてやる方向  
では一応考えてはいますが、現在の状況を見  
ると、日常的には農家の畑からの土砂を流出  
させないことや、除草や清掃に協力していただ  
くことの積み重ねも必要であるんじゃないか  
かなと思います。

しかし、もともとの排水が、土地改良区の  
農地排水ということもあって、土地改良区内  
で収まるように、直角に曲がったりする箇所  
や土地改良事業の同意が得られず迂回するよ  
うな箇所もあり、近年のゲリラ豪雨等を考え  
ると、幹線的な排水路とそこへつながる支線  
的な排水路の計画が必要と考えます。

農業排水路の範疇を超えた計画になってい  
く、調査した場合に計画になっていく可能性  
もありますが、今後の排水の改善に向けた検  
討をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 排水路の工事とい  
うのは、確かに排水路のそばの土地の協力が  
必要だと、どうしても重機を使う工事になり  
ますので。また、取った土をどこかに持って  
いくとか、そのまた土地も確保しなければ大  
変難しい面もあると思うんですけどね。

しかしながら、作物というのは畑に水がた  
まってしまうと大変な被害を受けるわけです。  
特に島ニンジンに関しては、根っこが40セン  
チ、50センチぐらい土の中に伸びてしまっ  
たら、その土地が冠水するともう全く根腐れし

て商品価値もなくなり、もう捨てる以外ない  
わけです。

そのことも考えると、できるだけ調査し改  
善される方法、努力していただきたいと思っ  
ます。よろしくお願いします。

次、大枠2番のほうに移ります。

このことに関しては、ほかの議員も何名か  
質問しましたので、まず、このバイパスの詳  
細設計というのはいつ頃できるのか、その辺。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは、お答  
えします。

まず、事業化が決まった後に詳細設計、そ  
れから、用地測量を行います。用地交渉とい  
うスケジュールがまた出てくるんですが、設  
計が出来上がって、用地交渉開始までには5  
年ほどはかかるだろうというふうに伺って  
います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 これだけの国の事  
業ですから、そうかなとは思っています。

国道329号西原バイパス計画段階評価手続  
の進め方ということで、平成30年3月に第1  
回地方小委員会が行われたと思うが、この小  
委員会のメンバーはどのような人たちか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

小委員会のメンバーは、名桜大学教授、あ  
と琉球大学教授、それから沖縄国際大学教授  
など7名で構成されております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私は、国の事業で  
はあるけど、やはり関係自治体、当然、南風  
原町、それから与那原、西原の首長が入っ  
ているのかなと思ったんですけど、そうでも  
ないということですね。

2019年6月から7月頃に、たしか国道329  
号西原・中城バイパスについてのアンケート

調査、2回目が行われたと思うが、このアンケートの主な意見として、私が調べたところ、幹線道路への抜け道として、生活道路への車の流入が多くならないか。生活環境への影響として、大気汚染や騒音公害が発生しないか。大雨時に地域住宅地へ水が流れ込み冠水が起きないか。また、バイパスを走行する車は、制限速度を大幅に超えて走行するため、子供たちの、中学が多い地域ではかなり危ないと、大変な重大な事故が起こる可能性もあるということ。

今、主な意見を挙げましたが、このような意見に対して、これからしっかりと対応していただきたいが、そのことに関して課長の考えはありますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

アンケートの意見を考慮した道路設計で進めるよう、国のほうへは要望していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 このような地域住民から、村民からの意見ですのでしっかりと、地域住民が不安を抱えないようしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

西原バイパス、車線が片側2車線で、27メートル50の道路になるわけですが、このような大きな道路を通すとなると、どうしても土地によっては小さい残地が残ることが考えられます。私のところにも、地域の地主さんから相談がありましたけど、そのことに関しては、私もどうこうあまり言えることはできなかったんですけど、この道路、土地が、例えば1,000坪、2,000坪の大きな土地でしたら、まだ残りの土地利用することもできると思うんですが、やはりその土地には200坪や300坪ぐらいの小さい土地もあるわけですし、ましてやまたこの道路というのは、直線じゃ

なくてカーブ以上なものですよね。そうすると、やはり三角の残地とか残る可能性もあるわけですね。

課長、この詳細設計ができないと、前に、残地に関して何とも言えないとおっしゃっていましたが、やっぱりバイパスに取られ、残された残地に関しては、いろんなことを想定して、やはり前もってしっかり国との話合いを持っていただきたいが、課長、どうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

これからの調整になるとは思いますが、バイパスがやはり整備されることによって、袋地などなど不利になるような土地には、取付道路の整備などを要望していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 しっかり住民の、地主の不利益にならないよう頑張ってください。

次に、またまた村長、ひとつお願いします。このバイパス沿いの土地利用についてお聞きしますが、先ほども話していたんですけど、このことについても、他の議員からも質問がありましたけども、私からも少しお聞きしたいと思えます。

新しい道路が、道路整備についての、中城村にとって長年の夢というか、思いだったと。これは、私たち議員だけじゃなく、村民もそういうふうに思っておると思えます。

村長は、バイパス沿いの土地整備に関しては、とりあえず国道329号沿いの整備し、建物が建てられるように進めていきたいとお話ししましたね。それも確かにそうだと思います。本当に国に対しても。

しかし、やはりそれはバイパス沿いの土地を有効に利用していないですね。新しくでき

るバイパス、このバイパスというのは有効に利用しないと、村民が、ただの村外の人たちの交通便利にならないか。そうになってしまうと、地域住民にとっては、ただ交通量の多い騒音・公害道路にならないかと心配しております。やはり確かに農地法によって、このバイパス沿いもまだまだ農地であるわけですから、整備するのは大変ハードルが高いとは思いますが、今から早めに国と話し合って、協議する必要があると思いますが、その辺、村長のこのバイパス沿いの整備についてお聞きします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほども、担当課からのお話もありましたけども、今現在がまだ都市計画審議会に諮る段階で、それで事業化、そして詳細設計に移っていくわけですから、簡単に言えば土台となるものがまだないわけです、図面等が。そういう段階ではまだ話もできないと思えますけども、詳細設計にかかって、大まかな部分が出てきた段階では、いろんな要請はその都度国や県にはできると思いますが、今の段階ではまだそこまで至っていないというのが現状です。

ただ、議員がおっしゃるように、地域の方々には不利益が出ないというのが最優先だと思っておりますので、その地域の方々の不利益が出ないような形で進めていくのは、当然のことだとは思っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 先ほど、課長からも、この詳細設計が出来上がるのは早くて5年ぐらいですか、そういうまだ期間があるわけですが、でも、やはり常に村長、このことに関してはしっかりと考えていただき、設計ができ次第、しっかりと取り組んでいただくようよろしくお願いします。

あと最後に一つだけ、地域への情報提供ということで、329号西原・中城バイパスについて、中城村、北中城村の行政区長への説明会が、令和元年6月5日にたしか行われていると思うが、よろしいですか、そうですか、令和元年6月5日。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時53分）

~~~~~

再開（10時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

○11番 仲松正敏議員 たしか日にちは説明ということで、でも、説明会を持っておりますよね。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時54分）

~~~~~

再開（10時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 あと時間も少しですけど、私が調べたところ、たしかこれ、写真つきでありました。確認しております。

そうですので、やはりこれだけの大きなバイパス道路が造られるわけですから、やはり私たち議員、議会に対しても、ぜひ説明会を持っていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

これで一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時55分）

~~~~~

再開（11時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 議長の許しを得ましたので、これから一般質問をいたします。

まず大枠1、新型コロナウイルス感染拡大対策。

県内においても、今年の2月の14日に新型コロナウイルスの感染者が確認され、11月22日現在の感染者数については3,996人、死亡者68人、新型コロナウイルスが蔓延している中、村内の感染者数は何人か。

今後、年末年始で会食や会合が多くなる時期になる中、その新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、以下のことについて説明を求めます。

①村民に対する感染拡大防止対策、②役場職員に対する感染拡大防止対策、③村立小中学校における児童生徒への感染拡大防止対策について説明を求めます。

大枠2、自治会加入促進の取組と結果について。これは、平成30年度頃から自治会加入促進運動を展開し、自治会会員の増員活動に取り組んできましたが、その活動の内容と結果について説明を求めます。

大枠3、ひきこもりの実態調査と対策。令和元年の第4回定例議会において、ひきこもりの実態調査について質問いたしました。調査は行っていないとのことでありました。その後の取組について説明を求めます。

以上、3点について答弁求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、健康保健課、総務課、教育委員会のほうでお答えいたします。

大枠2番は企画課、大枠3番は福祉課のほうでお答えをいたします。

私のほうで、お尋ねの自治会加入の促進についてでございますけども、取組、頑張っているつもりではございますが、結果としてな

かなか我々が希望するような数字はまだ上がってきておりませんが、詳細はまた後ほど御報告いたしますが、今後、やはり村の発展は地域の発展、地域の活性化だというのが、当然のところと私も思っておりますので、できるだけいろんなことにチャレンジしながら、加入促進に向けて取り組んでいきたいなと思っております。後ほど、また詳細については御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の③新型コロナウイルスの感染拡大対策については、中頭の教育長会での情報交換、それから村教育委員会の会議、村校長会・教頭会等で何度も話し合いを持ちました。

まず、未然・防止に徹することが最も重要であるという考え方で、対策を取ってきました。各学校で感染者が出た場合は、保健所の指導の下、迅速かつ的確に対処できるようにしました。詳細については、主幹のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 新垣善功議員の御質問にお答えします。

村内の感染者数は、12月9日、昨日時点で57名であります。

感染予防には手洗い、うがい、マスクの着用、ソーシャルディスタンスなどの基本的な感染予防対策が重要であります。厚生労働省、沖縄県及び関係機関等の情報をホームページや広報誌、防災無線などを活用し、感染対策の方針を伝えております。

また、村における感染者発生状況も、定期的に村ホームページで情報提供し、注意喚起を行っております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 新型コロナウイルス

の職員の感染拡大防止対策についてお答えいたします。

手洗い、手指消毒、マスク及びフェースシールドの着用と各自の健康管理について徹底しております。また、県の動向を注視しながら、適宜通知等により感染拡大防止について、啓蒙してまいりました。さらに、職員が感染した場合の影響を考慮し、万が一感染した場合におきましても、感染を最小限にとどめるとともに、役場の業務を停止することがないように新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画に基づく職員の交代制勤務を実施いたしました。併せて4月より、全職員に対し、毎朝の検温及び健康チェック窓口へのアクリル板の設置、1日2回以上の執務室等の消毒作業の実施等、職員の感染拡大防止に努めております。

その結果、現在まで職員の新型コロナウイルスへの感染の報告はございません。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大枠1の③についてお答えいたします。

感染拡大防止については、学校での感染を防止するため、授業参観などの中止や学校行事における時間の見直しなどを行い、外部からの感染から子供たちを守る対策が取られておるところです。

村内の小中学校においては、保健所などからの感染防止の助言や、県教育委員会のガイドラインにある「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」の3つの視点に沿って対策が取られております。

まず1つ目の「感染源を絶つ」においては、まず、発熱や風邪症状がある場合は登校をしない。そのため、各家庭には、子供たちの体温測定や健康観察を徹底するよう学校から依頼しております。また、家庭内で発熱や風邪

症状がある場合、保健所からの助言の下、一定期間、自宅学習をお願いしております。

また、2つ目の視点「感染経路を絶つ」においては、飛沫感染、接触感染を防ぐため、日頃からマスク着用と手洗いを推奨しております。同時に、せきエチケットや不特定多数の人が触れる場所の消毒についても細かく対応しております。

そして、3つ目の視点「抵抗力を高める」においては、十分な睡眠と適度な運動、そしてバランスのとれた食事、規則正しい生活を心がけるよう授業においても指導し、子供たちの基礎体力の向上に努めるとともに、各家庭においても呼びかけております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、新垣善功議員の大枠2についてお答えします。

御指摘のとおり、平成29年度の議会の質問を受けて取り組んできました。活動の内容については、自治会加入を後押しする取組として、のぼり及び横断幕を各自治会へ配付するとともに、広報紙の中で「わったーなかぐすく」と題したコーナーを設け、各自治会の行事や魅力を紹介する取組をしております。

自治会加入状況につきましては、令和2年3月末時点と5年前の平成27年3月末時点で比較しますと、加入世帯数は3,484件から3,631件に147件増となっておりますが、それ以上に村全体の世帯数の増加が著しく、加入率としましては46.61%から40.93%に5.6ポイント減となっております。

以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 大枠3の①について回答します。

前回の御質問以降、ひきこもりの実態調査については、実施されておられません。

しかし、来年度、令和3年度に中城村地域

福祉推進計画の見直しを予定しております。その中の村民アンケート調査の中で実施ができるよう今現在を検討中であります。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは、順を追って再質問をしていきます。

まず、コロナ対策です。拡大防止対策です。

先ほど、11月22日現在の県内の発生状況を述べましたが、今日の新聞記事から見ますと、県内では感染者が4,656名、そして、入院者が205名、入院治療中が43名、宿泊療養が62名、自宅療養が74名、そのうちの回復した人が4,197名ということでございます。そして、死亡者が75名と、死亡者については、80代の方が今日の新聞を見ましたら25名ということで、最多ということになります。

それで、村民に対する感染拡大防止対策として、村の広報誌を通じて2回ほどやっておりますね。これも、初期の段階で、そして、村民に対する拡大防止のための活動としてはこの2点だけなのか。防災無線でも4回ほどですか、やっております。当初は、村長自らマイクを握って、拡大防止の、コロナについてのをしましたが、その後は全くない、それでいいのかどうか。今まさにコロナに対する対策が、大事な時期だと思うんです。

沖縄県も人口10万人当たりの感染者の数というのは、全国4位。それで、最近の新聞を見ますと、医療現場も厳しい状況であると。そして、1波、2波、3波と到来した中で、知事も自ら記者会見をして感染拡大予防を訴えています。

やはり自治体を預かる長として、そういう、県がやったからいいというのではなくて、やはり村においても、コロナによって死亡者を出さないという決意を持って、直接マイクを握って村民に呼びかけるべきじゃないかと、

これが、役場の責務だと考えております。役場というのは、村民が役に立つ場所であってほしいと思います。

それで、村民に対する広報、啓蒙、啓発活動は、それでいいのかどうか。隣接の宜野湾市、隣接の西原町、北中城村の広報誌も参考にしながら取り組んでいただきたいと思います。

宜野湾市につきましては、7月頃から、毎月広報誌にイラストで、子供が見ても分かるような、広報をやっています。

しかし、中城村の場合は、それがなされていない。ただ一回だけ、白黒のチラシでやっています。それでいいのかどうか。今、県民はもとより、全国でもうコロナ、コロナで大変なことになっています。今、世界中が大変な状況になっています。

それで、今後、コロナ感染拡大防止に対する取組について見直しし、これまでの啓蒙、啓蒙を検証して、新しい形で村民に協力と自粛を呼びかける考えはないのかどうか。私は、今の皆さん方のやっているような状況では、生ぬるいと思っておりますが、その辺について答弁願います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

コロナウイルスの感染予防対策としては、主に防災無線を活用しております。その時期のポイントで、村民の皆さんに防災無線で情報を呼びかけ、対策をお願いしているところであります。

議員おっしゃっているとおり、広報誌に関しましては、情報提供が少なかったとは感じて、反省はしております。県から来る情報がタイムリーでありますので、広報誌だと時間がかかったりということがありまして、すぐ情報が提供できるホームページを活用してまいりましたが、今後また広報誌の活用も、検

討しながら、情報提供をしていきたいと思
います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 年末年始で会食、
会合が多くなる時期です。ひとつ村民にも、
感染拡大防止のための啓発、啓蒙をやっ
ていただきたい。

それで、村長が防災無線でマイクを握っ
て村民に協力を訴えるのと、職員が訴える
のは全然違ってくると思うんです。危機
感が感じられると思います。村長も、一
生懸命だなと、そういうことであれば村
民の意識も変わってくると思うんです。
そして、感染予防のいろんな知識につ
いても、啓発、啓蒙を徹底していただ
きたい。そういうことで、ひとつ感染
拡大防止については、今後見直して、
新しい方向でやってもらいたい。

そして、民生委員の皆さん方の活動も
大事だと思うんです。民生委員の皆さん
方も、どのようにコロナ対策について
取り組んでいるか、課長、お願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

民生委員の方々は、社協のほうで事務
局になっておまして、今、社協のほうと
福祉課のほうで情報交換しながら、そ
の情報で民生委員の方々に提供してい
くという形での対応はさせていただいて
おります。

感染防止の用具とかアルコールとかに
つきましても、社協のほうで今ストック
しているものを活用しているとは聞いて
おります。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 社協に委託した
からって、丸投げしてはいかんと思うん
です。最終的な責任は、福祉課と村長に
ありますから、委託した社協が責任を取
るわけじゃないんです。その点、しっか
りやっていただきたい

い。

あるいは事務委託者を通じて感染拡大
防止のための知識を、地域住民に広め
ていくと。

そして、今5日と20日ですか、事務
委託者定例会以外にもコロナ対策で、
臨時の事務委託者会議を開催したことが
ありますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

臨時的な事務委託者会議を開催した
ことはございません。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今、緊急事態
ですよ。そういうことを認識してもらっ
て、特に活用できるのはどんどん活用
して、村民がコロナに感染しないよう
な対策を取っていただきたい。

そして今、中城村では57名の方が
感染ということですが、その内訳、亡
くなった方がいるのか、今入院中の方
は何名なのか、それをなぜ防災無線で
公表しないのか、その理由について伺
います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松
範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えし
ます。

昨日までに57名の方が感染して
おります。死亡の方はおりません。先
月県のほうに問い合わせたところ、
4の方がまだ療養中で、残りの方は
解除ということになっております。

中城村は、感染者数だけホームページ
には載せておりますが、各市町村状
況がばらばらであります。

中城村は、人口的に小さい地域で陽
性者が特定できないように対策会議で
人数だけ公表しようということになっ
ております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 我々は、マ
スコミを通じてしか分かんません。マ
スコミの中でも、中部保健所管内
っていうたら8市町村か……、8
じゃなくて読谷除いてですから、そ

の中で中城村は何名いるんだということが分かればいいです。市は分かりますよね、宜野湾市何名とか。これは、何でそうなっているかということは、保健所、業務が市は独自でやっている、町村は県がやっているということであると思うんですけど、中城村の防災無線でその都度、感染者が出ましたということになれば、村民の気も引き締まると思うんです。それをなぜできないか、やらないのか、その辺、理由はあります。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 ホームページのほうで、週ごとの感染者を公表しておりますので、それで情報提供になっていると考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 皆さん方、質問したらホームページと言いますが、一体ホームページにアクセスしているのは、毎日チェックしています。何名ですか、1日。インターネットを持っていない、パソコンを持っていない家庭というのは何世帯あると思います。ホームページを見ている方が何名いるかです。私は、半分はいないと思っておりますけど、インターネットを持っていない、パソコンを持っていない、つないでいない方もいると思いますよ。こういう実態は、調査したことがあります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時33分）

~~~~~

再 開（11時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 ホームページの閲覧等の状況等の調査ということですが、その件についてはこれまでも調査したことはありません。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 そうですよ。やっぱりホームページで出したから、何名の方が見ているかぐらいは調査してください。なぜ見ていないか、そういう見るパソコンも持っていない方がたくさんいると思うんです。私も、その中の一人ですけど、こういう年配の方、若い人たちは皆パソコン持っていると思うんですけど、団塊世代の皆さん方というのは、持っていないと思うんです。

それともう一つ、福祉課長にお願いします。独り老人とかあるいは老夫婦で2人で住んでいる、年寄りだけが住んでいる。この方々も、情報難民なんです。情報が行き届いているか、まさしく民生委員とか事務委託者を活用して、おばあ、おじい回って、おばあ、元気ですか、コロナ対策に結びつけていくべきじゃないかと思うんです。その辺、民生委員の活動を、今後見直していく考えはあるかどうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時34分）

~~~~~

再 開（11時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 先ほどのインターネット等の家庭の閲覧等の数については調査したことがないということで、答弁を変更したいと思います。閲覧数については、単純にホームページを見ている、見ていないについては調べることができますので、その件については、もし数字が必要ということであれば、提供していきたいと考えています。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

民生委員のほうと早速協議して、どのような対策が取れるか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 福祉課長、今、そういう緊急事態ですので、ひとつ民生委員の方には大変御苦勞をかけるとは思いますが、活用していただきたいと。そして、事務委託者についても、ちゃんと報酬をもらってやっているんだから、その契約書の中にもそれはあると思うんです。事務委託契約の中でできると思うので、実態把握をさせると。そして、これ以上コロナ新規感染者を出さないという強い決意をもってやっていただきたい、取り組んでいただきたいと思います。

それと、役場職員に対する感染拡大防止策は、私はもう年末年始は、職員の不祥事が起きる時期でもあります。特に飲酒したり会食したりして。今のところ、職員の中から一人も出ていないということは、本当にいいことだと思います。

しかし、この年末年始で、私生活面での感染が出てこないかと心配しています。年末年始で休みもたくさんありますので、生活行動をしっかり職員に指導して、職員の中から感染者が出ないように取り組んでもらいたい。指導はどのようにやっているか。これまでの年末年始の職員に対する指導とは、今回は違うと思うんです。いろいろ新聞見たら、3密とか会食する場合、4名以下で2時間以内とか、あるいは1メートル以上離れるとか、そういうのを徹底して指導しないと、指摘しておきます。

それと、村立の小中学校ですか、これは、これまでのコロナ感染というのは繁華街、スナックや町の中で感染しているようですが、家庭内感染が最近増えていますよね。家庭内感染というのは、ある意味子供たちや年寄りに感染する確率が高くなってきたということです。その意味で、この質問を出したんです。

それで、学校で子供たちに感染拡大防止の指導をすれば、ある意味では口頭じゃなくて、文書でもって指導をしてもらえれば、こういう宜野湾市みたいにイラスト入りで、生徒が、子供たちが見ても分かるような。そして、これをお家に持ち帰ることによって、親御さんが見る。子供たちが、お母さん、お父さんにこうですよということで、学校もこの辺はできると思うんです。その辺今やっていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 新垣議員の質問にお答えしたいと思います。

国、県のほうからチラシ等が出ております。また、学校だより、学級通信などを通して、実際に絵だったり、文字だったり具体的なものとして学校のほうから各家庭へ配布されて、対応をお願いしているところであります。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それで、あと一点、これ、教育長、登校する際に検温とマスク、手の消毒はやっていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 各学校においては、感染拡大の観点から、現在、登校についての検温は、現在も継続しております。各学校の登校する児童玄関において検温、体温計もしくは消毒等を設置して、子供たちの検温を確認しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは、登校してから教室に入るときにやっていることなのか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 まず、検温に関しては、原則家庭において行うことになっ

ております。ただ、子供たちの中には、検温をすることを忘れていた子供たちもいると思いますので、そういった子供たちへのために、各玄関、児童玄関には検温測定ができるよう、職員が立ってやっております。教室に入る前には、検温を確実に確認をするという形になっております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 じゃあ、登校の際の、正門とかあるいは教室に入る前に検温をしているということで理解をしいですね。

子供たちが家庭でやっている家庭もあれば、検温をやっていない家庭もあると思うんです。ですから、家庭でもやって、学校の敷地内に入る前でも、検温をすると漏れる人はいないと思うんです。

これは、たまたまテレビを見ていますと、台湾はコロナがゼロといいほどすばらしい対策を取っています。台湾の学校では、子供たちが自主的に並んで、検温をして、消毒もして敷地内に入っているということで、また昼食時間ですか、マスクをして、そして会話はしないという徹底したコロナ感染防止策を講じているわけです。

私も、すばらしいなど、我が本村でもそういうことをやってもらいたいなど。念には念を押してやらずと、この見えない敵と戦っていくには、本当にどこから感染したのか、感染の経路不明が多いですね。念には念を押して対策を取っていただきたいと思います。それは、もう皆さん方が気を引き締めて、危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。

それと、村長に伺います。コロナ対策のための地方創生臨時交付金がありますが、これは、結局は感染対策や地方経済回復のための重要度の高い交付金と言われています。ある意味では、村長が判断して使えるような交付

金だと理解していますけど、その辺は村長、どう理解しています。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

これももう既に交付金あって、交付したものではありませんけども、もちろん感染防止策のためにいろいろ交付金使ってやられているものと、もう一つはV字回復に向けてのものと同方ありまして、それを先月ですか、先々月ですか、議会でも承認を得て交付したということで、今度は年明けて3次補正でまた国から交付金があるということですので、それに向けてまたこれからどういうものに講じていけばいいか、検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 この交付金は重要度の高い交付金ですので、ひとつ村長、村内を見て、何か皆さん方は仕事しやすいようにする、画一的に物を考えてしまうんです。やはり私が思うには、もうちょっときめ細かに、本当にコロナで困っている人がいないかどうか、生活に困っている方々がいると思うんです。使うべきところに使ってほしい。今、見てみますと、もう画一的に商工会員の事業所には3万円ですか、農業従事者とかに3万円やりました。そうじゃなくて、本当に困っている、生活に困っている、コロナで困っている方々にこれが行き渡るような、使うべきところに使ってほしいと思うんですけど、その辺、その考えはあるかどうか、村長。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

これまでも、本村は本当に必要な方々というか、議員がおっしゃる、困っている方々に手当てをやってきたつもりでございますし、またこれからもそれを主において、今度の交付金がもしあれば、それをまず主において考

えていくべきものだろうと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは、全国見ますと、めちゃくちゃに使っているところもあるみたいで、テレビ報道でありましたが、広島県では、車10台か20台買ったと。なぜ買ったかという、地場産業の支援だと、あるいはまた佐賀県ですか、駅に宇宙何とか造って、市民から、批判があり問題になっているんです。ですから、しっかり課長会議で協議して、低所得者、非課税世帯に対しての支援をしていただきたい。

それと、福祉課長、ひきこもりについてまだ調査もしていないということですが、調査しない理由はなぜなのか。今、これは、ひきこもりについては非常に大きな社会問題になっていますね。本村においても、2件の事件があったでしょう。子が母親を殺した事件や、あるいは夫が妻を殺した、これはある意味ではひきこもりが原因で起きたと思うんです。調査したことあります、この2件の事件について。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今、議員のおっしゃった2件のケースについては、病気を基とした状況において起こった痛ましい事件だということで、今、把握しております。一部関係機関と協議しながら、社会復帰に向けて取り組んでいる事案もあります。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 課長、こういうことを質問するのは失礼かもしれんけど、ひきこもりという定義について、どのように認識しています。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

ひきこもりについて、明確な定義というのは今までありませんでした。平成30年度に厚生労働白書で定義されたものがありますが、こちらは様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭内にとどまり続けている状態を指す現象、概念というのが初めて定義されております。

実際に私も過去、担当時代に関わったケース等もありますが、実際にはこれだけではなくて、やはりいろんな要因、失業だったり親子関係だったり等、いじめとか、また病気とか、いろんな要因により外に出れない状態、人と接触ができない状態というのを広義のひきこもりとして、こちらとしては、現場では対応しているつもりです。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 6か月以上も人間関係がつくれんというのが一つで、これはもう原因は様々ですよ。これ、病気ではないということなんですけど、しかし、本村においても、こういう困っている方がいるはずで、ひきこもり、精神障害者とか抱えている家庭とか、いろいろあると思うんです。そういうのは実態把握をしないと、対策は取れないと思うんです。せめて実態調査をしてから対策は、課長会議の中で、協議すべきだと思います。

村長、この辺は大事なことですので、8050という社会現象、起きていますので、しっかりそういうのを検討して、本当に困っている、もうどこにも相談できない、非常に難しい問題ではあります。自分のお家のことを外に吐き出すということになりますので、世間体を気にして、みんな隠そうとしてこういう事件が起きるわけです。本村であった2件についても、ひきこもりにちょっと関連してと私は

理解しています。警察に行って調べていたら、精神障害や、あるいは被害妄想的なものがあって、困ってやむにやまれずもうやっけないことをやってしまったと、痛ましい事件が起きていますので、去年、2件起きた。本当に痛ましい事件が起きないように、役場はしっかり村の実態を調査して、防止対策に取り組んでもらうことを指摘しておきます。

それと、最後、前後しますが、自治会への加入促進については、もう思わしくないということですね。なぜ思わしくないのか、それは自治会加入促進をする意義は何ですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

やはり数値から見ても、なかなか加入者がいないということは認識しております。やはり加入、これまでもですけど、いろいろと自治会も取り組みながら会員を増やそうということをしてはいると思いますが、課題として上がっているということだと思います。

今回の加入促進事業というんですか、のぼり等の配布については、村としてできる部分からということでは取り組んでいますが、自治会についてはコミュニティー、助け合いによる地域の福祉向上など、相互の親睦を深めながらやはり築いていく組織ではないかということで、そのためにもやはり会員加入の促進は必要ではないかということを思っております。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 自治会加入促進をするのは、私が理解するのは、共同社会をつくる。先ほども、村長の答弁で、地域が活性化すれば村も活性化するという、当然、これは昔から言われたとおりです。

しかし、皆さん方は、自治会加入促進運動

をやって、事務委託者に対しての指導はやったかどうか。恐らく事務委託者も、どのようにしていいかわからないと思うんです。汗を流すような活動をしないと、自治会加入は増えないと思うんです。ただ文書で自治会に加入しましょうだけでは、逆に相手から自治会に入って何が得するのか。メリット、デメリットを聞かれた場合に答えができない、返答ができない、そういう状況です。

宜野湾市では、行政と自治会長会が提携してやっています。中城村は、それがいいんですよ。やっています。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

指導についてということについては、やはり協働でやっていくということですので、直接上からというんですか、そういったことはありません。あと、メリット、デメリットなどいろいろあると思います。

宜野湾市の取組について、参考にして、先ほど答弁のと重複しますが、広報誌の中の自治会紹介とか、あと、自治会で活動している方々、活躍しているっていうんですか、方々の紹介などもすることも、参考にしながら取り組んでいます。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 広報誌見た場合、「わった一なかぐすく」ということで、これ初めて11月号かな、載っていますね。宜野湾は、以前から公民館においでよ！と呼びかけています。宜野湾市は先進地として参考にして、今後、中城の自治会加入の促進を図っていただきたい。

そして、行政としてもちょっと事務委託者に対する指導ですか、知識の高揚、他府県でも非常に素晴らしい自治会活動をして名を

上げている鹿児島県の「やねだん」がありません、名前忘れましたが。そういう方々も招聘して、講話をしてもらってやらないと、今の中城の事務委託者については、果たしてこれでいいのかどうか、皆さん方もそれでいいのかどうか、しっかり報酬も払ってやっているんだから、それなりの費用対効果も出すようにしてもらわんと。自治会長を非難するわけではないけど、本当に地域に根差した自治会活動をすれば、おのずと増えてくると思うんです、「一人は万人のために、万人は一人のため」ということばがあるように、助け合いなんです。その辺はしっかりやっていただいて、すばらしい中城村をつくることを希望いたしますとともに、福祉課長、最後に、ひきこもりとかそういういろんな相談窓口を設置していってもらいたいと。そして村長には、先ほども申し上げたように、防災無線で自らマイクを握って、村民にコロナ拡大防止協力を呼びかけていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

以上。

○議長 新垣博正 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時58分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから、一般質問を行いたいと思いますので、副議長と交代します。

休憩します。

休憩（13時30分）

~~~~~

再開（13時30分）

○副議長 新垣善功 再開します。

議長に替わり、議長 新垣博正議員の一般質問終了まで議長の職を行います。

新垣博正議員の一般質問を許します。

○16番 新垣博正議員 こんにちは。私も、議員となって14年とちょっとになります。この議場が、今議会で最後になるということで、非常に懐かしくもあるし、また、いろんな議論を交えた思い出がいっぱい詰まっている議場にさよならをするというのは、一抹の寂しさも感じますが、また年明けたら、新たな議場において、執行部の皆さんともいろいろ議論を戦わす機会を与えられると思いますので、夢と希望を持って、また新しい年に向かっていきたいというふうに思っています。

そして、一般質問も、議長に就任以来はじめてこの席に立ちますので、幾分か鈍っているとは思いますが、最後までお付き合いのほどをよろしく願いいたします。

それでは、通告書の順番に従い、一般質問の、読み上げていきます。

大枠の1、公文書等の管理について。

(1) 公文書等の管理に関する根拠法を伺う。

(2) 現在、新庁舎への移転が進められているが、一部文書の廃棄が行われると思われる。公文書は、村民が村政を評価したり村の歴史を後世に伝えるために欠かせない重要性を持つものと考えられる。以下の点について所見を伺う。

①歴史的に価値の高い文書は保存する処置は行われているか伺います。

②村民の生涯学習資料として公開する場合に、公文書管理の規則を改定する必要があると思われるが、改定の考えはないかお伺いします。

(3) 教育委員会生涯学習課では、戦前、戦中、戦後の歴史や人々の暮らしについて調査研究を行っているが、分類作業等を教育委員会へ移管するための内規の整理をする必要があると考えるが、当局の所見をお伺いいた

します。

大枠の2、東海岸サンライズベルトの発展戦略について、当局の以下の所見をお伺いいたします。

(1) 東海岸地域の発展の可能性。

(2) 東海岸地域に南北に延びる経済基盤の形成。

(3) 大型MICE施設等を核とした東海岸地域の活性化。

(4) スポーツツーリズムの施策の展開。

(5) 歴史資源・自然資源と産業振興・観光振興が調和する土地利用の展開。

(6) 東海岸地域の円滑な交通ネットワークの形成。

(7) サンライズベルトの北部圏域への展開と県土の均衡ある発展。

以上について所見をお伺いいたします。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○副議長 新垣善功 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えする前に、少しだけ、最後に議長から質問を受けると、そして、この議会がもう本当に最後になるんだなという思いで、非常に感慨深いものがあります。しっかりと答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、大枠1番につきましては、総務課と教育委員会のほうで答えをいたします。

大枠2番につきましては、企画課のほうで答えをいたします。

私のほうで、御質問の大枠2番のサンライズベルト構想についてですが、昨今、沖縄県のほうからもそういう話を伺いまして、大変うれしく思っているところでございます。

東海岸に脚光を浴びるといって、まさに議長からの質問の中にあります県土の均衡ある発展というのは、県土が不均衡な状態であるということの表わしでありますので、常にこの

ことを県の会議の中でも話をさせていただいております。県土の均衡ある発展のためには、東海岸の発展が不可欠であるといういみでは、御質問の東海岸サンライズベルト構想の取り組む発展性が、非常に期待が持てるどころだと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうで答えをいたします。

以上でございます。

○副議長 新垣善功 休憩します。

休 憩 (13時37分)

~~~~~

再 開 (13時37分)

○副議長 新垣善功 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の(2)についてですけれども、公文書を適正に管理することは、教育行政においてもとても重要な仕事のひとつだと考えます。特に歴史的に価値の高い文書については、未来への説明責任を果たす意味でも、適切な管理、整理をしていきたいと考えています。

詳細については生涯学習課長から答えさせます。

○副議長 新垣善功 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 公文書管理についてお答えいたします。

公文書等管理に関する根拠法は、公文書の管理に関する法律でございます。

主な内容としましては、現用文書の統一的な管理、2つ目に歴史的な文書の移管制度、3つ目に文書管理の定期報告の義務づけ、4つ目に外部有識者、専門家の知見の活用、5つ目に特定歴史公文書等の利用促進などが規定されております。

本村における公文書管理につきましては、文書事務取扱規程に基づいております。規程には、文書の処理、文書の施行、完結文書の

保管等について定めております。

○副議長 新垣善功 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、大枠1の(2)、(3)についてお答えいたします。

まず、①の歴史的価値の高い文書保存について、廃棄しないよう適正に保存していきたいと考えております。

生涯学習課では、これまでに調査・収集した文書や資料について、中城城跡、中城ハンタ道、村指定文化財関連や悉皆調査、沖縄戦調査など事業ごとに分類し、保存しております。

次に、②の文書管理規則の改定についてでございますが、こちら、先ほど総務課長からございましたが、本村では規則ではなくて、文書事務取扱規程を定めておまして、現時点においては、その規程を改定する予定はありませんが、今後、総務課を含めた関係課で検討していきたいと思っております。

(3)の分類作業等の移管についてでございますが、生涯学習課では、これまでに戦前・戦中・戦後の中城村の歴史・文化の調査を行ってまいりました。

沖縄戦により役場や一般文書の紙資料はほぼ失われてしまっておりますが、戦前・戦中に関する調査は、聞き取りを中心に行ってまいりました。これらの調査は令和3年度で終了し、令和4年度以降は戦後史の調査、資料収集も行っていければと考えております。

戦後に関しては、役場内に公文書や写真・図面などの資料が保管されていると思いますので、地域史的に重要と思われる歴史的文書に関しては、できるだけ収集していきたいと考えております。

内規などの整理につきましても今後、総務課と調整しながら各課に協力をお願いして保

存していく考えであります。

○副議長 新垣善功 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 新垣博正議員の大枠2についてお答えします。

現在、沖縄県において、東海岸の活性化・発展に向けた構想を策定する東海岸サンライズベルト構想検討委員会を立ち上げる動きがございます。

東海岸サンライズベルト構想は、県土の均衡ある発展に向け、東海岸において南北に延びる経済の背骨を形成し、強固な経済基盤を構築することを重要として位置づけ、次期沖縄振興計画に向けた構想を策定することで、東海岸の活性化及び発展を推進する目的となっております。

さらに、富川副知事が統括する有識者チームでとりまとめた「新沖縄発展戦略：新たな振興計画に向けた提言」において、新たな振興計画に向けた重要事項の一つとして方向性を示していることから、お示しの(2)の経済基盤の形成から大型MICE施設等による活性化、スポーツツーリズムの施策など(7)までの各項目において、東海岸の発展の可能性は多いにあるものだと認識しております。

以上です。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 それでは、順を追って詳細の質問をしていきたいと思っております。

まず、公文書の管理についてであります。公文書の管理は、近年非常に高い関心を寄せていると思っております。森友学園問題とか加計学園問題、そして「桜を見る会」というふうに、全国のニュースで取り上げられる問題が、日々今でも国民に報道されております。

そういった問題が、公文書の管理の重要性が注目され始めてきたというところもあろうかと思っておりますが、その中で、認証アーキビス

トという資格、公的資格を今国では、政府では募っているようでありまして、地方自治体にもそういう資格者を派遣していきたいという考えはあるようですが、将来的にそういう専門的な方々を招いて、公文書の管理について対応していくという考え方、そういう考えはあるかどうか確認したいと思います。

○副議長 新垣善功 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

議員の質問の中にもありますように、公文書の重要性が近年増してきているような気がいたします。本村の文書管理につきまして、やはり専門家のそういうアドバイス等が頂ければ、非常にうれしいことだというふうに考えております。そういう機会がありましたら、ぜひ、村としても取り組んでいきたいと考えております。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 前向きな答弁を頂きましたが、まさにそのとおりだと思います。政府機関で公文書の改ざんがあったり、破棄されたり、電子データまで消してしまうというようなことがまことしやかに行われているというのは、非常に驚きとしかいいようがない。地方自治体は、そうあってほしくないというふうに思いもありますが、政府がそのようなことをやってしまうということは、非常にけしからんことだなというふうに日々思う、怒り心頭するような光景を、ニュース報道でも目の当たりにするわけですけども、今後、公文書の管理の関心が高まるにおいて、国民というか、村民も含めてですが、非常に目を光らせていくというところもあろうかと思えます。

それとまた併せて、歴史的に価値が高いものというのは、後生に伝えていくという、非常に義務を負っている部分があるかと思えますので、しっかりと庁舎の移転に伴って、

その辺は整理を要する機会になろうかと思えますので、しっかりと公文書管理に携わっていただきたいと思えます。

公文書管理に関する法律の中でも、こううたわれています。地方公共団体の文書管理、第34条、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施すうように努めなければならないというふうにあります。

この施策の実施については、その保有する文書の適正な管理とは、現用文書の業務の適正かつ効率的な運用のために適正に管理すること、説明責務が全うされるよう、歴史公文書等の適切な保存、利用等を確保することを意味する。地方公共団体の保有する文書の管理は、当該地方公共団体の自治事務である。したがって、地方自治尊重の観点に配慮する必要がある。また、地方公共団体の保有する現用文書の管理については、本法制定前に、これ法律ができる前です。既に熊本県の宇土市、そして、北海道のニセコ町、大阪市のよう、文書管理条例を制定している団体もあるようであります。今後、本村も、文書管理の条例を制定していく考えはないか、お伺いいたします。

○副議長 新垣善功 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在は、文書取扱規程に基づきまして、運用・管理を行っているところでございます。もちろん、その上を行きます条例制定ができれば、検討していきたいというふうには考えておりますが、現在の取扱規程で不足の分については、規程の改正等も含めて検討したいと考えております。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 教育委員会のほうにお伺いします。これまでいろんな歴史資料

を編さんしてこられたと思いますが、その中で、やはり公文書が欠けていて非常に困ったというふうな話もあろうかと思いますが、どのようなときに公文書の不存在によって、業務に支障を来した経験があるかどうか、その辺についてお伺いします。

○副議長 新垣善功 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

これまで生涯学習課の事業を含め、業務の中でこういった支障が、どういったことがあったかというのが、過去の担当を含め確認したところ、こういった現在進めている悉皆調査で、地域の自治の伝統芸能であったり、そういったところの調査をするときに、歴史的文書がない、紛失しているとか、現在調査している沖縄戦に関しても、基本的な聞き取り調査、あとは防衛省へ足を運んで資料を検索するとか、そういったところで支障を来している部分があるのかと感じております。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 そうですね、このようにして聞き取りに頼るしかないという状況に陥ってしまいますので、なかなか公的な根拠が少しずつ乏しくなるという、ランクが落ちてくるというふうに危惧されるところがあると思いますので、こういうことが今後起こらないように、公文書は適切に管理・保存していくという方向を確認できました。

この庁舎は、しばらくの間は取壊しは行わないということですので、公文書の保存に関しても、しばらくの間は保存庫としての役割も果たすかなと思うんですけども、文書の保存とかにこの現庁舎、使わなくなった後もそういったところで活用できるという考えはありますか。

○副議長 新垣善功 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

やはり年末年始にかけまして、現庁舎から新庁舎のほうへ移転を行います、どうしてもその1週間程度の期間では、全ての文書に移管するのはちょっと無理があるというふうに考えております。当分の間は、この庁舎内で残す文書も出てくるもんだらうというふうに考えております。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 そういった意味では、現庁舎がしばらくの間は残るということで、急ぎ早に廃棄するという事はやらなくても済むという、ある意味では恵まれた環境に置かれるかなというふうに考えておりますが、今後とも急ぎ早に処分するのではなくて、やはり教育委員会と連携を取りながら、今後、村の歴史として積み上げていかなければならない資料として、しっかりと保存していただきたいというふうに思います。

次の大枠2のほうに移らせていただきますが、今議会でも、土地利用の見直しとかパイパスの件、道路行政については、もう議会ではよく一般質問で取り上げられてきますが、なかなか将来構想が、イメージが湧かないというのが私の個人的な印象なんですけども、例えば、人間の体に例えていけば、頭は頭の役割、手は手の役割、足は足の役割、目は目の役割というふうに、役割がその器官においてあると思うんですけども、沖縄県全体の中で中城村が、均衡ある発展ということでは言われておりますが、漠然とした言い方ではなくて、中城村は沖縄県の中でどのような役割に位置づけられているというふうに認識をして、この構想を練っているのかをお答えしていただけますか。

○副議長 新垣善功 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

議員のおっしゃるように、やはり土地利用やバイパスの件は、本議会でもいろいろ、これまでもですが、お話しされていて、中城村においてはこれからだというふうに、自分のほうも思います。逆にまだ発展の可能性が大いにあるということで、また東海岸の中でも中心に位置していますので、その部分でいろいろと、貢献というんですか、可能性は大きく持っているものではないかというふうに考えています。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 課長、もうちょっと具体的に言ってほしいんですけど、こういうふうに漠然としたような捉え方になると、イメージが湧かないというのが印象です。沖縄県の中で東海岸の果たす役割って何なのかということ、西海岸とはこう違うんだよというところを明確にしていかないと、とにかく発展あるとか、ポテンシャルがただ単に高いとかというふうに言われてしまっても、構想ですからもうちょっと具体的にビジョンを述べてもらいたいなというふうに思うんですけども、企画課長、やはり企画をする課長、要するに将来的中城村の道末を、行く末を企画する、ビジョンを示していく行政側の事務方としてのトップになると思いますので、その考えがどの程度あるかというのは、今後問われてくると思います。ぜひ、中城村の位置、あるいは東海岸の位置というのが、こういった沖縄県では役割を担っていると、もう一度答弁をしていただけませんか。

○副議長 新垣善功 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

議員のおっしゃるように、企画というのは、そういった計画において中心になる部署であるということで、大変重要な位置にあるということは認識しておりますが、やはり先ほど、

イメージできないという部分はありますが、中城村においては城跡を中心とした今後の観光とか、今回、MICEができて、後にはなると思うんですが、道路も土地利用の見直しで、そういったいろいろな難しいところではありますが、発展する可能性があるということで、詳細なイメージとしましては、ちょっと私のほうではまだ少し足りない部分がありますので、今後、この計画、次期振興計画に向けて取り組んでいきたいというふうに、少し足りない部分はありますが、答弁したいと思います。

以上です。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 先ほど答弁がありました東海岸サンライズベルト構想検討委員会が立ち上がるということでありましたが、ここに本村からも委員になる方もおられます。

○副議長 新垣善功 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

サンライズベルト構想の検討委員会が、本年度中、予定としては今月第1回を予定しております。その中に、村長のほうが検討委員として入りまして、その下のほうに行政連絡会議ですか、担当のほうということで、私のほうが参加することになっています。

以上です。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 課長も何らかの形で関わるというのは、もう承知だと思います。

そういった意味においては、やはり検討委員会に中城案をたたきつけないといけないと思うんです。そういうときに、委員会が立ち上がってからものを考えるよりも、やはりこういった構想を中城村は持っているんだということを、検討委員会の中でやはり上げていかないと、全てが決まっていく中の流れに

沿って中城の分け分が回ってくるようなイメージで、私は受け取らざるを得ないかなと思うんです。

そうなってくると、東海岸、西海岸のバランスというのは、均衡は保たれるどころかますます広がっていくんじゃないかなという懸念をしています。

一時期はMICEで盛り上がっていたんですけども、今、MICEの誘致が何か停滞気味でもありますし、また、コロナ禍で、あれだけ大きな施設を造ったときに、コロナのような感染症が今後将来も発生しないとは限らないわけですから、開店休業してしまうとなると、圏域にとっては非常に痛手になるというおそれもあります。

そういった意味では、足踏みしてしまうというところも一部ではあるのかなと思ったりするんですけども、MICEをちょっと置いておいても、やはり東海岸のサンライズベルト構想というのは進めていかなければならないと思います。

それで、近年の新聞も非常ににぎわせていますが、モノレールのまたさらなる北進の構想も新聞で取り上げられたりしておりますが、幾つかのルート案が示されておりますが、中城にとってどのルート案が最も要望しやすい案なのか、その辺も含めてお伺いいたします。

○副議長 新垣善功 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

中城村についても、公共交通については、やはり今までの議会の中でも課題があるということで、浦添のほうのてだこまで現在来ていまして、それをそのまま延ばして琉大方面まで延伸していただければ、まず中城村へも、そういったモノレールの恩恵も出てくるのかなというふうには考えています。

以上です。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 そうですね、私も琉大側にルートが引けたらなと思っています。より中城に近くなる方向に導くためには、それなりの戦略が必要だし、腹くくって、議会も含めて一緒になって、東になって、そういう案を牽引していただきたいというふうに思うんです。

今まではMICEの方向に、モノレールの構想が、仮ですけども、線引きされている案が示されておりました。与那原方向ですね。これの案も、何となくしぼみそうな感じもするんで、与那原町、西原町にとっては、ちょっと失礼かもしれませんが、中城村にとってはこれがチャンスになる可能性だって十分考えられますので、この辺をしっかりと中城案というのを執行部の辺りで取りまとめ、議員とも将来構想について語り合えるような環境もつくっていただければなと思います。

そうしないと、議会の中でもいつも取り上げられて、ある一定固まった状態で手をつけると、もうコースが動かない、このルート以外は、もうなかなか変更が利かないという方向に行きます。今でしたら、柔軟に村民の希望が通るような環境あると思います。あとは発言力の力、村長の政治力のところも、その辺でもまた発揮する場面は出てくるとは思いますが、でも、事務方がしっかりとその辺を支えていかないと、これは前に進まないし、ほかのところを取られてしまう。あるいはまた、望むような開発じゃなかったというふうに、後悔してしまわないかなという懸念も一方ではするわけです。

その辺からすれば、多方面でそういう知恵を出し合って、企画課長、先頭に立ってこのサンライズのベルト構想、気合いを入れていくということを宣言していただだけませんか。

○副議長 新垣善功 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

次期振興計画に向けて、この計画が東海岸のサンライズベルト全体的な発展につながる計画になるように、企画課、担当課としてもいろいろな情報発信、課題等、中城の部分で取り組みたいことなどを発信していきたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 課長、もっと力強く言ってくださいね。

西海岸側では、あれだけいろんな意味で道路ができたり、商業施設ができたり、キャンプキンザー辺りも返還の方向に向けさせるといふエネルギーが発せられておりますね。その一方で、軍港の移設とかも話題に上ったりするんですけども、軍港の移設のよしあしはちょっと置いて、いずれにしても発展戦略の中でいろいろと語られていることだというふうに私は認識しております。

こういうふうにして、西海岸側に、今、綱引きでどうも東海岸側は負けているような感じがします。もう一日も早く追いつきたいなと思うんですけども、逆に水をあけられて、西高東低のこの図式は、沖縄県土の均衡ある発展からはほど遠い方向に行きそうな感じで、半月ぐらい前ですか、実際に、富川副知事の講演もありまして、私も参加させていただきました。東海岸側は、どう見ても置いてけぼりになっていると、何とかしてくれないという話までしました。しかしながら、答えは10年スパンの構想とかっていうふうな、何かちょっとトーンダウンするような発言で終始したのを覚えています。

よく、我々議員になった頃から、10年後、

20年後の中城村はという言葉をもう年がら年中聞かされて、今日に至って、いまだにそういう話が耳にたこができるぐらいそういう話を聞くんですけども、いつになったら10年後、20年後が到達してくるのかなというふうに思うわけです。

具体的にこの質問にも取り上げていますが、スポーツツーリズムというふうなうたわれていますが、本村ではスポーツの中の何を具体的に提案していこうという考えがあるのかお聞かせください。

○副議長 新垣善功 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

議員おっしゃるように、こういった沖縄計画というのはなかなか進まないということで、差が東と西ではあるというふうなものは、私も認識はしています。

スポーツツーリズムの施策による展開についても、これからの計画ではありますが、中城村でもサッカー、プロスポーツの誘致等もしていますので、その部分とかもできるのではないかと。ただし、これからということで、行政の中でも今後いろいろな意見を聞き、取り組んでいきたいというふうに考えています。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 今議会の中でも、一般質問の中でもちょっと出てきたと思うんですけど、自転車道の整備とか、そういった話も出たと思うんです。もちろんサッカーキャンプもとても大切だと思いますし、本村においてのある意味での目玉の事業といたしますか、サッカーキャンプ誘致というのは、今後も推進して行ってほしいと思います。

いろいろな意味で、スポーツ施設等も、東海岸側も整備されてきておりますので、そういう中で、自転車道とのリンクといたしますか、コラボといたしますか、やっていくとなると、

これまで移動については車で移動するというのが沖縄県の常識的な移動手段になっているわけですが、今後、海拔がこれだけ低くて平地であるというのは、自転車道としては非常に魅力だなというふうに思います。低い土地をしっかりと南北に長くありますので、佐敷、与那原から沖縄市あるいはうるま市辺りまで延伸して、自転車で移動していく。あるいはまた、通勤も今後はできていくと、職場環境なんかも変わってくるんじゃないかなとか、あるいはまた、スポーツの観戦についても、車で移動するんじゃないかと、吉の浦辺りに駐輪場を造って、しっかりと便益施設も整備してキャンプを応援できるようなとか、あるいはまた、公式な試合も誘致できるぐらいの環境にまで、今後、将来なしてほしいなと思ったりするんですけども、いろんな意味で夢の構想というのは、語ろうと思えば語れると思うんです。

こういう話が、なかなか課長の皆さんから聞けないもんですから、漠然とした紙ベースの、総花的といいますか、つかみどころのないような答えが返ってくることに對しては、非常にちょっと煮え切らないところが私もあるので、ぜひ、もっと具体的な話、あるいはまた、ここをこうしていきたいというふうに、ピンポイントで中城にフォーカスしたような構想をぜひ実現してほしいなと思います。

そして、観光振興についても、もう観光協会も設立しましたので、走らせていかなければならないと思いますので、しっかり観光協会が本来の力を発揮するような環境をつくってほしいなと思います。

そのためには、土地利用の見直しと同時に、やはりもう先んじてホテルとかの誘致も考えていかなければならないんじゃないかなと思います。どの辺りをエリアにするとか、そういった面まで話し合われているかどうかを

お伺いします。

○副議長 新垣善功 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

土地利用等の計画については、役場内において、詳細については、現在まだ話はされておられません。

以上です。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 次年度辺りからは、そういう企画を含めてプロジェクトチームを立ち上げて、具体的に地図上で落とし込んでいくという、いろんな案を練るという、構想する考えはないですか。

○副議長 新垣善功 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

現在、都市建設課のほうにおいて、土地利用について、中部広域への移行等も含めた計画を策定するという出でていますので、都市建設課だけではなくて、全体として取り組めたら、いけたらいいかなというふうには考えています。

以上です。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 産業振興課長、いきなりですいませんが、農業の基盤も整備されている箇所もありますし、そこのかなりの調整が出てくると思います。この土地利用の見直しについては、特に下地区においては、ここだけは絶対農業基盤として守っていききたいという場所を示していただけませんか。

○副議長 新垣善功 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

残していきたいところ、土地改良区域だと私は認識しております。いろいろな土地利用

の観点から見て、産業振興課としては、農地を守る側ですので、その辺をしっかりと役場の内部で吟味しながらやっていきたいと思いますが、村の土地利用としましても、農地の利用としましても、5年見直しとか、5年から10年の間の見直しとかありますので、その辺は住民と一体となって情報収集しながら、村の土地利用を考えていきたいと思います。

以上です。

○副議長 新垣善功 新垣博正議員。

○16番 新垣博正議員 企画課長と似たり寄ったりで、非常にアバウトで、土地改良区っていったら、もう和宇慶から泊辺りまでということになりますが、村土の大半がそういうふうの下地区のほうですね。瀬垣線を中心として土地改良をされているわけですから、ここ全体を守るというのは、いわゆる土地利用の見直しとはバッティングするわけですよ。しっかりと、やはり農業を推進していくという部分と、譲って開発をしていく部分、この辺はもう描いていかないと、村民も不安でしょうがないかなと思います。この辺は、コロナではあっても、水面下でしっかりと、お互い課を越えて調整して行って、将来構想をぜひ描いていただきたいと思います。村民も、どこがどのように展開していくかというのが全く分からない、議員も聞かれても答えられない、非常に漠然としてしまうという展開が、ここ何年か続いているような気がしてなりません。やはりその辺は、事務方がしっかりとこの辺の構想にも知恵を出していくということを、ぜひやっていただきたいと思います。

ほぼ答えは今回出たかなと思いますが、ちょっと消化不良的な一般質問とはなりましたが、私の一般質問をこれで終わります。

○副議長 新垣善功 以上で、新垣博正議員の一般質問を終わります。

議長 新垣博正議員の一般質問が終了しましたので、議長を交代いたします。

休憩します。

休憩（14時17分）

~~~~~

再開（14時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散会（14時18分）

令和2年第9回中城村議会定例会（第8日目）

招 集 年 月 日	令和2年12月4日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和2年12月11日（午前10時00分）		
	閉 会	令和2年12月11日（午前10時37分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	12 番	金 城 章	13 番	石 原 昌 雄
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者				

議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	議案第59号 中城村公共施設整備基金条例
第 2	陳情第13号 日常生活用具給付等事業（紙おむつ）の給付要件の緩和・中城村に対する 支援要請に関する陳情
第 3	陳情第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情
第 4	陳情第15号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について（要請）

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第59号 中城村公共施設整備基金条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員会委員長 石原昌雄 それでは、委員会審査報告をします。

令和2年12月11日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

番号	件名	審査の結果
議案第59号	中城村公共施設整備基金条例	原案可決

以上です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは、議案59号について質問いたします。

この第6条の一部処分に関してなんですけども、建物の維持に関連する経費に充てて、一部基金の処分をすることができるとなって

いますけども、この維持の内容についてどのように確認されたのか。

それと、この維持というものが修繕費の中にも含まれると思うんですけど、どのような修繕費というか、使用勝手、そういった中身とかも確認したかどうかお尋ねいたします。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員会委員長 石原昌雄 お答えします。

第6条の処分については、特に委員会では

質疑は出ませんでした。確認もありませんでした。

委員会の中では、本会議で質疑された部分と、それから説明会のときに説明された部分がありましたので、特に全体の項目の中で一つ一つはしませんでした。ただ、委員会としては、第4条とか、第5条については、こういうことだよねということで確認はしました。

それで、あと第2条については、この基金は、運用するに当たっては、必ずこの議会を通してしか運用されませんのでということを確認しております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは、再質問します。

今、全体的の流れで確認したというふうに捉えてよろしいですね。もう一点は、基金を取り崩す場合は議会を通すというふうに解釈できるわけですね。

では、今言うように、修繕に充てる場合に、維持に充てる場合に、その場合もその内容等、あるいはどういったものに充てる、どういった関連で処分するというふうに、それも全部議会で確認を取るということで理解してよろしいですか。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員会委員長 石原昌雄 委員会のほうでは、そういうことも議会を通してされるというふうな確認をしております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 了解です。

○議長 新垣博正 よろしいですか。ほかに

質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（10時05分）

~~~~~

再開（10時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号 中城村公共施設整備基金条例を採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号 中城村公共施設整備基金条例は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第2 陳情第13号 日常生活用具給付等事業（紙おむつ）の給付要件の緩和・中城村に対する支援要請に関する陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員会委員長 石原昌雄 それでは、委員会の審査報告をいたします。

令和2年12月11日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会  
委員長 大城常良

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番号     | 付託年月日         | 件名                                          | 審査の結果 |
|--------|---------------|---------------------------------------------|-------|
| 陳情第13号 | 令和2年<br>12月4日 | 日常生活用具給付等事業（紙おむつ）の給付要件の緩和・中城村に対する支援要請に関する陳情 | 採択    |

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時21分）

~~~~~

再開（10時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（10時21分）

~~~~~

再開（10時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（10時26分）

~~~~~

再開（10時28分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号 日常生活用具給付等事業（紙おむつ）の給付要件の緩和・中城村に対する支援要請に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第13号 日常生活用具給付等事業(紙おむつ)の給付要件の緩和・中城村に対する支援要請に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 陳情第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員会委員長 大城常良 それでは、読み上げて御報告をいたします。

令和2年12月11日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会
委員長 大城常良

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第14号	令和2年 12月4日	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	採択

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩(10時31分)

~~~~~

再開(10時34分)

○議長 新垣博正 再開します。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第14号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4 陳情第15号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について(要請)を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第15号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について(要請)については、提出書のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

休憩します。

休 憩 (10時35分)

~~~~~

再 開 (10時36分)

○議長 新垣博正 再開します。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第15号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について(要請)については、提出された陳情書のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (10時37分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会副議長 新 垣 善 功

中城村議会議員 金 城 章

中城村議会議員 石 原 昌 雄